茨城県次世代育成プラン

茨城県

令和２年３月

目　　　次

第１章　計画策定にあたって
１　プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　プランの位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
４　プランの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

第２章　少子化をめぐる現状
１　総人口と人口構造の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
２　出生数，合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
３　少子化の直接的な要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

第３章　日本一，子どもを産み育てやすい県の実現に向けた課題と対応方針
施策１　結婚・出産の希望がかなう社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７
施策２　安心して子どもを育てられる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
施策３　多様な働き方の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
施策４　待機児童ゼロへの挑戦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
施策５　児童虐待対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
施策６　誰もが教育を受けることができる社会づくり・・・・・・・・・・・・・・・　３６
施策７　困難を抱える子どもへの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１

【別掲】　プランに包含し，一体的に進める各計画
１　茨城県子ども・子育て支援事業支援計画・・・・・・・・・・・・・・・・４８～　６３
２　茨城県子どもを虐待から守る基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・６４～　７９
３　茨城県社会的養育推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０～１０１

資料編
・数値目標一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２

第１章　計画策定にあたって

１　プラン策定の趣旨

私たちの国の総人口は，2008（平成 20）年をピークに減少局面に入り，2050（令和 32）年には約 1 億 200 万人に減少し，生産年齢人口は，2015（平成 27）年の約 7,730 万人から約 5,280 万人に減少する一方，総人口に占める高齢者の割合は，2015 年の約 27%から約 38%に増加すると見込まれています。（国立社会保障・人口問題研究所の中位推計）

人口減少や超高齢社会の到来は，経済活動の縮小，地域コミュニティの崩壊，社会生活基盤の劣化など，様々な影響を及ぼすことが懸念されており，国を挙げて地方創生の取組が進められている中，本県においても時代の変化に的確に対応し，未来に希望を持つことができる「新しい茨城」づくりを推進していくため，2018（平成 30）年 11 月に『茨城県総合計画「新しい茨城」への挑戦』を策定しました。

この総合計画に基づき，少子化の要因を緩和し，日本一，子どもを産み育てやすい県の実現に向け，子ども政策に関する施策や取組を一体的に展開する指針として，茨城県次世代育成プランを策定します。

２　プランの位置づけ

本プランには，子ども政策に関する以下５つの計画を包含し，一体的に策定します。また，その他関連する２つの諸計画についても，本プランの中に位置付けることとします。

〇本プランに包含し，一体的に策定する５つの計画

（１）茨城県次世代育成支援行動計画（次世代育成新対策推進法第９条第１項）

少子化対策をめぐる諸課題に対応しながら，次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ，かつ，育成される社会の形成に資する施策や取組を総合的に推進するための計画です。

（２）茨城県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第 62 条第１項）

市町村が行う子ども子育て支援給付等が適正かつ円滑に行われるよう，広域調整を勘案し，幼児教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定めるための計画です。

（３）茨城県子どもを虐待から守る基本計画（茨城県子どもを虐待から守る条例第 10 条第１項）

子どもの虐待防止に関する施策についての基本的な方針や目標のほか，虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

（４）茨城県子どもの貧困対策に関する計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第１項）

子どもの貧困対策という視点から各施策を捉え，子どもの貧困問題に対して，より効果的・総合的に対応していくための計画です。

（５）茨城県社会的養育推進計画（平成 30 年度厚生労働省子ども家庭局通知）

平成 28 年改正児童福祉法の趣旨を踏まえ，市町村や施設等による子どもや家庭への支援，里親施策の充実，施設の小規模かつ地域分散化・高機能化，特別養子縁組の推進等，社会的養育の充実に必要な取組を推進するための計画です。

〇その他関連する２つの諸計画

（１）健やか親子２１(第２次)母子保健計画（平成 26 年度厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための計画です。

（２）ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条）

母子家庭，父子家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るための自立促進計画です。

３　プランの期間

このプランの期間は，2020（令和２）年度から 2024（令和６）年度までの５年間とします。

４　プランの概要

（１）基本目標　『日本一，子どもを産み育てやすい県の実現』

少子化による人口減少は，労働・経済活動や租税・社会保障など，あらゆる分野における担い手が減少するため，社会全体の活力低下が強く懸念される深刻な問題と捉えられています。

結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援を行うことにより，家庭や子育てに夢を持ち，かつ，次代の社会を担う子どもを安心して産み，育てることができる環境を整備し，「若い世代の結婚の希望」と「希望どおりの人数の出産・子育て」を叶えるため，『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』を基本目標とします。

（２）代表指標　『理想とする子どもの数と実際の子どもの数の差』

基本目標である『日本一、子どもを産み育てやすい県の実現』を目指し，それぞれの分野の施策・取組を進めるうえで，それらを包括する代表指標として，『理想とする子どもの数と実際の子どもの数（予定含む）の差』を設定し，理想とする数と実際の数の増加を図るとともに，理想と実際の差の縮減を図ります。

	2019（令和元）年		2024（令和６）年
理　想	2.47 人	➤➤	現状より改善
実　際	2.01 人		
理想と実際の差	0.46 人		

※乳児健診，１歳６か月児健診及び３歳児健診等の際に保護者に対してアンケート

（３）計画の推進体制と進行管理

このプランを実効性のあるものとして推進していくため，福祉・医療・教育・労働など部局連携で推進するとともに，それぞれの施策や取組についてわかりやすい数値目標等を設定し，ＰＤＣＡサイクルにより，定期的に点検・評価を行います。

また，計画の進捗状況を茨城県少子化対策審議会に報告し，意見を求め，必要に応じて見直しを行うことにより，適切な計画の進行管理を実施し，円滑な計画の推進に努めます。

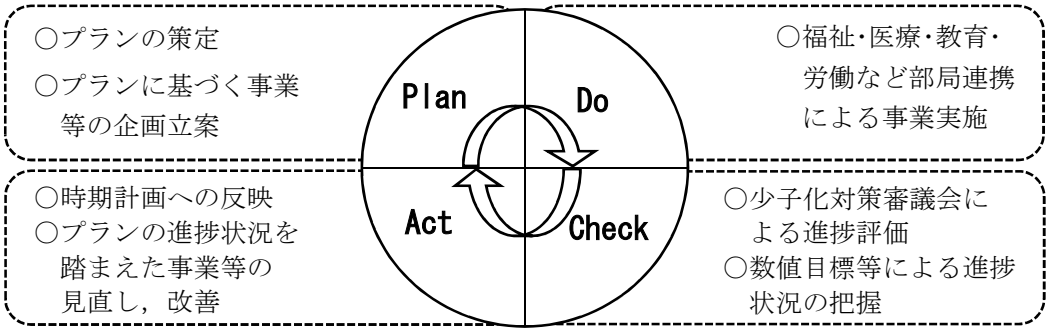

第２章　少子化をめぐる現状

１　総人口と人口構造の推移

本県の総人口は，2000（平成 12）年の約 299 万人をピークに減少に転じており，国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 2045（令和 27）年には約 224 万人まで減少すると見込まれています。年少人口（15 歳未満）は 2000（平成 12）年に約 45 万 9 千人でしたが，2015（平成 27）年には約 36 万 4 千人まで減少し，2045（令和 27）年には約 22 万 2 千人になると推計されており，2000 年の半分を下回る水準まで減少すると見込まれています。

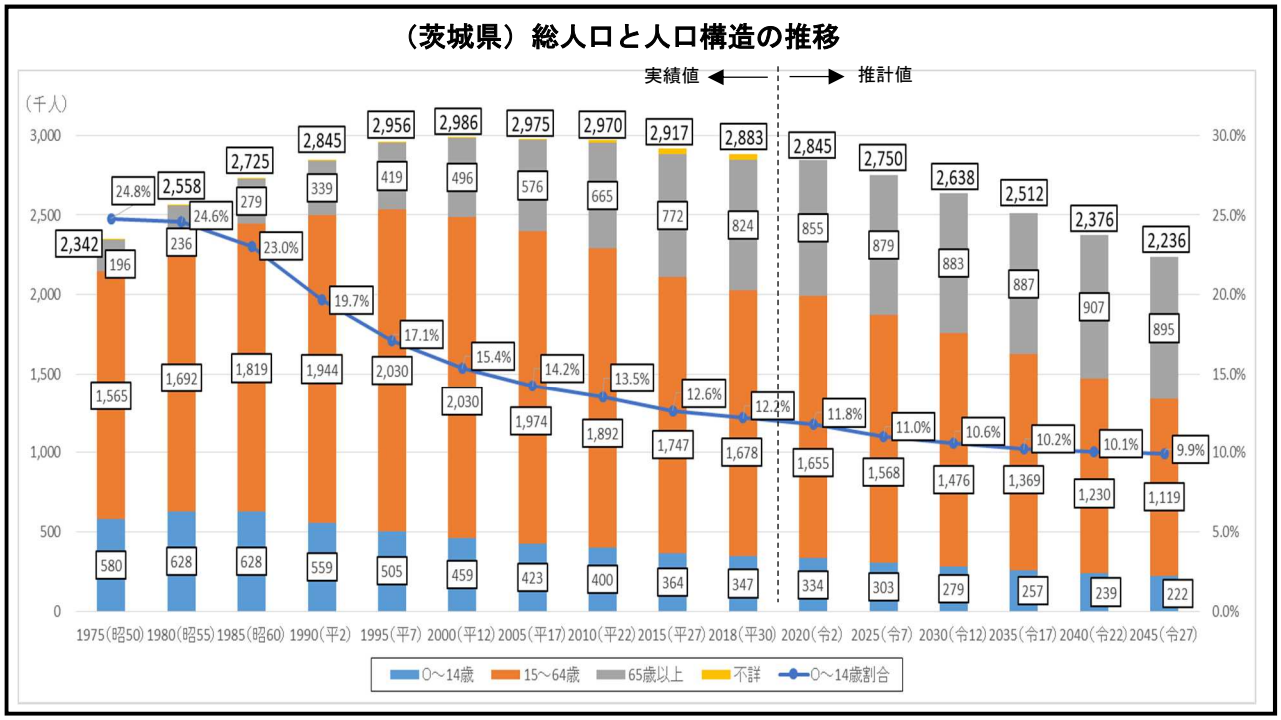

資料：2015 年までは総務省「国勢調査」，2018 年は茨城県「常住人口調査」，2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」より作成

２　出生数，合計特殊出生率の推移

（１）出生数の推移

本県における出生数は，戦後の第一次ベビーブームを過ぎた 1950（昭和 25）年頃から減少を始め，昭和 30 年代後半に約 3 万 5 千人程度まで減少した後，第 2 次ベビーブームの影響で 1973（昭和 48）年には約 4 万 2 千人まで回復しましたが，1975（昭和 50）年以降再び減少傾向となり，第 2 次ベビーブーム世代が子どもを持つ年齢に達しても増加に転じることはなく，2018（平成 30）年には 19,368 人まで減少し，初めて 2 万人を下回りました。

（２）合計特殊出生率の推移

本県の合計特殊出生率についても，出生数と同様に推移し，昭和 30～40 年代には概ね 2.00 を超えていましたが，1975（昭和 50）年以降減少傾向をなり，2005（平成 17）年には過去最低の 1.32 まで低下しました。2018（平成 30）年は 1.44 と僅かに回復傾向にありますが，人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）である 2.07 や，政府が「ニッポン一億総活躍プラン」において政策目標に掲げた「希望出生率 1.8 の実現」からは相当乖離している状況です。

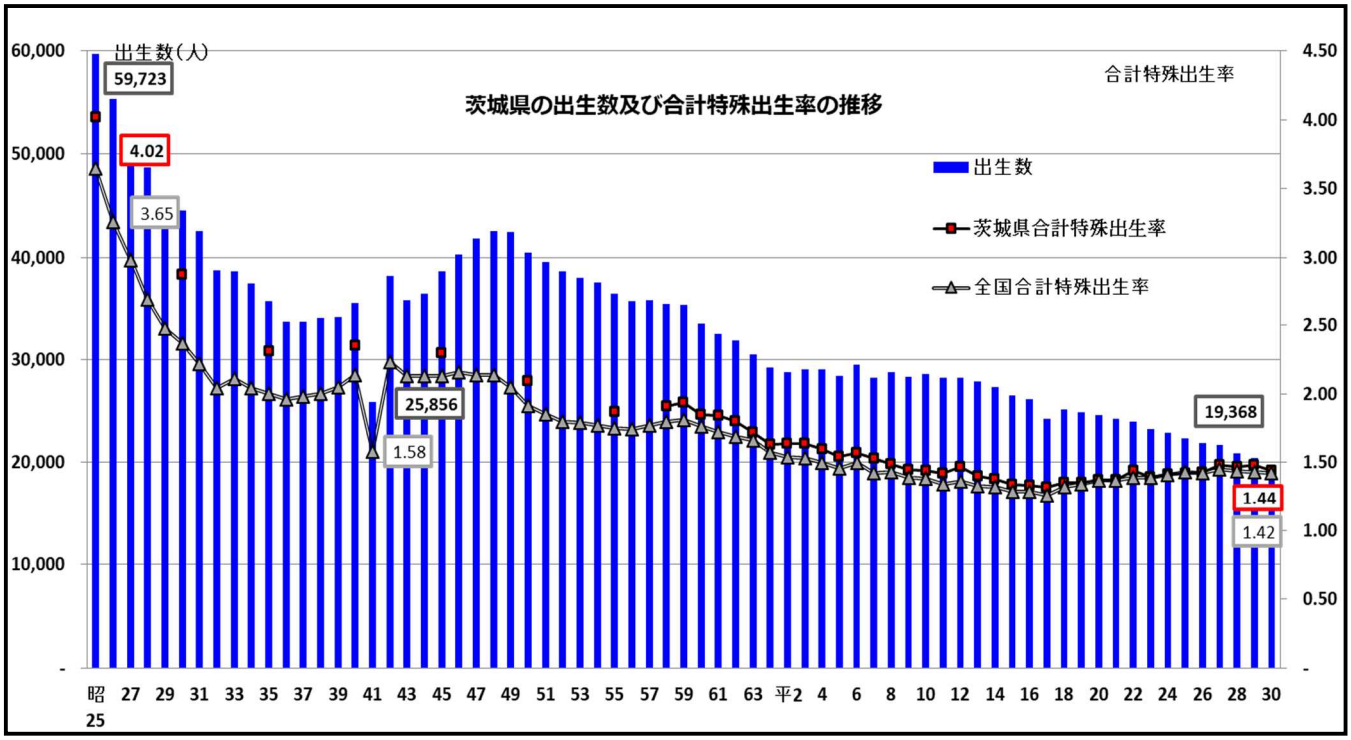

資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成

3　少子化の直接的な要因

（１）未婚化・晩婚化の進行と夫婦の出生力の低下

私たちの国では，子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であるため，結婚しない人たちの割合が増加すれば，子どもの出生数は減少することとなります。50 歳時の未婚割合（生涯未婚率）は 1990（平成 2）年は，男性 5.6%，女性 4.3%でしたが，2015（平成 27）年は男性 23.4%，女性 14.1%と大きく上昇しました。さらに今後も上昇し続けると推計されています。

一方で，結婚した夫婦一組あたりから生まれる子どもの数について，完結出生児数（夫婦の最終的な平均出生子ども数）の推移を見ると，戦後大きく低下した後，1972（昭和 47）年から 2002（平成 14）年まで 30 年間にわたり 2.2 人前後で安定的に推移していましたが，2005（平成 17）年から減少傾向となり，2015（平成 27）年には 1.94 人と過去最低となっています。この間，平均初婚年齢及び出生時の母親の平均年齢が上昇しており，晩婚化・晩産化が進んでいることが夫婦の出生力低下の要因の一つであると考えられます。

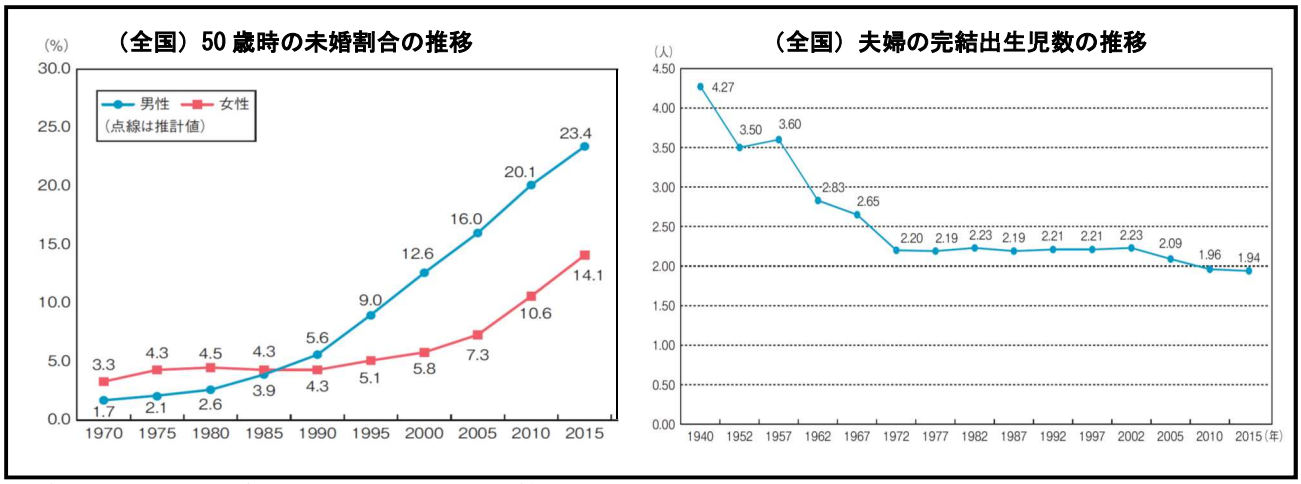

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

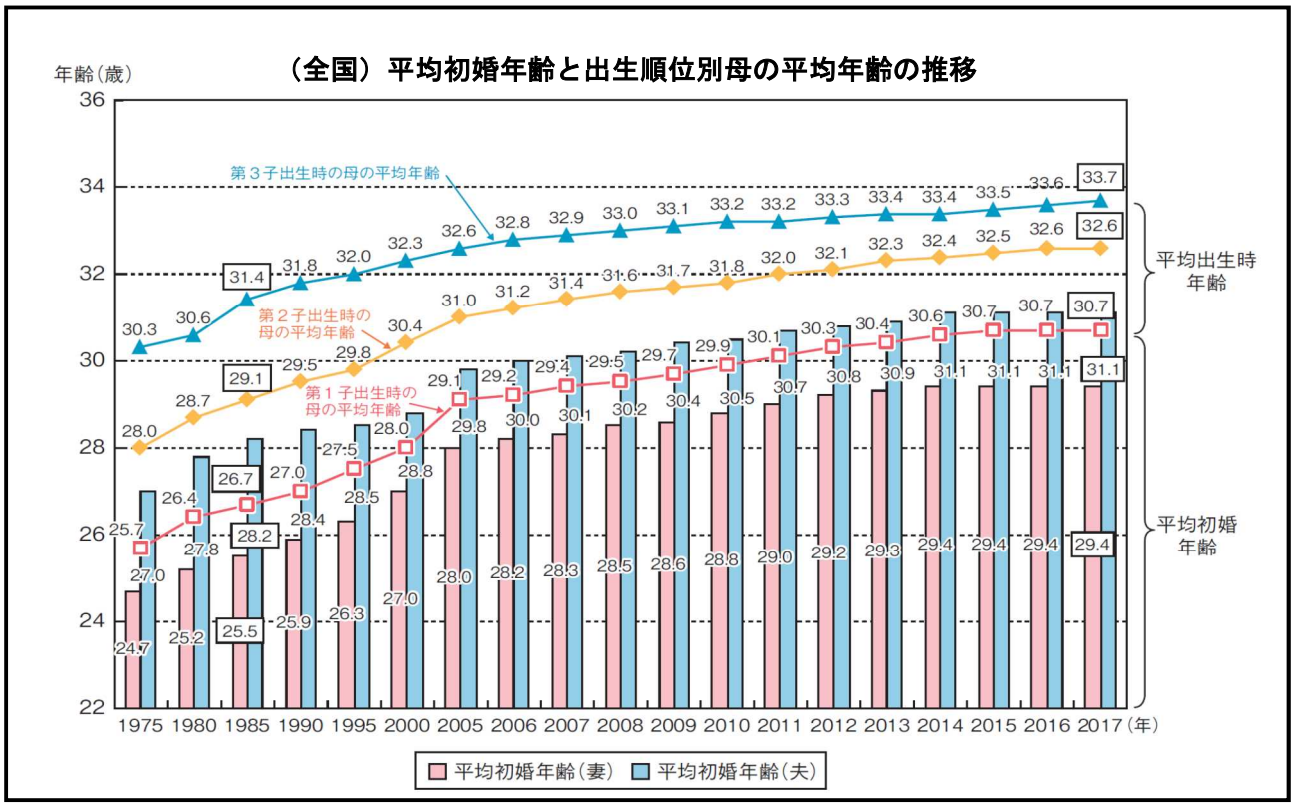

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

少子化の直接的な要因は，これらの**「未婚化・晩婚化の進行」「夫婦の出生力の低下」**であると考えられています。

（２）結婚や出産・子育てをめぐる意識等

「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者（18～34 歳）の割合は，2015（平成 27）年調査で男性 85.7%，女性 89.3%となっており，若い世代の結婚に対する希望は 30 年前と比較してもあまり変わらないと言えます。

また，夫婦の理想とする子ども数の平均（理想子ども数）と，実際に持つつもりの子ども数の平均（予定子ども数）は，理想が予定を常に上回っています。

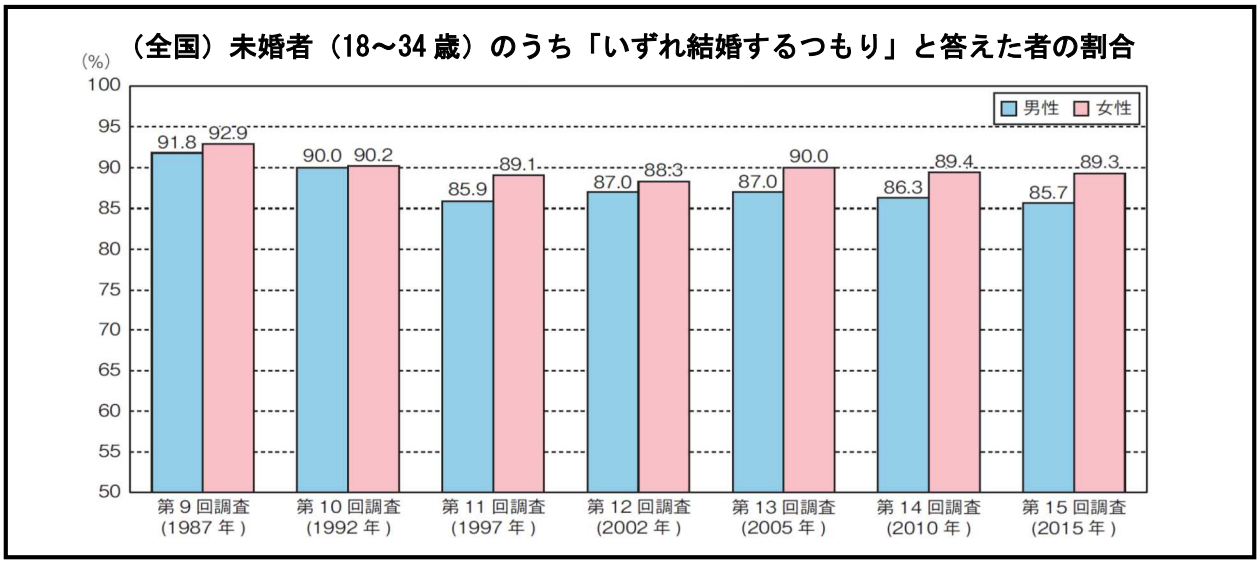

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

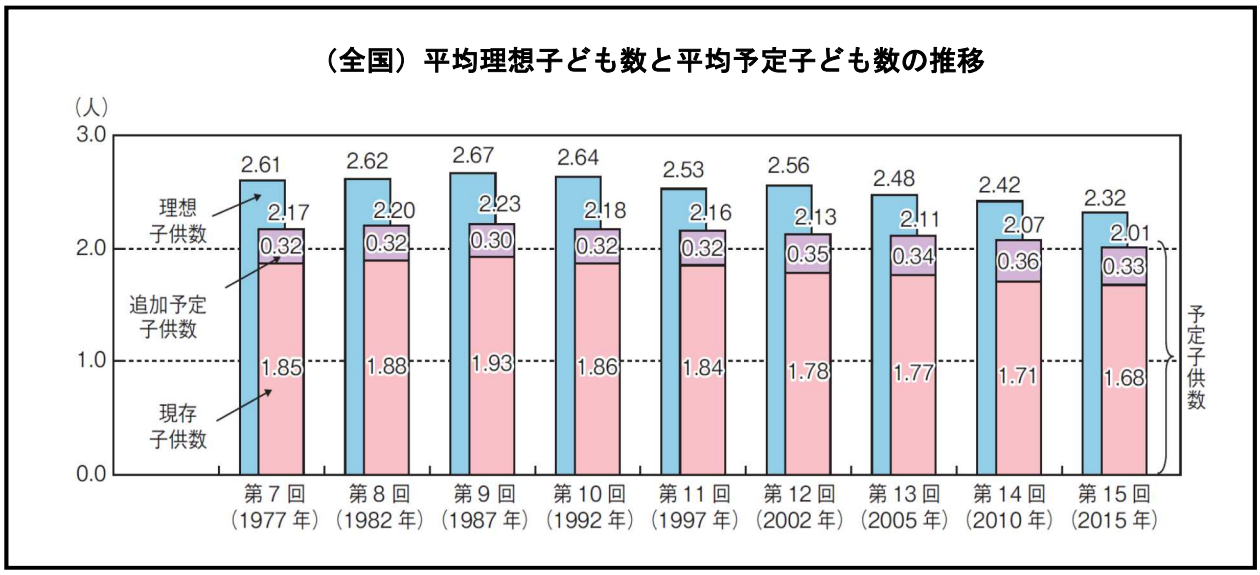

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

第３章　日本一，子どもを産み育てやすい県の実現に向けた課題と対応方針

施策１　結婚・出産の希望がかなう社会づくり

１　現状と課題

（１）未婚化・非婚化の進行

本県の未婚率は，例えば 25～29 歳で見ると，1975（昭和 50）年では，男性が 46.4%，女性が 16.9%でしたが，2015（平成 27）年には，男性が 73.4%，女性が 59.2%と大幅に上昇しています。

また，本県の 50 歳時未婚割合（生涯未婚率）は 1975（昭和 50）年では，男性が 1.88%，女性が 2.47%でしたが，1990 年代から上昇傾向が鮮明となり，2015（平成 27）年には，男性が 24.29%，女性が 10.69%と，大幅に上昇しています。特に本県は、未婚者の男性比率が高く、未婚割合も全国値を上回っています。

日本では生まれる子の大多数は嫡出子（結婚した男女の間の子）であり，現状においては結婚が出産の前提であることは否めません。1990 年代以降，結婚しない人が増えていることが，少子化の進行に大きな影響を与えています。

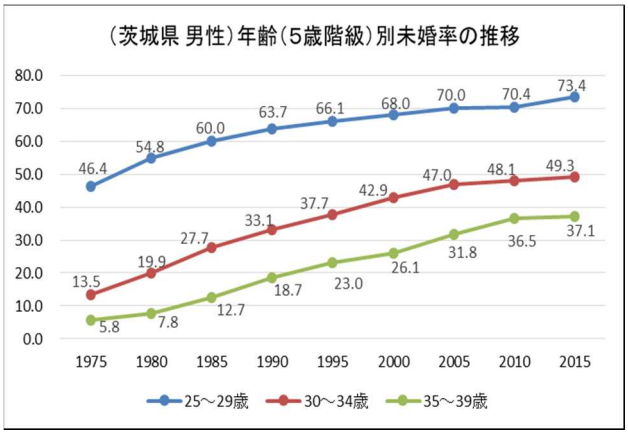

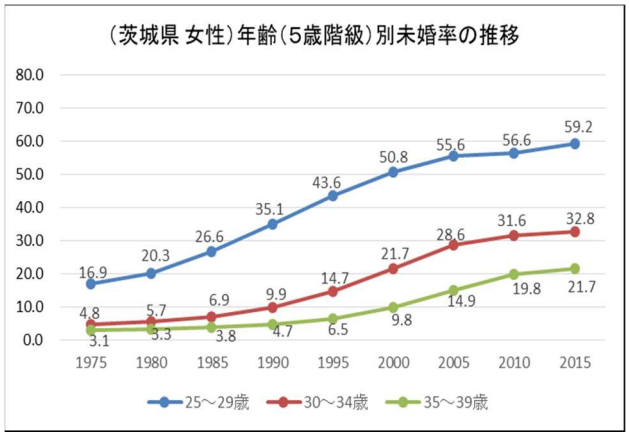

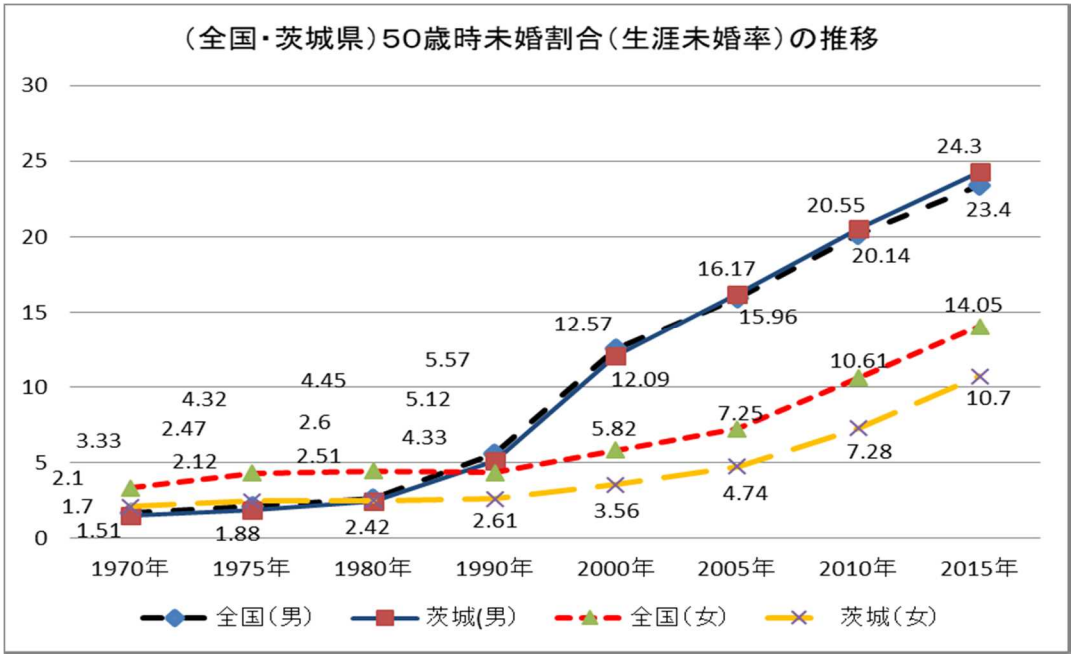

資料：総務省「国勢調査」より作成

（２）晩婚化・晩産化の進行

平均初婚年齢は 2010（平成 22）年以降伸びが鈍化し，2015（平成 27）年以降は横ばい傾向にありますが，長期的には男性，女性とも上昇し，晩婚化が進行するとともに女性の出産年齢も上昇しており，晩産化が進行しています。

また，特定不妊治療の助成件数が 10 年間でおよそ 2 倍に増えているなど不妊に悩む夫婦は増加しており，晩婚・晩産の影響が大きいと考えられています。

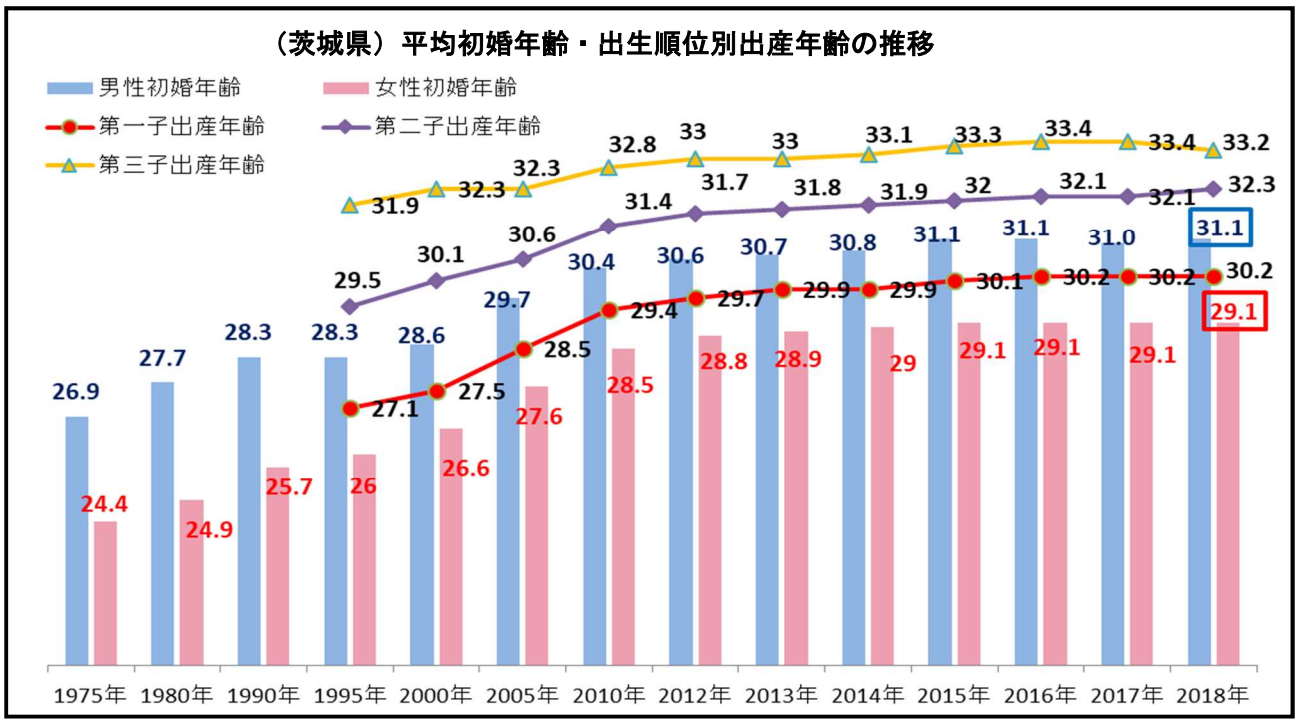

資料：厚生労働省「人口動態統計」より作成　※出産年齢の 1990 年以前のデータはない。

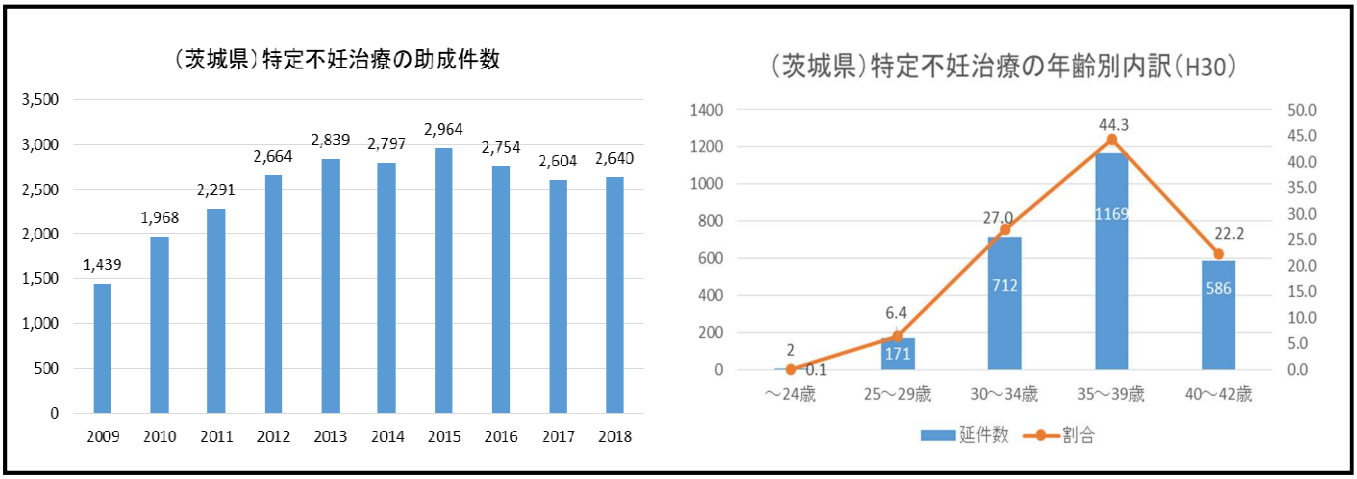

資料：茨城県作成

（３）県民の結婚・出産に関する希望

県政世論調査において，未婚化・晩婚化の理由について尋ねたところ，結婚できない理由としては，「経済力がないから」「出会いの場がないから」「雇用が安定しないから」を選択する回答者が多く，結婚しない理由としては，「必要性を感じていないから」「自由や気楽さを失いたくないから」を多くの回答者が選択しています。

一方で，第 1 子が誕生するのに望ましい自身の年齢については，回答者の約 70%が 20 代後半を選択しており，未婚化・晩婚化は進行していますが多数の県民が 20 代のうちに結婚・出産を希望している状況です。

なお，母子保健法に基づき各市町村が実施している乳幼児健康診査の問診における妊娠・出産について満足していると回答した者の割合は，ここ数年増加しており，2018（平成 30）年は 85.3%となっています。

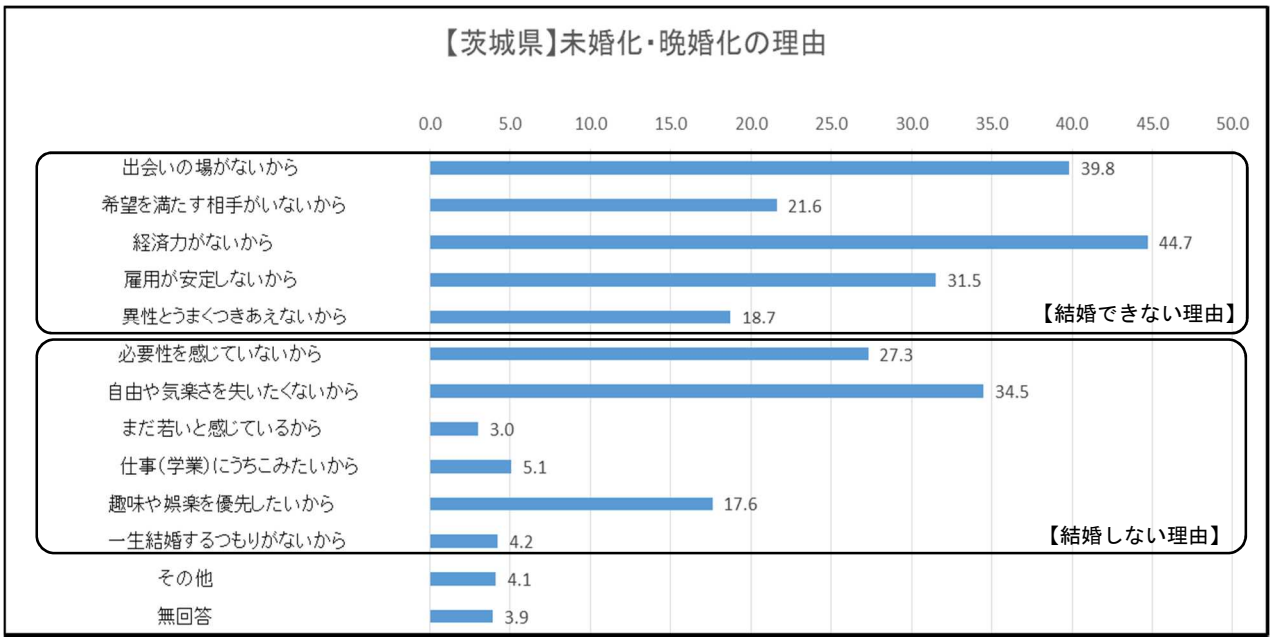

資料：茨城県「令和元年度 県政世論調査」より

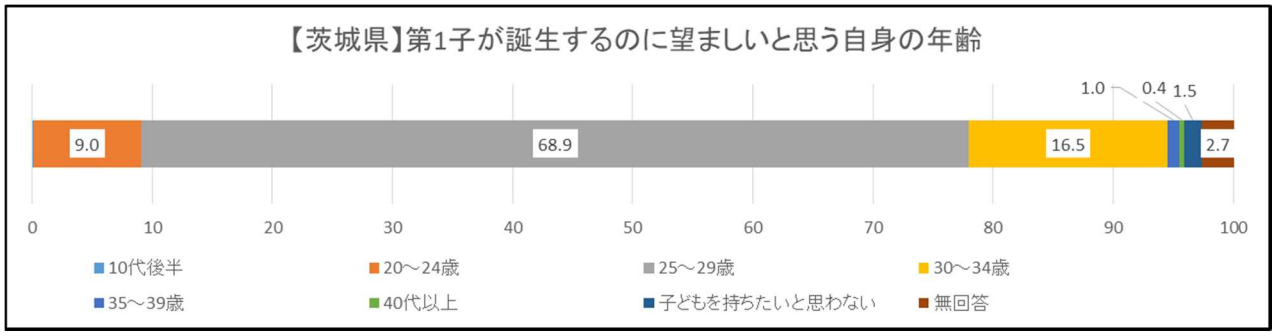

資料：茨城県「令和元年度 県政世論調査」

（茨城県）妊娠・出産について満足している者の割合

	2016（H28）	2017（H29）	2018（H30）
回答数	18,208 件	18,157 件	17,599 件
満足している者の数	14,774 人	14,910 人	15,008 人
満足している者の割合	81.1%	82.1%	85.3%

資料：厚生労働省「母子保健事業に係る実施状況調査」より作成

（4）就労形態などによる家族形成状況の違い

若い世代（15～34 歳）の非正規雇用割合は，1990 年代から 2000 年代にかけて上昇した後，近年は低下または横ばい傾向にあります。

また，若い世代の所得分布をみると，20 代では 250 万円未満，30 代では 400 万円未満の雇用者の割合が増加しており，低所得層にシフトしています。

男性の従業上の地位・雇用形態別有配偶率をみると，非正規雇用は正社員の半分以下，パート・アルバイトに限ると正社員の 4 分の 1 以下となっています。

さらに，男性の年収別有配偶率をみると，いずれの年齢層でも一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にあります。

（全国）若年者の非正規雇用割合の推移

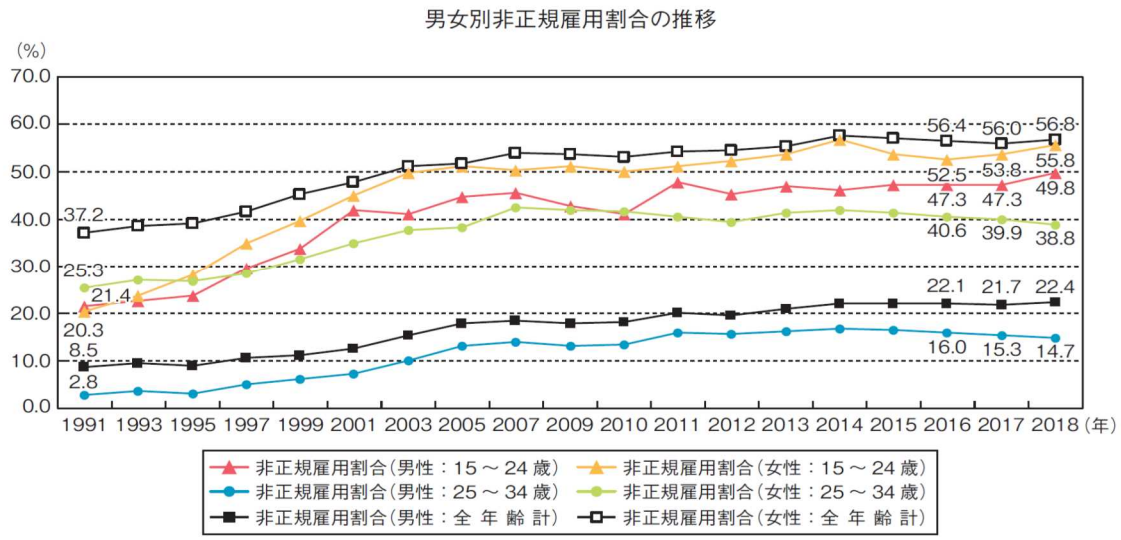

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

（全国）20 歳代・30 歳代の所得分布

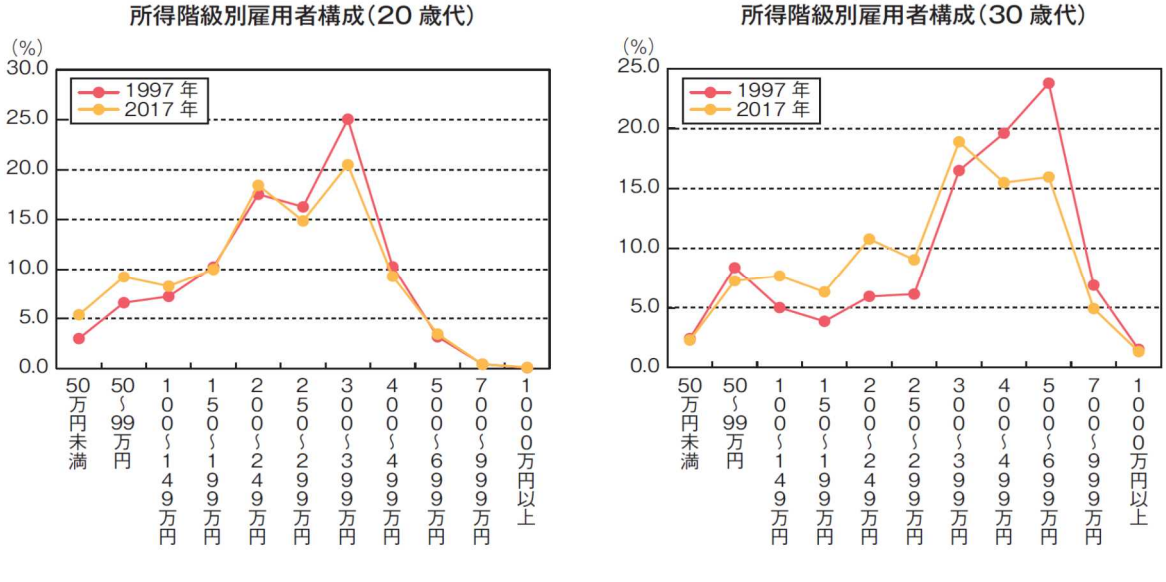

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

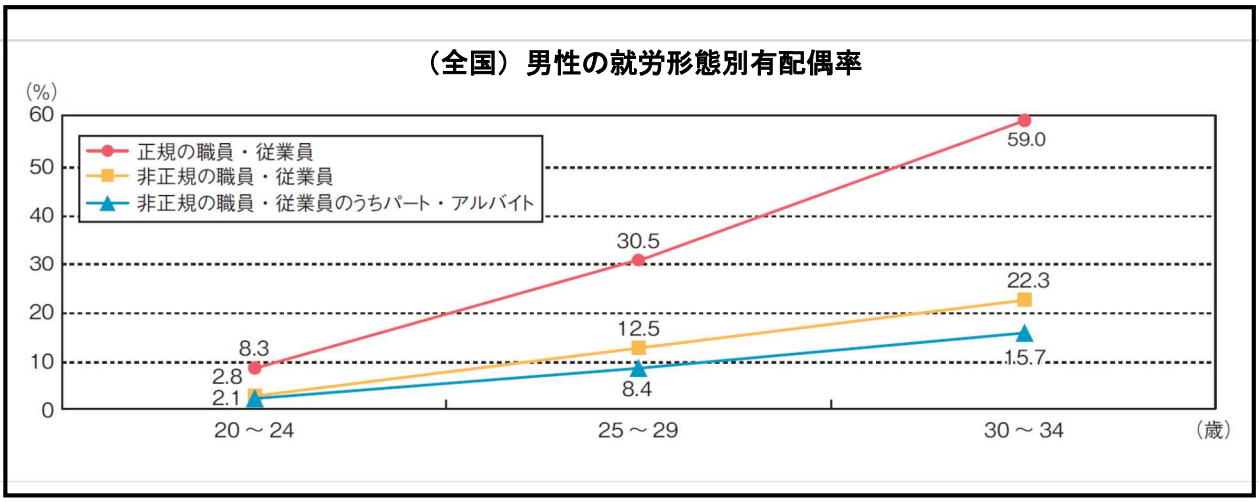

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

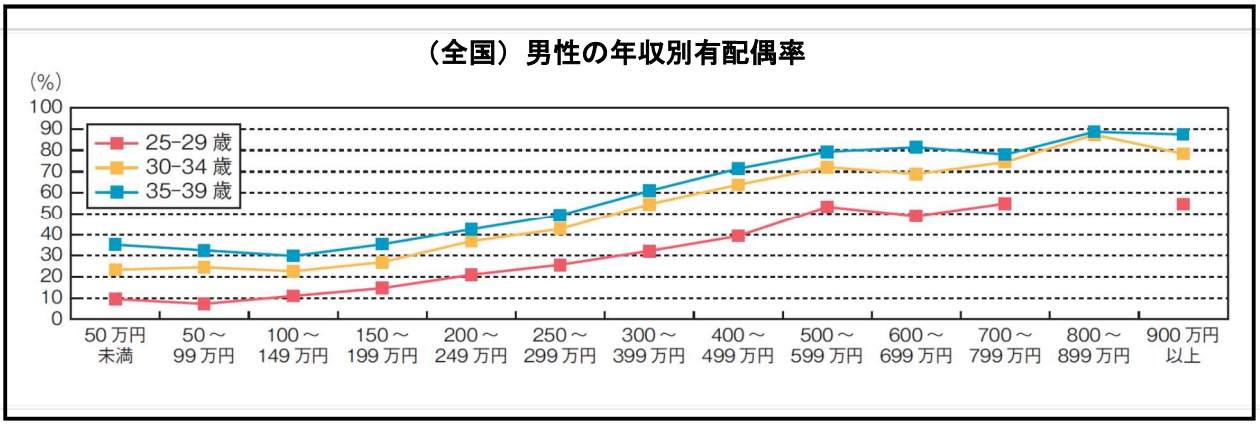

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

2　対応方針

結婚や子どもを持つことについての価値観が多様化する中，結婚や出産を希望する方たちに向けた対策が求められていることから，結婚・妊娠・出産の希望をかなえるための総合的な支援の拡充に取り組んでいきます

また，妊娠･出産･子育て期における切れ目のない支援体制の充実や，社会全体で子どもの健やかな成長を見守り，子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

3　主な取組

（1）結婚を希望する男女に対する出会いの機会の提供

家庭や地域，職場における結婚支援機能が低下していることから，いばらき出会いサポートセンターのサービス向上や民間ボランティアの活動強化等により結婚を希望する男女が出会うことのできる機会を提供します。

① 若い世代のライフプランの形成促進

進学や就職等自分の将来について考える時期にある高校生などを対象に，若い世代が結婚，妊娠・出産，子育て，仕事を含めた将来のライフデザインを希望どおり描けるよう，教育委員会や「赤ちゃんふれあい体験」を実施する子育て支援団体等と連携を図りながら，ライフプランの形成を促すプログラムの提供を推進します。

また，思春期のこころとからだづくりを含めた，妊娠・出産に関する普及啓発を推進することにより，妊娠のしくみや高齢出産のリスク等に関する正しい知識や主体的なライフプラン作成について普及啓発を推進します。

② 出会いの場の創出

本県は，全国に先駆けて結婚支援事業を推進してきたところですが，今後は，より若い世代の方に婚活に参加していただけるよう，若者が利用しやすい新たなマッチングシステムの導入や，婚活を後押しする結婚支援者の質の向上，ウェディング関係団体など民間と連携した婚活のイメージアップに取り組みます。

③ 結婚や子育てに対する前向きな機運の醸成

結婚から妊娠・出産・子育てまで，ライフステージに応じた行政情報を総合的に発信するポータルサイトを運営するほか，結婚し家庭を築くことの大切さや出産・子育ての喜び・楽しさなどについて啓発するキャンペーンの展開やイベントの開催を通じて結婚や子育てに関する前向きな機運の醸成を図ります。

また，県では，毎月第 3 日曜日を「家庭の日」を定めており，家族のきずなの重要性について，引き続き周知・啓発を図ります。

さらに，市町村・企業等との連携により，新婚夫婦や結婚を予定するカップルを対象に協賛店で様々な特典サービスが受けられる「いばらき結婚応援パスポート（iPASS）事業」の実施や，市町村が新婚夫婦の住居費や引っ越し費用を補助する取組などを促進することにより，社会全体で結婚を応援する機運を醸成します。

④ 若者の安定した雇用に向けた就職支援・待遇改善

若年者を含む求職者の正規雇用化を推進するため，いばらき就職支援センターにおいて，就職相談，職業適性診断，カウンセリング，職業紹介までの一貫した支援を行います。また，仕事のミスマッチ等による早期離職を防止するため，求職者に対しキャリアカウンセリング等の支援を行います。

（2）安心して子どもを産み育てることのできる相談体制の整備

妊娠や出産にかかる様々な不安を解消するため，妊娠等電話相談窓口の設置や，産後に助産師が自宅を訪問する出張相談の実施など，安心して子どもを産み育てることのできる相談体制を整備します。

① 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の実施

母子保健施策と子育て支援施策の連携，調整を図り，妊産婦及び乳幼児等の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより，地域の実情に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築するため，様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括支援センターの実施について，市町村の取組を促進します。

また，妊産婦や乳幼児等が切れ目なく必要な支援を受けられるよう，継続的・包括的に状況を把握

し，必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を図るなど，各事業内容の充実及び関係機関間の円滑な連携に努めます。

（３）不妊治療の経済的負担の軽減

不妊に悩む夫婦への支援のため，高額になる特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより，経済的負担の軽減を図ります。

① 不妊治療費の助成

不妊治療費については，体外受精及び顕微授精に医療保険の適用がないため費用が高額となり，妊娠を望む夫婦にとって経済的負担が大きいため，助成制度の充実を図るとともに，より多くの助成制度を必要とする方々が利用できるよう広報，周知を行います。

② 相談体制の整備

不妊に悩む夫婦に対し，不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり，不妊治療に関する正しい情報の提供を行う不妊専門相談センター事業を実施します。

また，働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられるため，仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め，従業員が働きやすい環境を整える企業の取組を促進します。

４　主要指標

①妊娠・出産について満足している者の割合		
2018（H30）	➤	2024（R６）
85.3%		91.5%

②結婚支援事業による成婚数（経年累計）		
2019（R 元）	➤	2024（R６）
2,150 組		2,900 組

施策２　安心して子どもを育てられる社会づくり

１　現状と課題

（１）理想の子ども数と子育てに対する経済的負担

2015（平成 27）年の第 15 回出生動向基本調査において，全国の夫婦（妻が 50 歳未満）にたずねた理想的な子どもの数（理想子ども数）の平均値は，それまでで最も低い 2.32 人となり，実際に持つつもりの子どもの数（予定子ども数）の平均値も過去最低の 2.01 人となりました。

夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは，「子育てや教育にお金がかかりすぎる」（総数 56.3%）であり，特に妻の年齢 35 歳未満の若い層では 8 割前後と特に高くなっています。

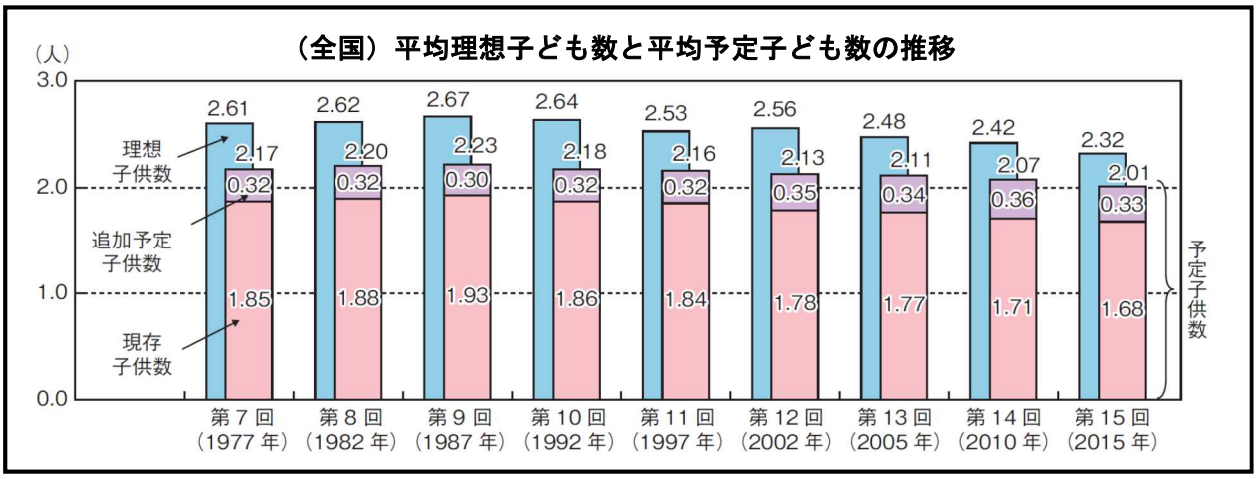

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015 年）より

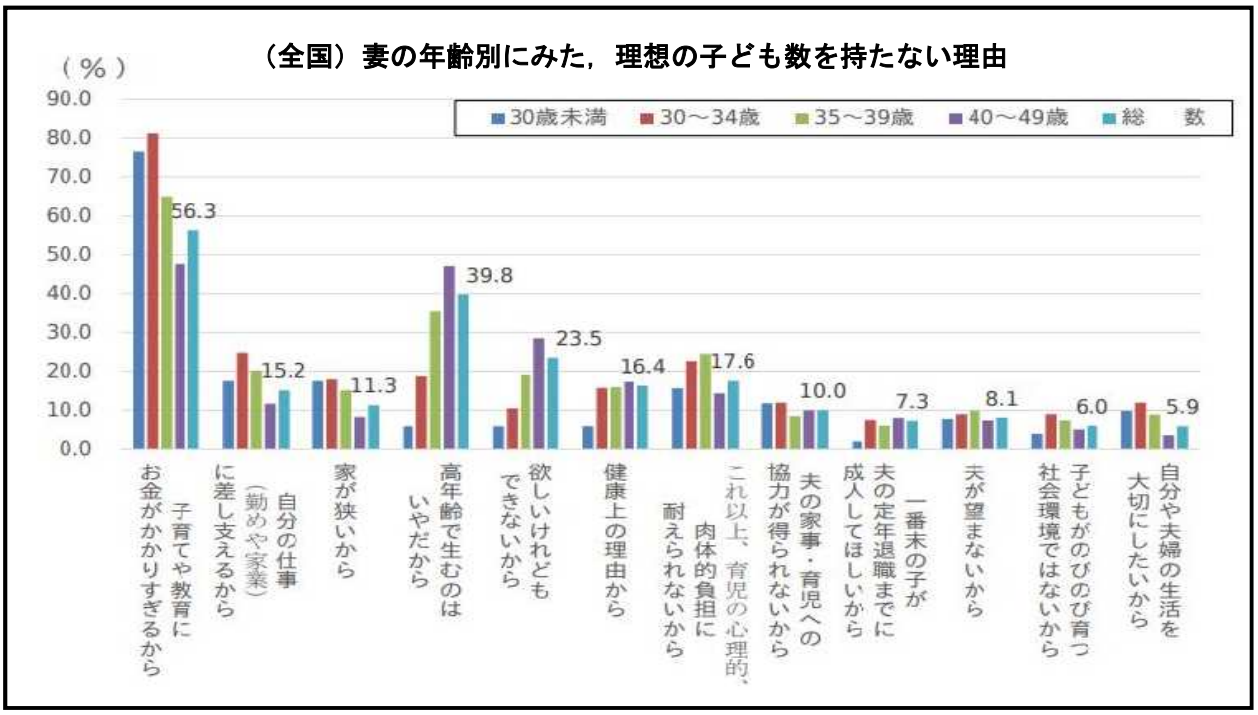

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第 15 回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2015 年）より

また，2019（令和元）年に実施したアンケート調査における，県民の理想とする子ども数と，実際の子ども数の差は 0.46 人であり， 2016 年（平成 28 年）から横ばいに推移しています。

続く 2019 年の県政世論調査において，理想的な子どもの数より実際の子どもの数が少ない理由について尋ねたところ，「子育てのための経済的な負担が大きいから」が最も多く，回答者の 72.1%が選択しています。

県民が理想とする子どもの数と実際の子どもの数（予定含む）の差

	2016（H28）	2017（H29）	2018（H30）	2019（R 元）
回答数	4,155 件	3,363 件	4,748 件	4,002 件
理想とする子どもの数	2.48 人	2.49 人	2.51 人	2.47 人
実際の子どもの数（予定含む）	2.01 人	2.04 人	2.05 人	2.01 人
上記の差	0.47 人	0.45 人	0.46 人	0.46 人

資料：茨城県「次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画に係るアンケート」より

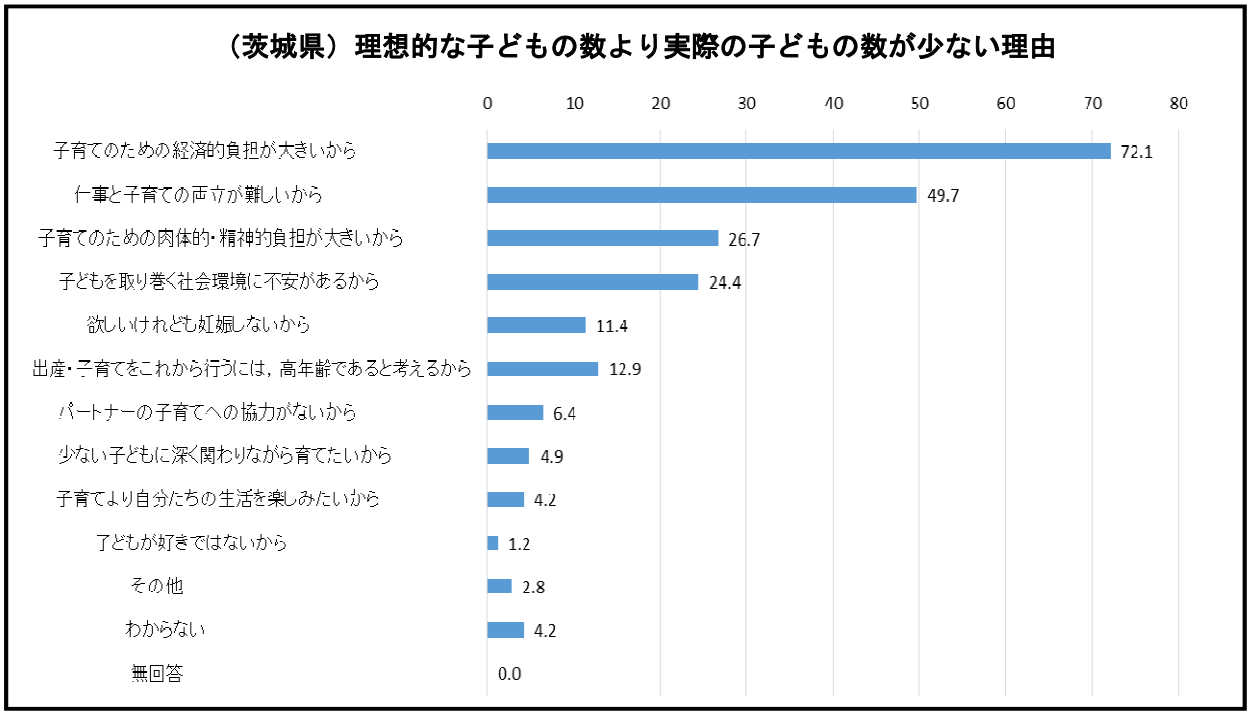

資料：茨城県「令和元年度 県政世論調査」より

（２）家族形態の変化と共働き世帯の増加

2015（平成 27）年の国勢調査において，本県の単独世帯と核家族世帯（夫婦や親子だけで構成される世帯）の割合は 85.9%にのぼります。家族形態の推移をみると，単独世帯が増加する一方で三世代世帯など親以外に子育ての担い手がいる世帯が減少しており，核家族世帯の割合は 58%前後で横ばいですが，そのうちひとり親と子どもから成る世帯（ひとり親家庭）は増加傾向にあります。

また，2017（平成 29）年の就業構造基本調査において，本県の共働き世帯の割合は 50.3%と全国の 48.8%を 1.5 ポイント上回る水準にあります。

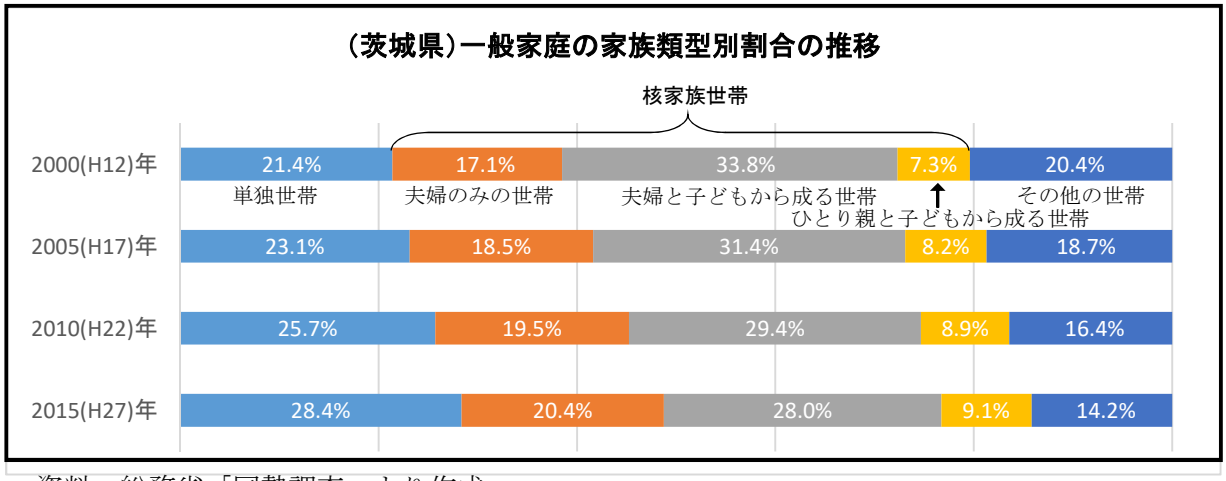

資料：総務省「国勢調査」より作成

全国と茨城県の共働き世帯の割合

	2007（H19）	2012（H24）	2017（H29）
全　国	46.4%	45.4%	48.8%
茨城県	48.9%	46.7%	50.3%

※「夫婦のみの世帯」，「夫婦と親から成る世帯」，「夫婦と子どもから成る世帯」，「夫婦，子どもと親から成る世帯」の合計のうち夫婦共に有業の世帯の割合

資料：総務省「就業構造基本調査」より作成

（３）子育ての孤立化と負担感の増加

家族形態の変化や急速な少子高齢化，また個人の価値観の多様化に伴い，地域社会のつながりが希薄化し，子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくありません。2011（平成 23）年に実施されたアンケート調査によると，「社会全体が妊娠や子育てに冷たい」「孤立している」と感じる妊娠中や子育て中の母親の割合は３割にものぼります。また別の調査によると，地域の中で子どもを通じたつきあいができる環境が，2003 年と 2014 年の比較で約半分まで減少しています。

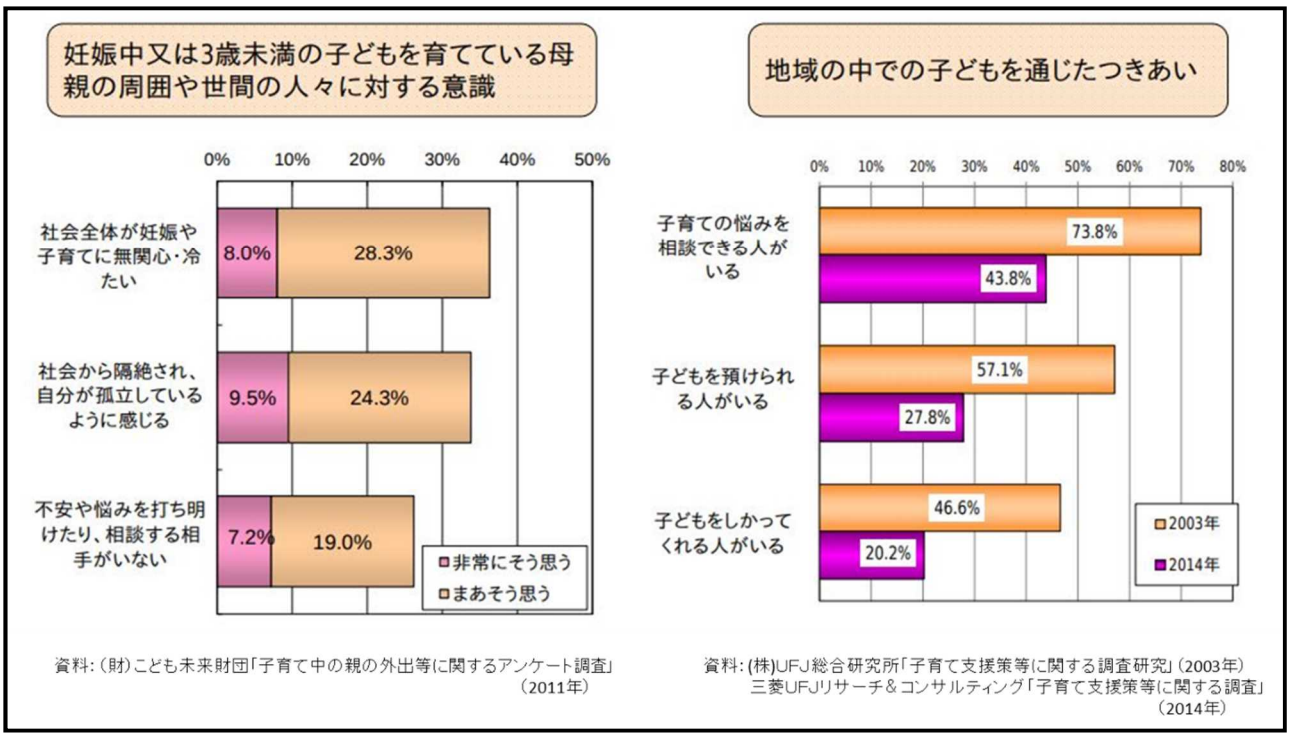

２　対応方針

子育てに対する経済的負担感や不安・孤立感の解消，障害など個別の配慮が必要な早期発見・早期支援に向けて，行政や地域社会全体で子育てを支援し，子育て環境を良くしていく対策が求められていることから，子育ての希望をかなえるための総合的な支援の拡充に取り組んでいきます。

３　主な取組

（１）小児・周産期医療体制の充実

医療機関等の役割分担や広域的な連携強化などにより，24 時間体制での救急対応や小児在宅医療への支援ができるよう，総合的な小児・周産期医療体制の充実を図ります。

① 周産期医療体制の充実

地域において妊娠，出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する，総合的な周産期医療提供体制を整備することにより，安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進します。

② 小児医療提供体制の充実

小児科の医療資源の集約化・重点化を推進し，全県を 24 時間 365 日体制でカバーする安心で効率的な小児救急医療提供体制の整備を進めるとともに，救急相談の充実や啓発パンフレットの活用等により保護者の不安解消を図ります。

（２）子育て家庭への経済的負担の軽減

子育て家庭への経済的負担の軽減策として，小児や妊産婦を対象とした医療費助成制度（マル福）や多子世帯の保育料無償化・一部助成を実施します。

① 医療費・教育費の負担軽減

すべての子どもが安心して医療を受けることができるよう，小児・妊産婦医療費助成を推進するとともに，未熟児養育や小児慢性特定疾病の医療費等の助成の推進を図るとともに，児童手当や児童扶養手当の支給，幼児教育・保育の無償化，高校生等への就学支援，高等教段階における教育費負担軽減策の充実など，子育てに対する経済的負担の軽減を図っていきます。

② 多子世帯支援の充実

子育て家庭に対する保育料の軽減制度を拡充し，第３子以降の３歳未満児に対する保育料について，所得制限を撤廃することにより完全無償化するなど，子育ての負担が非常に大きい多子世帯への支援の充実を図ります。

③ いばらき子育て家庭優待制度の推進

妊娠中の方や子育て家庭を対象に協賛店舗等から料金割引等のサービスを受けられる「いばらき子育て家庭優待制度」（いばらき kids Club カード）について，協賛店舗の拡大など制度の充実に努めることにより，子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに，社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。

（３）地域の子育て支援の充実

地域の子育て支援の充実を図るため，親子の交流や育児不安等についての相談，支援等を行う子育て支援拠点づくりや「ファミリーサポートセンター」，「病児・病後児保育」など，安心して子育てできる環境づくりを進めます。

① 子育て家庭の孤立防止

子育て中の親が孤立することがないよう，親子の交流や子育て等の相談ができる地域子育て支援拠点の整備や「ファミリー･サポート･センター」，「病児・病後児保育」など安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに，地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点である子育て世代包括センターの整備について，市町村の取組を促進します。

② 地域の子育て支援の輪づくり

シニア世代の子育て参加を促進するため，いばらき版祖父母手帳「いばらき孫育て応援ナビ」を活用し，地域の子育て支援に関わるきっかけづくりを進めるとともに，子育て支援団体の交流の場づくりや取組事例の周知などにより，身近なところに支援の輪が広がるよう体制づくりに努めます。

③ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭においては，子育てと生計の担い手という役割を一人で担うことが多く，経済的な不安，健康面での不安，子どもの将来への不安等を抱えていることから，相談体制の充実，高等職業訓練促進給付金事業や母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業などによる就業支援，福祉資金の貸付制度や児童扶養手当の支給制度などによる経済的支援等の取組を推進します。

また，保育や学習支援に対応した子育て支援サービスや公営住宅の入居への配慮など，生活に関する支援の充実を図ります。

（４）安心して子育てができる住宅・住環境の整備

住宅に困窮する子育て世帯等への公営住宅の提供など，安心して子育てができる住宅・住環境の整備を推進します。

① 子どもの安全確保

子育てにやさしいバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりや安全・安心なまちづくりを推進するとともに，犯罪被害に遭わないための防犯教室，非行防止教室などの安全教育の充実を図るとともに学校周辺や通学路等における犯罪や交通事故を防止するため，ＰＴＡや自治会，住民ボランティアによる取組と併せて，「子どもを守る 110 番の家」など住民，企業・団体等と連携した取組を推進し，地域における子どもの安全を確保します。

（５）幼児期の学校教育・保育サービスの充実

子ども・子育て支援新制度に基づき，認定こども園・幼稚園・保育所等に対する運営費助成を行うなど，幼児期の学校教育・保育サービスの充実に取り組みます。

（６）放課後の児童等の安全・安心な居場所づくり

放課後の児童の安心・安全な居場所づくりのため，放課後児童クラブの整備を推進するとともに，放課後児童支援員の確保や質の向上を図ります。

① 待機児童の解消と放課後子供教室との連携促進

働きながら安心して子育てができるよう，「新・放課後子ども総合プラン」に基づき市町村と連携しながら放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図り，待機児童の問題を解消します。

また，全ての児童が多様な体験，活動を行うことができるよう，放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した事業の実施を促進します。

② 放課後児童クラブの質の向上

放課後児童支援員の認定研修や，資質向上研修を実施するとともに，個々のクラブが抱える課題解決のため，専門家を派遣するなど，職員の資質の向上を図ります。

４　主要指標

③放課後児童クラブの整備箇所数		
2019（R 元）	➤	2024（R６）
1,018 箇所		1,158 箇所

施策３　多様な働き方の実現

１　現状と課題

（１）女性の就業をめぐる状況

女性の就業状況について，年齢階級別労働力率を 10 年前と比較すると，依然として「M字カーブ」を描いていますが，10 年前と比較すると，そのカーブの底は浅くなっています。特に有配偶者では 25~29 歳で 17.4 ポイント上昇するなど，各年代で大きく上昇しています。

また，第 1 子出産前後の女性の就業状況の変化をみると，出産後の継続就業率は 4 割前後で推移してきましたが，直近の 2010～2014 年には 53.1%へと上昇しました。しかし，第 1 子出産を機に離職する割合は 46.9%と依然として高い状況にあります。

また，末子の妊娠･出産を機に退職した女性にその理由をたずねた調査によると，仕事と育児の両立の難しさを挙げる割合が正社員で 22.5%，非正社員で 13.5%となっています。

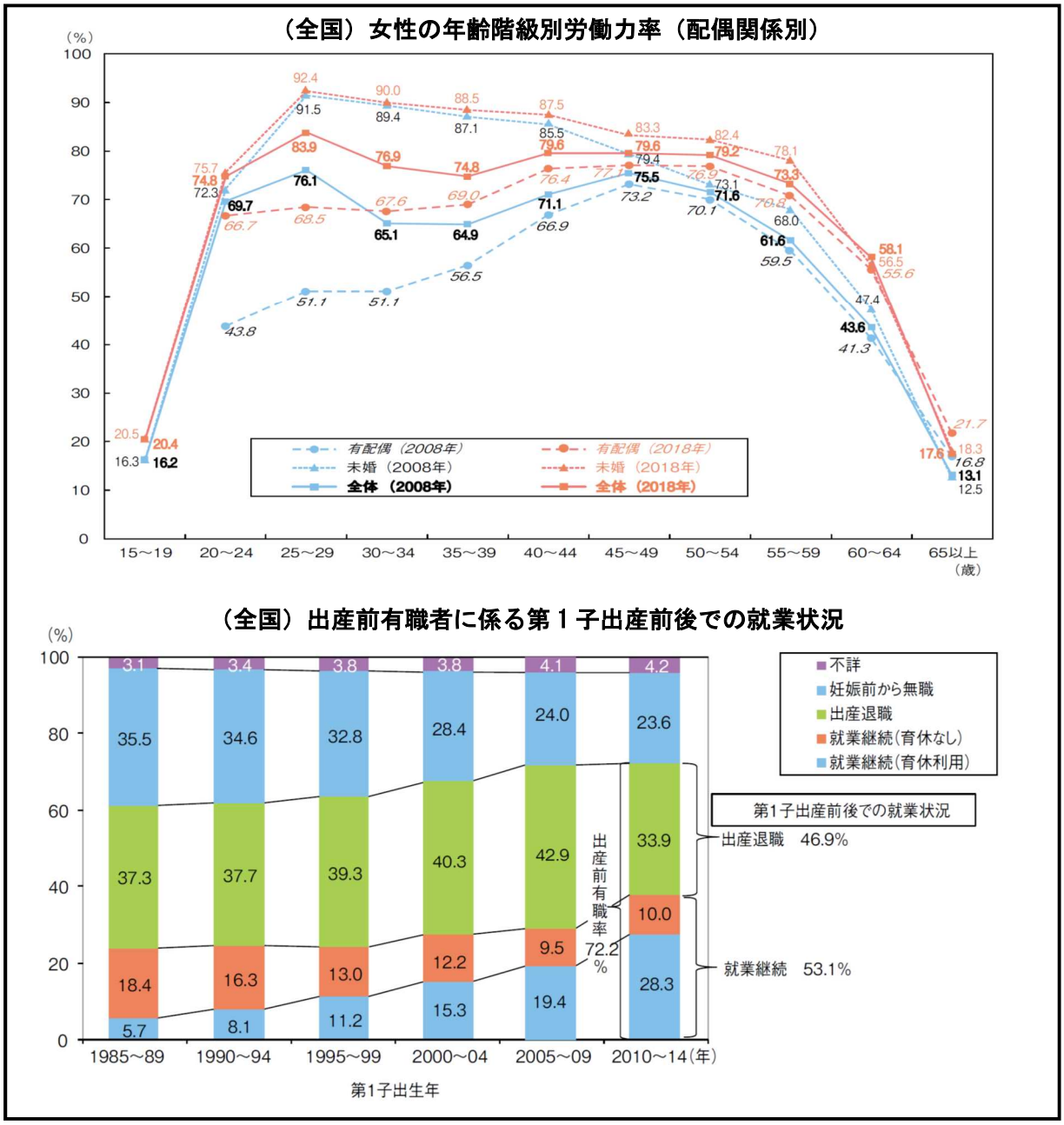

資料：内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2018」より

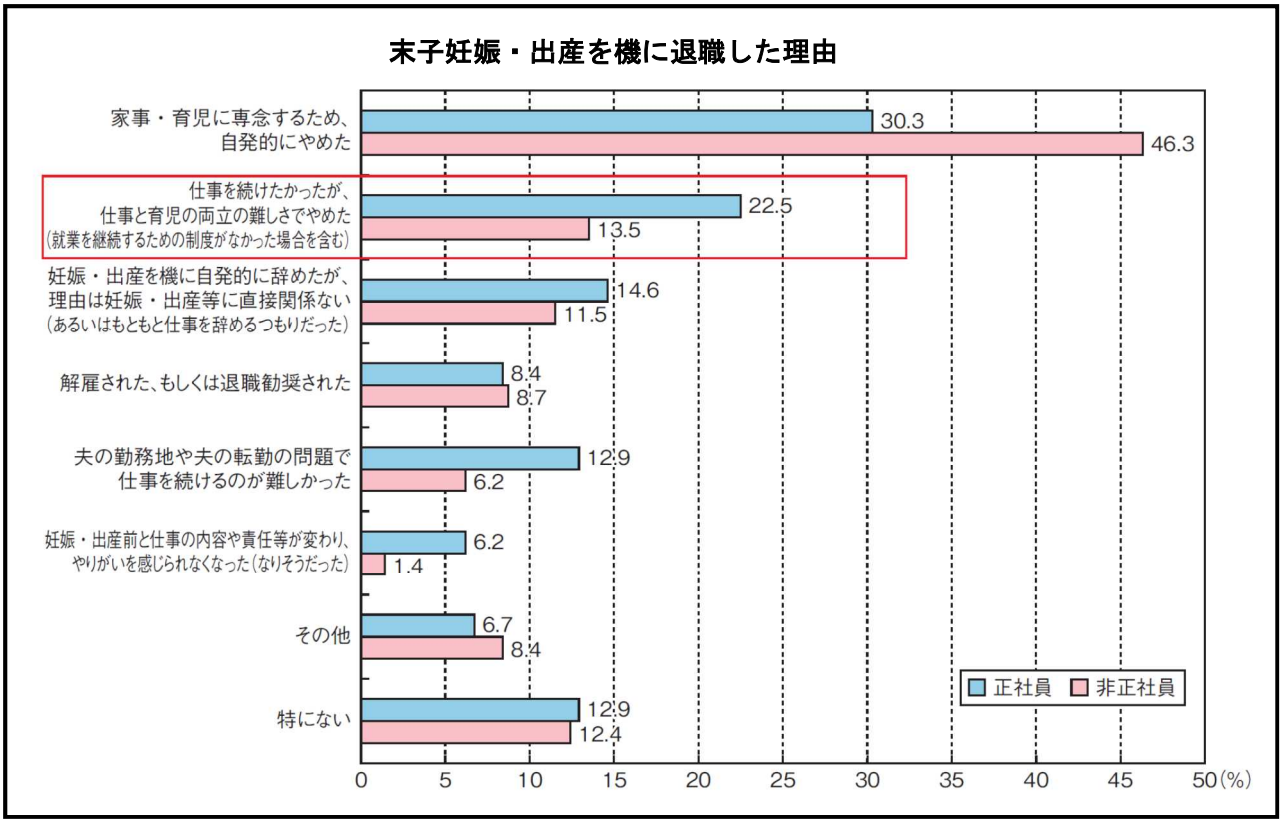

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

（２）子育て期にある男性の長時間労働

総務省の「労働力調査」における週 60 時間以上の長時間労働をしている男性の割合は，どの年齢層においても減少傾向にありますが，子育て期にある 30 代，40 代の男性については，2018（平成 30）年で，それぞれ 13.7%，14.4%とほかの年齢層に比べて高い水準にあります。

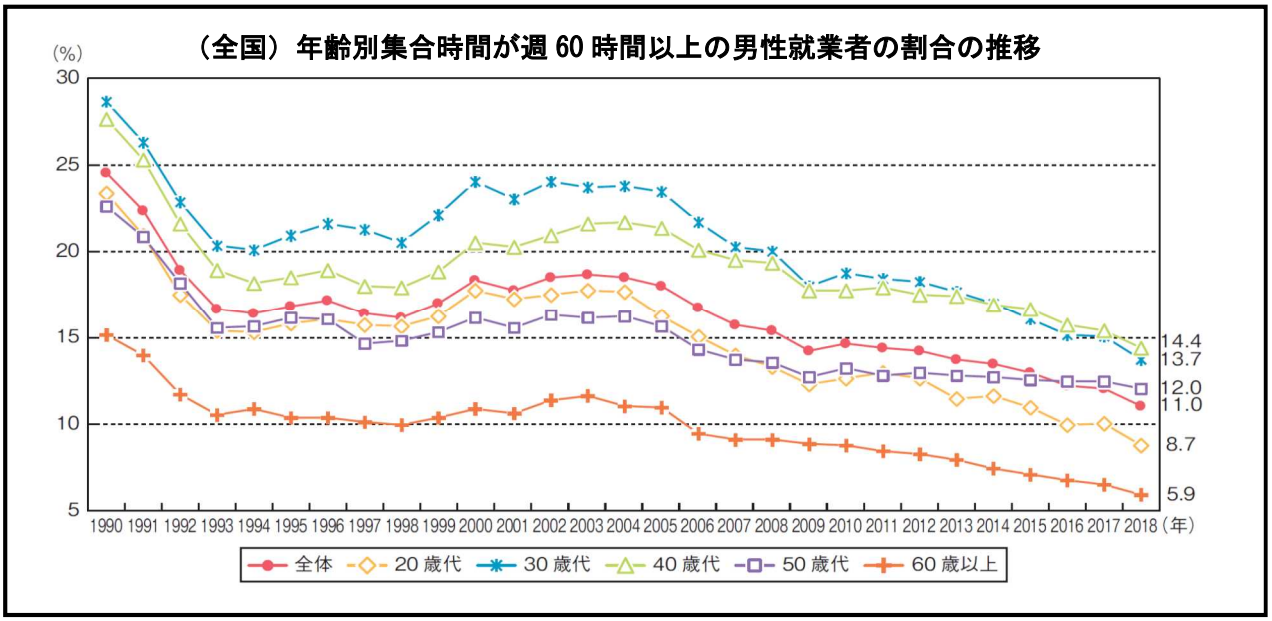

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

（３）女性に偏る家事・育児負担

総務省の「平成 28 年社会生活基本調査」における 6 歳未満の子どもがいる世帯の 1 日当たりの家事・育児時間を見ると，全国値で夫が 66 分，妻が 412 分で，その差が 346 分と大変大きな開きがあります。その中で茨城県の値は夫が 39 分，妻が 381 分であり，男女の格差に加えて，夫の家事・育児時間が全国値の 6 割程度と大変低い水準にあります。

また，この家事・育児時間に介護・看護と買い物の時間を加えた家事・育児関連時間での国際比較においても，夫の家事・育児関連時間は 1 日あたり 83 分で先進国の中で最短である一方，妻の家事・育児関連時間は 1 日当たり 454 分と最長となっており，家事・育児負担が女性に大きく偏る現状が見られます。

（全国・茨城県）6 歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児時間（1 日当たり）

	夫			妻			夫と妻の差
	家事	育児	合計	家事	育児	合計	
全　国	17 分	49 分	66 分	187 分	225 分	412 分	346 分
茨城県	12 分	27 分	39 分	218 分	163 分	381 分	342 分

資料：総務省「平成 28 年社会生活基本調査」より作成

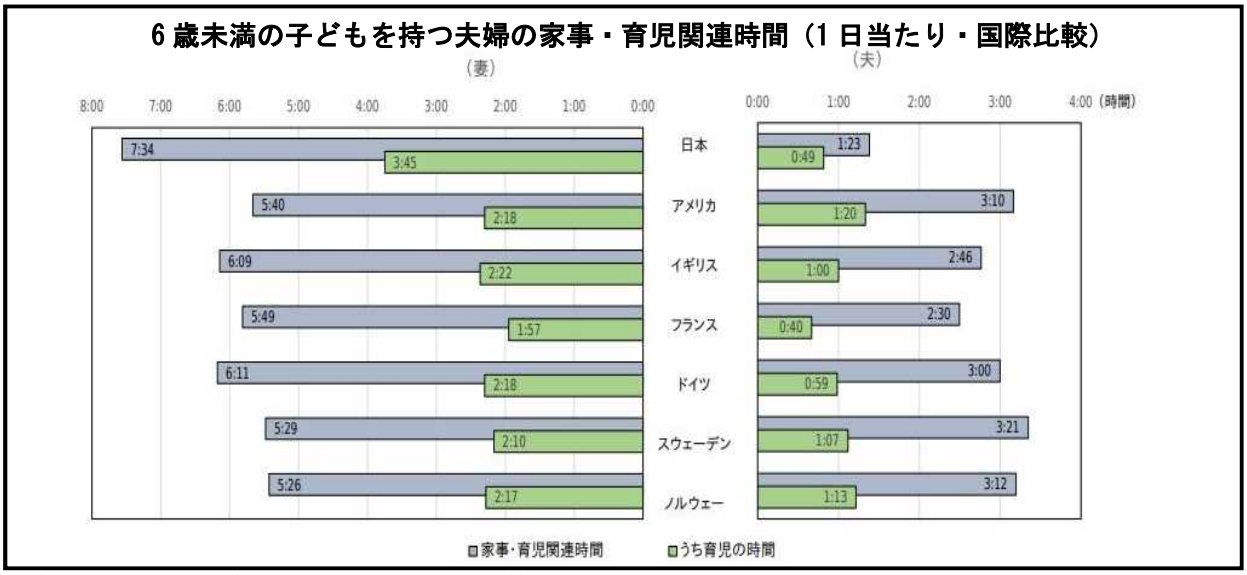

資料：内閣府「令和元年版　少子化対策白書」より

（４）男性の家事・育児への参画をめぐる状況

男性の育児休業取得率（民間企業）の推移をみると，2017（平成 29）年で 5.14%と伸びてきてはいるものの，非常に低い水準にとどまっています。

また，6 歳未満の子どもがいる世帯の 1 日当たりの家事・育児関連時間を世帯の種類別で見てみると，共働き世帯における夫が 84 分，妻が無業の世帯における夫が 75 分と，妻の就業形態に関わらず低い水準にとどまっています。

さらに，家事及び育児の行動者率（調査期間中に該当する種類の行動をした人の割合）をみると，以前より上昇はしていますが，共働き世帯でも約 8 割の男性が全く「家事」を行わず，約 7 割の男性が全く「育児」を行っていません。

女性の社会進出が進む一方で男性の家事・育児への参画が進まない状況が，少子化の要因に大きく影響していると思われます。

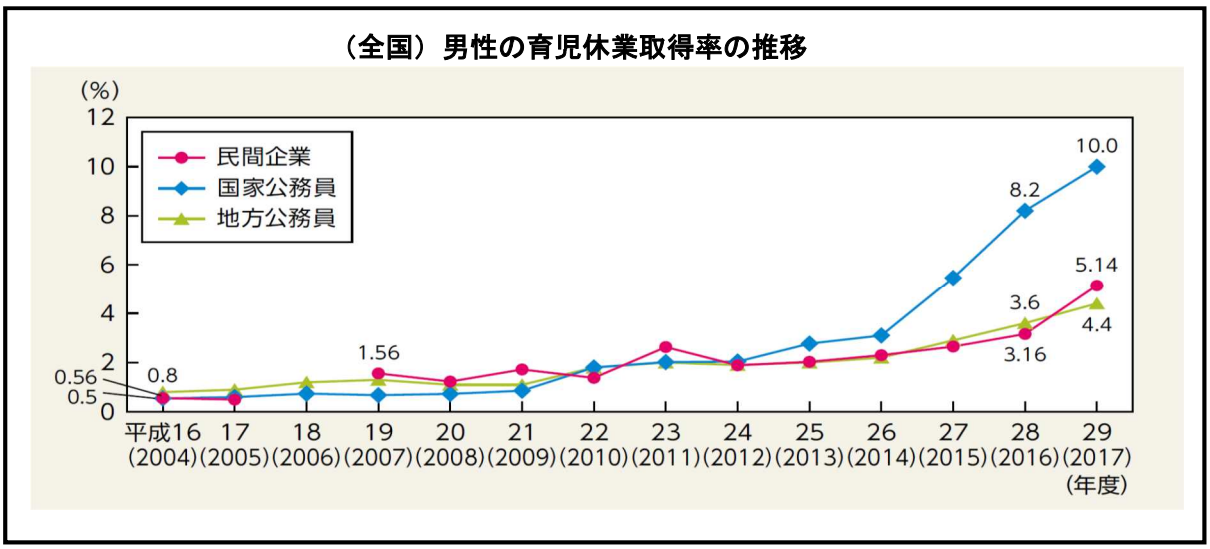

資料：内閣府「令和元年版　男女共同参画白書」より

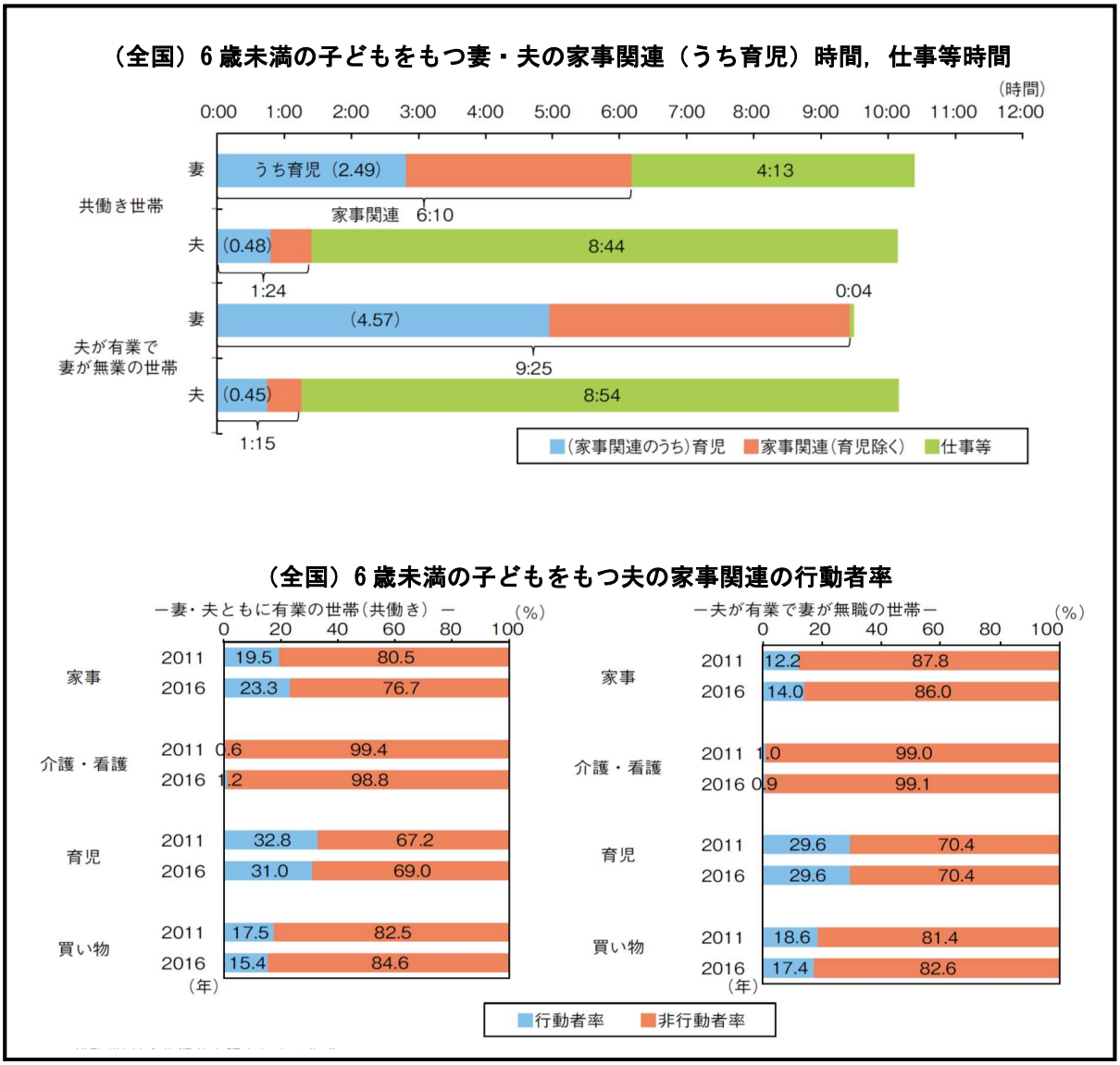

資料：内閣府「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート 2018」より

２　対応方針

女性の就業が進む中で，依然として家事・育児の負担が女性に偏っている現状や，男性の育児休業の取得等が進まない実態を踏まえ，多様な働き方が可能となる労働環境の整備のための企業等への支援や，社会全体として，子育て期間を通して男女が協力して育児を行うものであるとの意識改革が進むよう，機運の醸成を図っていきます。

また，県庁が率先して取り組み，県内企業や市町村を牽引していくことにより，働き方改革を県内全域に波及させていきます。

３　主な取組

（１）自分らしく働くワーク・ライフ・バランスの実現

① 企業が多様な働き方を実現するための支援

県内中小企業の働き方改革を促進するため，多様な働き方が可能な労働環境の整備と生産性の向上に意欲的に取り組むモデル的な企業を育成し，その成果等を情報発信します。

また，子育てしながら働き続けることのできる職場環境を整備するため，多様かつ柔軟な働き方を取り入れている県内外の先進企業等の取組の調査研究を行います。

② 働き方改革に対する意識の醸成

仕事と子育てを両立しながら継続したキャリアを形成できるよう，高校生に対するライフデザインセミナーなどを通じて，教育段階からキャリア形成とワーク･ライフ･バランスについての意識啓発を行います。

また，経済団体や労働者団体などで構成する「いばらき働き方改革推進協議会」において，推進月間を設定する等，官民連携により，県民の働き方改革に対する意識醸成を図ります。

（２）女性が輝く環境づくり

① 希望に応じた労働環境づくりと男性の家事・育児参画の促進

出産・育児など様々な制約を持つ女性が社会で活躍できるよう，希望に応じた働き方が可能となる労働環境づくりを促進するとともに，男性の家事，育児参画を推進する県内外の団体と連携・協力しながら，男性を応援するセミナーやイベントを展開し広く発信するとともに，ネットワークを構築・強化することで，社会全体での機運醸成を図ります。

また，育児休業等が取得しやすくなるよう，事業主，管理職等を対象にした両立支援のセミナーを開催することにより，男女ともに出産･育児に取り組みやすい雇用環境づくりの推進を図ります。

② キャリア形成の支援

女性のキャリア形成を支援するため，気軽に相談できる女性向け職業相談窓口を設置し，仕事と育児の両立など働き続けていく上での悩みや心配事についての相談・助言を行うとともに，女性ロールモデルなどの情報を収集・発信する取組を推進します。

③ 起業や就職・再就職支援

女性の起業や就職・再就職，学び直し等を支援するため，円滑に資金調達できる環境の整備や，職業訓練の場の充実などを図ります。

（３）県庁における働き方改革の推進

① ＩＣＴ環境の充実

ＩＣＴの積極的な活用により，勤務場所や勤務時間に捉われず効率的に仕事ができる環境づくりを進めます。

② 多様で柔軟な働き方の推進

多様で柔軟な働き方が選択できる環境を整備することにより，職員のワーク・ライフ・バランスを確保するとともに，健康管理を強化し，職員が意欲を持って挑戦できる勤務環境づくりを推進します。

４　主要指標

④県内中小企業における年次有給休暇取得率		⑤県内企業の１ヶ月あたり所定外労働時間数	
2017（H29）	2024（R６）	2018（H30）	2024（R６）
52.68%	62.5%	12.7時間	8.4時間

施策４　待機児童ゼロへの挑戦

１　現状と課題

（１）増加する保育需要と待機児童の状況

これまで，県では地域の実情に合わせて，過去５年間（H26~30）で 143 の保育所等を整備し，保育の供給量の拡大を図ってきたところですが，女性の就業率の上昇等により，子ども全体の数は減少しているにもかかわらず，保育所等申込者数はこの５年間で 10,000 人（＋20%）増加するなど，保育需要の増加傾向は続いています。

このような中で，2017（平成 29）年度に過去最高となった県内待機児童につきましては，保育所の整備等の効果もあって，2019（平成 31）年４月には 345 人と，計画期間中（H27～H31）最少となりましたが，依然としてつくば市を始めとする県南地区を中心に待機児童が発生している状況です。

一方で，年少人口が減少しつつある地域では，幼児教育・保育機能の維持等が問題となるなど，地域ごとに抱える課題が異なっており，それぞれの実情に即した子ども・子育て支援の充実が強く求められています。

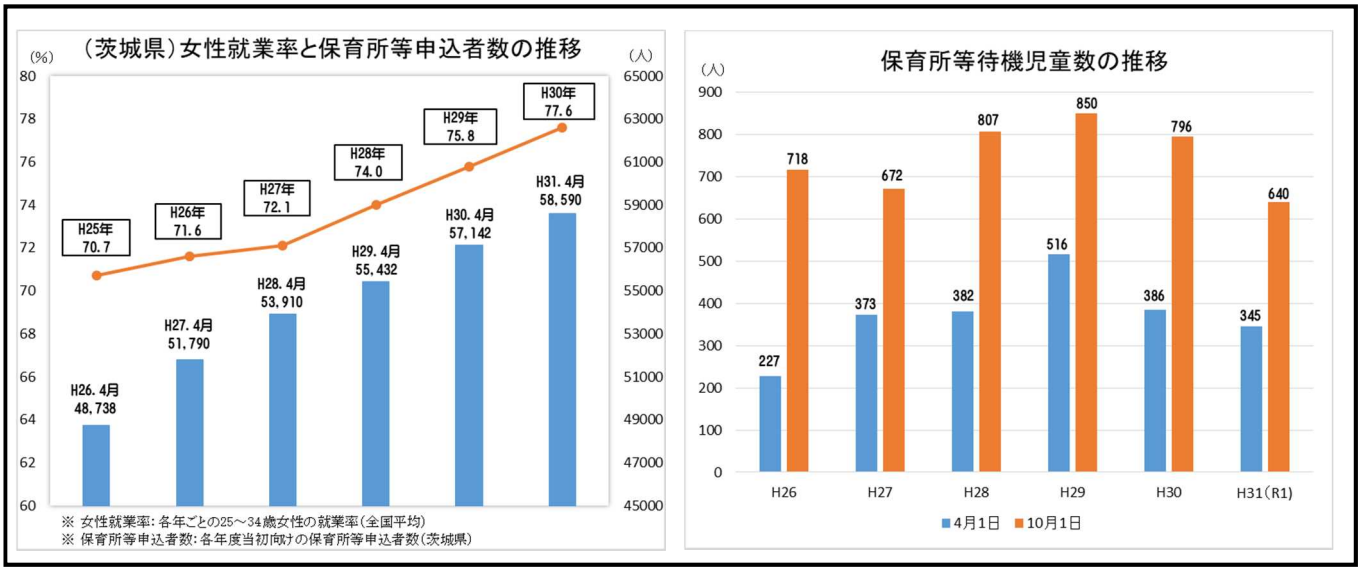

資料：茨城県作成

０～５歳児数（常住人口）の増減率の大きな県内市町村における推移

（単位：人）

人口増加率が大きい（減少率が小さい）5市町									人口減少率が大きい5市町村								
市町村名		H27	H28	H29	H30	H31	H27差	H27比	市町村名		H27	H28	H29	H30	H31	H27差	H27比
つくば市	0～2歳	6,165	6,366	6,737	7,008	7,124	959	13.5%	大子町	0～2歳	230	217	209	210	180	▲ 50	▲ 27.8%
	3～5歳	6,386	6,483	6,511	6,714	6,921	535	7.7%		3～5歳	281	265	244	212	208	▲ 73	▲ 35.1%
	計	12,551	12,849	13,248	13,722	14,045	1,494	10.6%		計	511	482	453	422	388	▲ 123	▲ 31.7%
つくばみらい市	0～2歳	1,626	1,671	1,671	1,622	1,528	▲ 98	▲ 6.4%	利根町	0～2歳	175	164	147	150	142	▲ 33	▲ 23.2%
	3～5歳	1,576	1,645	1,722	1,788	1,749	173	9.9%		3～5歳	248	255	221	207	182	▲ 66	▲ 36.3%
	計	3,202	3,316	3,393	3,410	3,277	75	2.3%		計	423	419	368	357	324	▲ 99	▲ 30.6%
常陸太田市	0～2歳	738	726	734	754	761	23	3.0%	美浦村	0～2歳	310	296	282	289	258	▲ 52	▲ 20.2%
	3～5歳	832	817	811	854	811	▲ 21	▲ 2.6%		3～5歳	317	329	307	275	258	▲ 59	▲ 22.9%
	計	1,570	1,543	1,545	1,608	1,572	2	0.1%		計	627	625	589	564	516	▲ 111	▲ 21.5%
水戸市	0～2歳	6,786	6,875	6,955	7,067	6,809	23	0.3%	稲敷市	0～2歳	608	588	624	576	557	▲ 51	▲ 9.2%
	3～5歳	6,684	6,701	6,681	6,582	6,660	▲ 24	▲ 0.4%		3～5歳	764	759	678	653	602	▲ 162	▲ 26.9%
	計	13,470	13,576	13,636	13,649	13,469	▲ 1	▲ 0.0%		計	1,372	1,347	1,302	1,229	1,159	▲ 213	▲ 18.4%
阿見町	0～2歳	1,084	1,102	1,100	1,062	1,087	3	0.3%	桜川市	0～2歳	699	676	688	654	622	▲ 77	▲ 12.4%
	3～5歳	1,190	1,174	1,182	1,204	1,185	▲ 5	▲ 0.4%		3～5歳	860	851	818	779	710	▲ 150	▲ 21.1%
	計	2,274	2,276	2,282	2,266	2,272	▲ 2	▲ 0.1%		計	1,559	1,527	1,506	1,433	1,332	▲ 227	▲ 17.0%

※ H27は10月時点（国勢調査），H28以降は4月時点（茨城県常住人口調査（四半期報））の人数です。

（２）加速する保育人材への需要

保育士等の不足が課題となっており，本県の保育士等の有効求人倍率は全国平均よりも高い水準で推移しています。

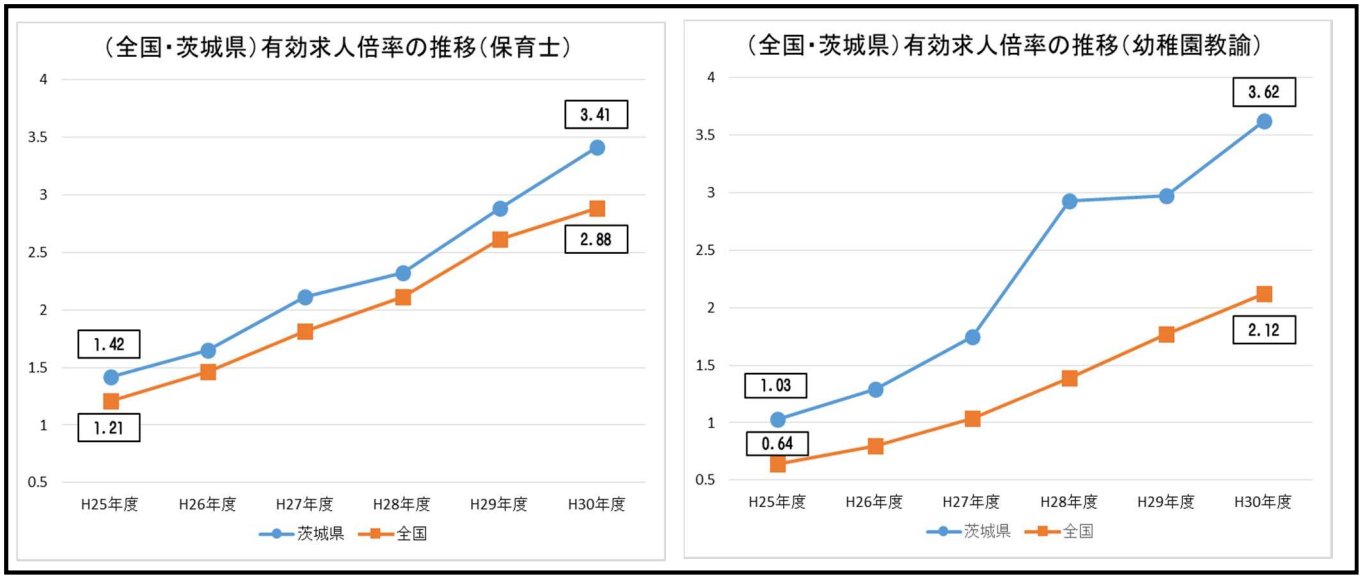

資料：茨城県作成

（３）幼児教育・保育のニーズの変化

幼稚園が，施設数，園児数ともに減少傾向が続いている一方，保育へのニーズの高まりにより，保育施設の在籍者数は増加し続けており，特に，認定こども園については，保育の必要性の有無にかかわらず，質の高い幼児教育や保育のサービスを総合的に提供されることが期待できることから，本県ではこれまでに 215 件認可（認定）してきたところです。

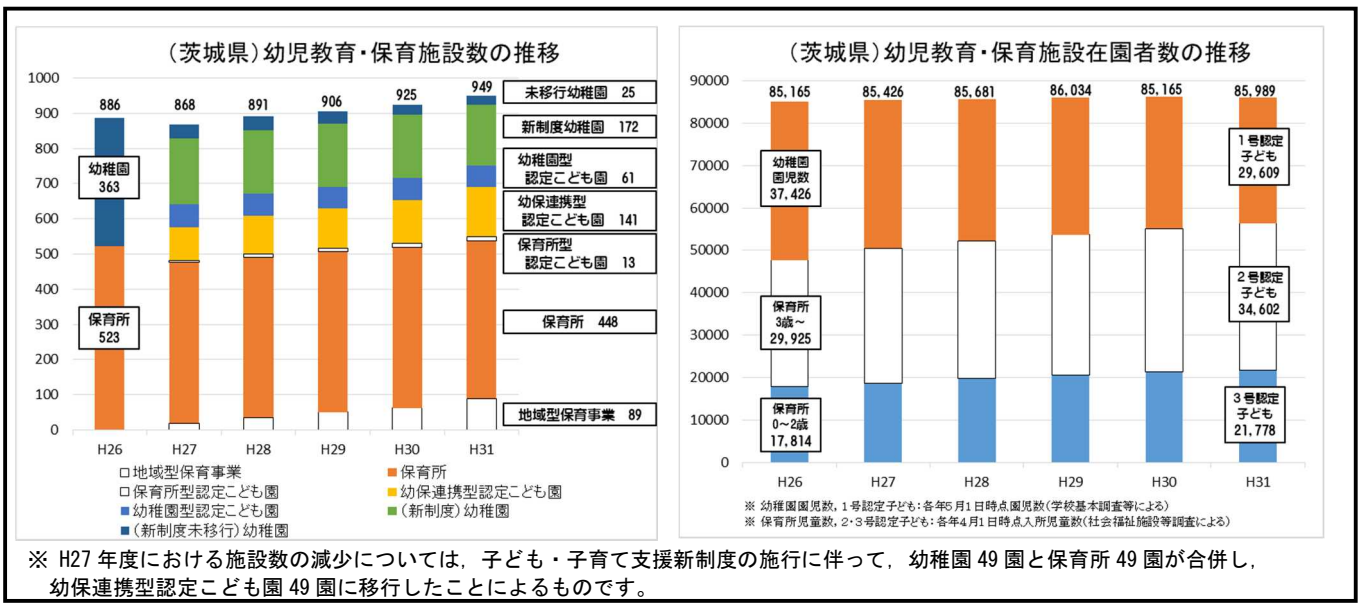

※ H27 年度における施設数の減少については，子ども・子育て支援新制度の施行に伴って，幼稚園 49 園と保育所 49 園が合併し，幼保連携型認定こども園 49 園に移行したことによるものです。

資料：茨城県作成

２　対応方針

県内の乳幼児数は全体的に減少する方向ですが，今後も女性の就業率は上昇し，保育需要は当面伸び続けることが見込まれることから，幼児教育・保育の質の確保・向上を図りながら，待機児童ゼロを実現するため，保育所等の整備による保育の受け皿の拡大に向けて取組みます。

一方，県内には保育需要の増加が見込まれる地域と減少が見込まれる地域の両方が存在し，求められる幼児教育・保育のニーズも地域や就労形態によって多様化していることから，どのような地域や就労形態でも子どもが安心して育まれ，子ども同士が集団の中で育ちあうことができるよう，県民のニーズに応じた，多様な保育環境の整備を進めるとともに，教育・保育の質の向上等を図ります。

３　主な取組

（１）保育所等の整備と小規模保育事業や家庭的保育事業の促進

地域のニーズに応じて，既存施設の有効活用とも併せ，保育所等の整備を進めるとともに，小規模保育事業や家庭的保育事業などを促進し，低年齢児の受け皿拡大を図ります。

（２）多様な保育ニーズへの対応

多様な保育ニーズに対応するため，保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応じて，延長保育，一時預かり，休日保育等の様々な保育サービスの充実を図るとともに，一貫した幼児期の学校教育と保育及び子育て支援を一体的に提供できる認定こども園について更なる普及を促進します。

（３）幼児教育・保育人材の質の向上

幼児教育・保育人材の質の向上のため，初任者研修や経験年数等に応じた研修の体系的な実施を進めるとともに，複雑化する保育ニーズ等への対応や，保育の専門性を高めるための研修の実施を進めます。

（４）保育士・幼稚園教諭等の負担軽減

保育士・幼稚園教諭等の負担軽減を図るため，保育にかかる周辺業務に従事する保育支援者の配置などによる労働環境の改善を図ります。

（５）幼児教育・保育人材の確保

幼児教育・保育人材の確保を図るため，保育士養成施設学生への就職支援や潜在保育士への復職支援，保育士のマッチングなどの保育所等における保育士確保の取組に対する支援を進めるとともに，保育士等の処遇改善を進めることで，就業継続を促進していきます。

また，これらの取組の必要性や効果等について，施設の運営者等への周知徹底に努めます。

４　主要指標

待機児童数（4.1 現在）		
2019（H31）	➤	2021（R３）
345 人		0 人

施策５　児童虐待対策の推進

１　現状と課題

（１）相談体制の充実及び児童相談所の体制強化

本県の児童相談所における相談対応件数は，2013（平成 25）年度以降増加傾向にあり，2018（平成 30）年度は全相談件数が対前年比で約８％増の 5,995 件となり，その内虐待相談が 2,687 件と全体の約 45%を占めています。

特に虐待相談については，複雑化，困難化した事案が増加し，一時保護等の行政処分や法的対応等が必要となる事案も増えていることから，それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため，児童相談所の体制強化が急務となっています。

（２）虐待による相談対応件数の増加と虐待の発生予防，早期発見及び早期対応について

①　発生予防，早期発見及び早期対応

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し，2018（平成 30）年度については 159,850 件と増加が続いています。

本県におきましても，2018（平成 30）年度は 2,687 件となり，対前年比で約 1.2 倍と過去最多となっており，その増加要因としては，県警本部との全件情報提供（共有）の実施や，配偶者からの暴力（以下「ＤＶ」という。）事案における心理的虐待の通告の増加等が考えられます。

また，児童虐待事案は，年々，複雑化，困難化していることから，児童の保護件数も増加する傾向にあります。

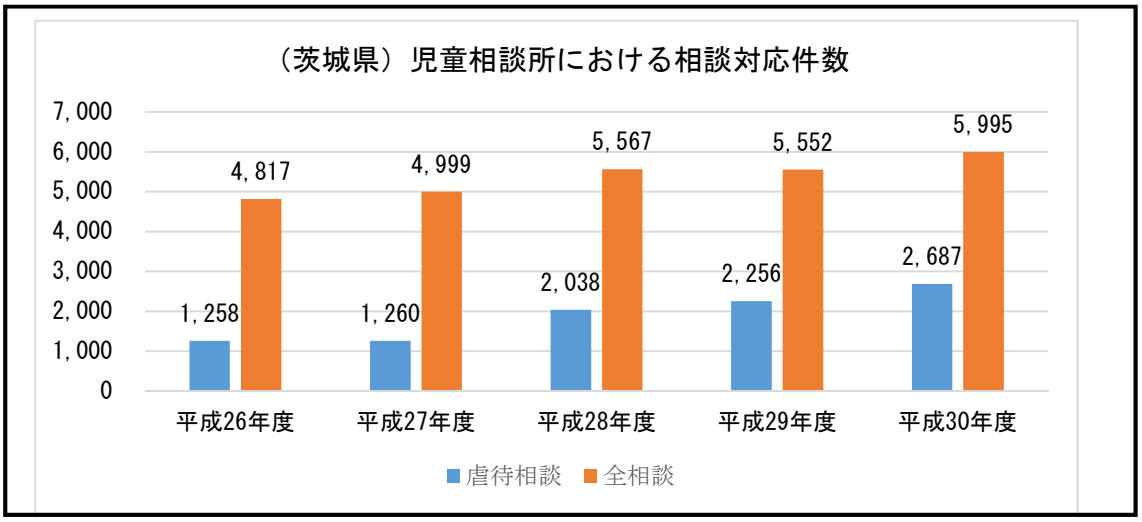

資料：茨城県作成

2018（平成 30）年度の児童虐待相談 2,687 件の内訳を見ると，３歳未満の児童が 485 件で 18.0%，３歳から就学前までの児童が 663 件で 24.7%となり，あわせて約 43%を占めています。

これらの背景には，核家族化の進展等による地域のつながりの希薄化等により，妊産婦や母親等の子育ての孤立感や負担感が高まっていることなども課題になっています。

このため，妊娠期から子育て期までの支援を，市町村等の関係機関と連携して切れ目なく提供することが必要になります。

②　子どもや保護者に対する援助・支援

子どもは，虐待から守られ，安心できる家庭的環境で生活できることが大切であり，年齢や心身の状況に応じて，必要な援助を行っています。

また，子育てに不安感を抱いていたり，虐待を行った保護者に対しては，児童相談所や市町村などの関係機関が連携し，孤立させることのないよう支援することが大切です。

そのため，市町村においては，身近な相談機関として子どもや保護者に対し在宅支援を行い，児童相談所においては，市町村に必要な助言や支援を行うとともに，専門的な知識や技術を用いた援助を行います。

さらに，市町村の業務を支援し，児童相談所の機能の補完的役割を担う児童家庭支援センターの整備を推進する必要があります。

（３）児童虐待事案等の被害防止，拡大防止

①　市町村及び関係機関との連携及び支援

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化し，きめ細かな支援が重要となっていることから，児童相談所や市町村はもとより，医療機関，学校，教育委員会，警察等の関係機関と十分に連携し，各機関とのネットワークの構築と，その活用を図ることが必要です。

また，児童虐待防止のためには，子どもの所在を的確に把握し支援することが重要であることから，子どもの属する世帯の転出，転入等における情報について，市町村及び関係機関との共有を図っています。

②　里親等委託について

茨城県内には，乳児院が３か所，児童養護施設が 18 か所，里親登録が 262 組，ファミリーホームが６か所あります。

また，乳児院 56 人，児童養護施設 540 人，里親 96 人，ファミリーホーム 24 人の計 716 人が，施設入所又は里親等委託されており，里親等委託率は 16.8％です（2019（平成 31）年３月 31 日現在）。

本県の里親等委託率は増加傾向にあるものの，全国平均と比べて低い状況にあります。

2016（平成 28）年の児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）において，虐待など様々な事情により，家庭での養育が困難となった子どもについては，心身共に健やかに成長できるよう，家庭養育優先原則に基づき，家庭に近い養育環境である里親等委託を推進していく必要があります。

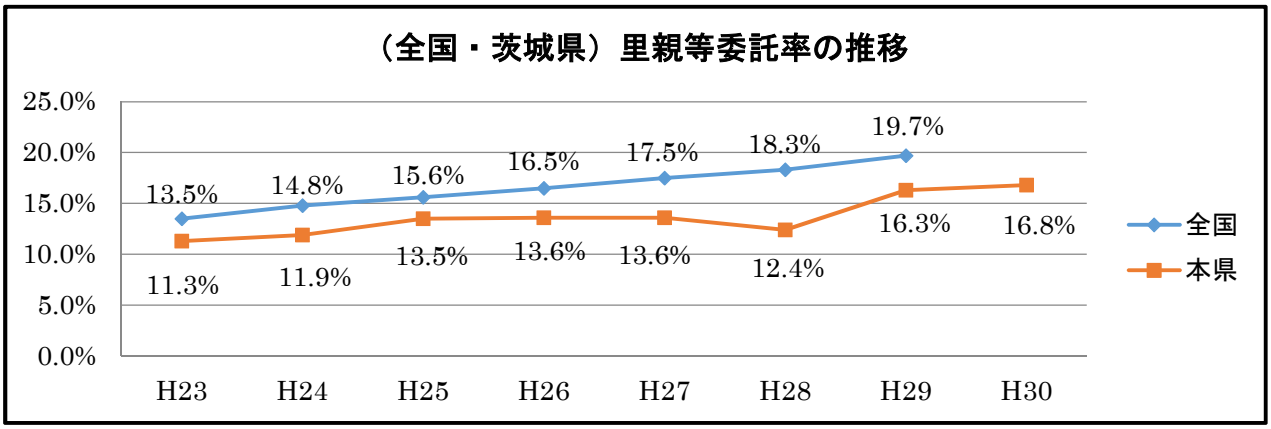

資料：茨城県作成

③　施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換について

本県において，乳児院や児童養護施設に入所している子ども数は 596 人です（2019（平成 31）年 3 月 31 日現在)。

今後，児童人口の減少や，家庭養育優先原則に基づく里親等委託数の増加により，施設入所子ども数は，減少していくことが見込まれます。

一方で，近年の児童相談所における児童虐待の相談対応件数の増加等に伴い，一時保護の件数が急増し，乳児院及び児童養護施設等の一時保護委託数は，５年前と比べて約２倍に増加（2013（平成 25）年度：335 人，2018（平成 30）年度：572 人）しています。

ケアニーズの高い子どもに対して，専門的なケアを提供する乳児院や児童養護施設の重要性は，今後も増大することが見込まれます。

④　子どもの権利擁護について

子どもの権利擁護の取組として，施設入所している子どもに対しては，児童相談所職員が権利擁護や意見表明について，年齢に応じた説明を行っています。また，里親委託されている子どもに対しては，2018（平成 30）年度に「子どものための権利擁護（里親家庭で安心して生活するために)」を作成して対応しています。

⑤　市町村の相談支援体制について

市町村の相談支援体制の構築については,「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において，2022（令和４)年度までに全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置することとされており,本県では 2019（令和元）年 10 月時点で４市町に設置されています。

⑥　特別養子縁組等について

特別養子縁組等の推進については，平成 28 年改正児童福祉法により，児童相談所の業務として特別養子縁組等に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置づけられており，相談支援体制を検討する必要があります。

⑦　一時保護について

虐待等を受けた子どもの一時保護については，学習権保障や一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。

また，児童虐待事案を主とする緊急一時保護の増加等により，児童養護施設等への委託一時保護が大幅に増加しています。

⑧　施設退所者等の自立支援について

児童養護施設等を退所した子どもの自立支援については，社会的養護自立支援事業に取り組む等により対応しており，今後も子どものニーズに応じた支援が必要です。

２　対応方針

児童相談所において，児童福祉司等の専門的知識を有する職員の増員や専門性の向上を図るなど体制強化等を図ります。

また，虐待の予防から早期発見，早期対応及び子どもの自立支援に至るまで，切れ目のない支援を市町村等の関係機関と連携して提供するとともに，子育てに不安感を抱いていたり虐待を行った保護者に対しては，孤立させることのないよう支援します。

さらに，家庭での養育が困難となった子どもについては，家庭養育優先原則に基づき，家庭に近い養育環境である里親等への委託を推進するとともに，児童福祉施設についても，小規模化や地域分散化により同様の環境を確保するなど，新たな社会的養育を推進します。

３　主な取組

（１）相談体制の充実及び児童相談所の体制強化

児童の虐待又はその疑いがある事案を早期に把握し，速やかに対応するため，相談体制の充実及び児童相談所の体制強化を図ります。

① 相談体制の充実

児童相談所における法定研修や職層別研修等を含めた研修体系を策定し，職員の専門性を含めた資質向上を図ります。

② 児童相談所の体制強化

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに，家庭養育の推進及び市町村の相談支援体制の強化等を図るため，児童相談所における職員を増員するなど体制の充実を図ります。

（２）児童虐待の早期発見と未然防止

児童相談所全国共通ダイヤル１８９（いちはやく）等の相談窓口や通報制度の周知，ペアレント・トレーニングの実施などにより，児童虐待の早期発見と未然防止を図ります。

① 発生予防，早期発見及び早期対応

すべての妊婦を対象に健康管理手帳を配布し，産後うつや赤ちゃんについての理解と対応を周知し，産後うつの予防や新生児への虐待を予防する観点から妊婦健康診査及び産後ケア事業等の実施を進め，特定妊婦及び要支援児の把握と相談対応に取り組むとともに，妊娠等相談窓口における予期せぬ妊娠等の相談を実施し，専門的な観点から助言，支援を実施します。

児童虐待は出産後の問題と捉えられがちですが，妊娠期からの支援が重要であり，妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援が必要とされていることから妊産婦及び乳幼児等の実情把握，妊娠・出産・子育てに関する各種相談支援，必要な情報提供，助言・指導，支援プランの策定を担う「子育て世代包括支援センター」を，2020（令和２）年度末までに全ての全市町村に設置できるよう支援します。

また，児童相談所が閉所している夜間，休日等を含めて，「いばらき虐待ホットライン」により虐待相談等に 24 時間対応し，原則として 48 時間以内の対応を図ります。さらに，児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（イチハヤク）」の県民への周知を図ることにより，早期発見，早期対応を推進します。

特に，子育て等に苦慮している保護者に対して，ペアレント・トレーニングの実施など，保護者に

寄り添う支援を行うことにより，児童虐待の発生予防を図るとともに，身近な市町村において保護者がトレーニングを受けることができるよう，市町村担当者に対する研修や講演会の開催等による支援を行い，全市町村での実施を目指します。

また，学校，保育所，認定こども園及び医療機関については，通常の業務において，児童虐待の早期発見が可能であることから，通告を含む早期対応がなされるよう連携の充実を図ります。

さらに，児童虐待とＤＶが，相互に重複して発生しているなどの状況を踏まえ，情報を共有し適切に対処できるよう，その他の関係機関も含む連携の充実を図ります。

② 子どもや保護者に対する援助・支援

市町村を中心とした在宅支援の強化が必要になっており，平成 28 年改正児童福祉法においても，市町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことから，保健担当部門と福祉担当部門との円滑な連携・協働の体制づくりを推進し，「子ども家庭総合支援拠点」を 2022（令和４）年度までに，全ての市町村に設置できるよう支援します。

また，「児童家庭支援センター」の計画的な整備を行い，児童相談所の補完的機能を担い，子どもや保護者からの専門的知識等を要する相談に応じた助言，指導や，市町村の求めに応じた技術的な助言等を行うことができる体制を整備します。

（３）児童虐待事案等の被害防止，拡大防止

児童虐待事案等の被害防止，拡大防止を図るため，県・警察・教育委員会が情報共有を行うなど緊密に連携し，虐待事案等の早期発見を図ります。また，被害を受けた児童の安全確保を図るとともに，社会的養育を推進します。

① 市町村及び関係機関との連携及び支援

児童相談所は，子どもの所在及びその属する世帯の転出，転入等の情報について的確に把握するとともに，市町村や関係機関との共有と活用を図ります。

また，児童相談所が受け付けたすべての虐待事案に係る警察への情報提供及び共有を継続するとともに，より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

② 里親等委託の推進

里親に関する業務（フォスタリング業務）の民間委託について，関係機関と効果的な事業実施の方法等を検証しながら，里親業務を包括的に実施する民間フォスタリング機関の設置を目指します。

また，施設や茨城県里親連合会などの関係機関と連携を図りながら，代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることができる「養育里親」を中心に，社会的養護の受け皿の確保を図るなど，里親等委託を推進し，家庭養育優先原則の徹底を図ります。

③ 施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換

代替養育を必要とする子ども数に対して，十分な養育里親数を確保するとともに，質の高い養育を提供できる体制が実現するまでの間，保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう社会的養護の受け皿を確保します。

特に，社会的養護の受け皿である，乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。

④ 子どもの権利擁護

子どもの権利擁護の取組について，引き続き児童相談所が子どもの処遇を決定する際の意見聴取や説明を丁寧に実施するとともに，国の調査研究の結果等を踏まえ，児童福祉審議会における権利擁護に関する仕組みの構築に向けて，必要な検討を行います。

⑤ 市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援

市町村の相談支援体制の構築に向けて，市町村における子ども家庭総合支援拠点の整備を支援します。

⑥ 特別養子縁組等の推進

特別養子縁組等の推進に向けた取組として，児童相談所における特別養子縁組等に関する相談支援体制について検討します。

⑦ 一時保護機能の充実強化

一時保護機能の充実強化に向けた取組として，一時保護所の人員配置の見直しや環境整備等，一時保護所の機能強化を図るとともに，児童養護施設の定員外に一時保護専用施設を設置し，研修や関係機関との連携強化等により，職員の専門性の向上を図ります。

⑧ 施設退所者等に対する自立支援の充実

児童養護施設等を退所する子どもの社会的自立に向け，入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るなどの支援に取り組みます。また，自立援助ホームの運営や整備等に対して支援を行います。

４　主要指標

⑦ペアレント・トレーニング開催市町村数		
2019（R 元）	➤	2022（R４）
14 市町村		44 市町村

施策６　誰もが教育を受けることができる社会づくり

１　現状と課題

（１）教育にかかる費用の経済的負担

文部科学省の 2016 年度（平成 28 年度）子供の学習費調査における学習費総額（保護者が支出した 1 年間・子ども一人当たりの額）は，公立幼稚園で約 23 万 4 千円・私立幼稚園で約 48 万 2 千円，小学校の公立で約 32 万 2 千円・私立で約 152 万 8 千円，中学校の公立で約 47 万 9 千円・私立で 132 万 7 千円，高等学校（全日制）の公立で約 45 万 1 千円・私立で約 104 万円となっています。

公立学校と私立学校の学習費総額の差は，幼稚園では私立が公立の 2.1 倍，小学校では 4.7 倍，中学校では 2.8 倍，高等学校（全日制）では 2.3 倍となっています。

また，世帯の年間収入と学習費総額の状況をみると，公私立問わず，どの学校種においても，年間収入が高いほど学習費総額が多くなっていく傾向にあります。

（全国）学校種別の学習費総額（保護者が支出した１年間・子ども一人当たりの額）

（円）

区　分	幼　稚　園		小　学　校		中　学　校		高等学校(全日制)	
	公　立	私　立	公　立	私　立	公　立	私　立	公　立	私　立
学習費総額	233,947	482,392	322,310	1,528,237	478,554	1,326,933	450,862	1,040,168
公私比率	1	2.1	1	4.7	1	2.8	1	2.3
うち学校教育費	120,546	318,763	60,043	870,408	133,640	997,435	275,991	755,101
構成比(%)	51.5	66.1	18.6	57.0	27.9	75.2	61.2	72.6
公私比率	1	2.6	1	14.5	1	7.5	1	2.7
うち学校給食費	20,418	29,924	44,441	44,807	43,730	8,566	…	…
構成比(%)	8.7	6.2	13.8	2.9	9.1	0.6	…	…
公私比率	1	1.5	1	1.0	1	0.2	…	…
うち学校外活動費	92,983	133,705	217,826	613,022	301,184	320,932	174,871	285,067
構成比(%)	39.7	27.7	67.6	40.1	62.9	24.2	38.8	27.4
公私比率	1	1.4	1	2.8	1	1.1	1	1.6

資料：文部科学省「平成 28 年度子供の学習費調査」より

（全国）世帯の年間収入別，学校種別学習費総額

区　分	幼　稚　園					
	公　立			私　立		
	a平均値（万円）	b標準誤差（万円）	標準誤差率 b／a(%)	a平均値（万円）	b標準誤差（万円）	標準誤差率 b／a(%)
400万円未満	20.0	0.4	1.97	42.0	1.5	3.57
400万円 ～ 599万円	21.5	0.4	2.02	43.1	1.2	2.77
600万円 ～ 799万円	24.7	0.7	2.66	50.5	1.2	2.32
800万円 ～ 999万円	28.0	1.7	5.99	50.9	3.7	7.34
1,000万円～1,199万円	34.0	3.4	10.13	60.0	3.5	5.91
1,200万円以上	44.4	8.0	18.02	67.0	2.4	3.61

区　分	小　学　校					
	公　立			私　立		
	a平均値（万円）	b標準誤差（万円）	標準誤差率 b／a(%)	a平均値（万円）	b標準誤差（万円）	標準誤差率 b／a(%)
400万円未満	23.3	0.6	2.37	104.9	7.1	6.79
400万円 ～ 599万円	26.6	0.5	2.02	117.3	3.5	2.95
600万円 ～ 799万円	31.3	0.7	2.18	130.0	3.5	2.71
800万円 ～ 999万円	37.1	1.0	2.68	139.7	2.4	1.73
1,000万円～1,199万円	43.7	2.4	5.39	152.4	2.5	1.64
1,200万円以上	58.4	8.1	13.92	173.0	2.0	1.15

区　分	中　学　校					
	公　立			私　立		
	a平均値（万円）	b標準誤差（万円）	標準誤差率 b／a(%)	a平均値（万円）	b標準誤差（万円）	標準誤差率 b／a(%)
400万円未満	39.3	1.4	3.49	109.4	6.0	5.48
400万円 ～ 599万円	43.4	1.0	2.22	112.7	4.6	4.07
600万円 ～ 799万円	48.9	1.4	2.79	123.0	4.2	3.42
800万円 ～ 999万円	51.2	1.4	2.73	131.4	3.5	2.63
1,000万円～1,199万円	58.1	2.1	3.57	132.9	4.2	3.15
1,200万円以上	62.8	2.9	4.61	146.9	4.4	3.02

区　分	高　等　学　校(全日制)					
	公　立			私　立		
	a平均値（万円）	b標準誤差（万円）	標準誤差率 b／a(%)	a平均値（万円）	b標準誤差（万円）	標準誤差率 b／a(%)
400万円未満	35.0	1.3	3.70	76.0	3.5	4.59
400万円 ～ 599万円	39.6	1.5	3.67	89.4	3.3	3.70
600万円 ～ 799万円	46.4	1.5	3.22	99.9	3.6	3.58
800万円 ～ 999万円	52.4	1.8	3.40	114.0	4.8	4.24
1,000万円～1,199万円	56.0	1.8	3.15	110.0	4.4	3.99
1,200万円以上	73.2	3.9	5.27	130.4	6.2	4.74

資料：文部科学省「平成 28 年度子供の学習費調査」より ※網掛は，平均値の標準誤差率が 10%以上の箇所

（２）家庭や地域の教育力の低下

茨城県教育委員会の 2016（平成 28）年度就学前教育・家庭教育実態調査における，30 年程度前と比べた家庭における教育力は，「低下した」（52.4%）と「やや低下した」（34.3%）を合わせた割合が 8 割を超えており，「向上した」（2.9%），「やや向上した」（2.3%）を合わせた割合を大幅に上回っています。

また，祖父母が感じている「家庭の教育力が低下している」と言われる要因については，「保護者の仕事が忙しく，育児・教育について考える余裕がない」（55.5%）が半数以上を占め最も高く，次いで「保護者が家庭で教えるべきことを幼児教育施設に依存するようになっている」（44.2%）となりました。一方で，「家庭の育児・教育力は低下していない」と回答した割合は 19.1%でした。

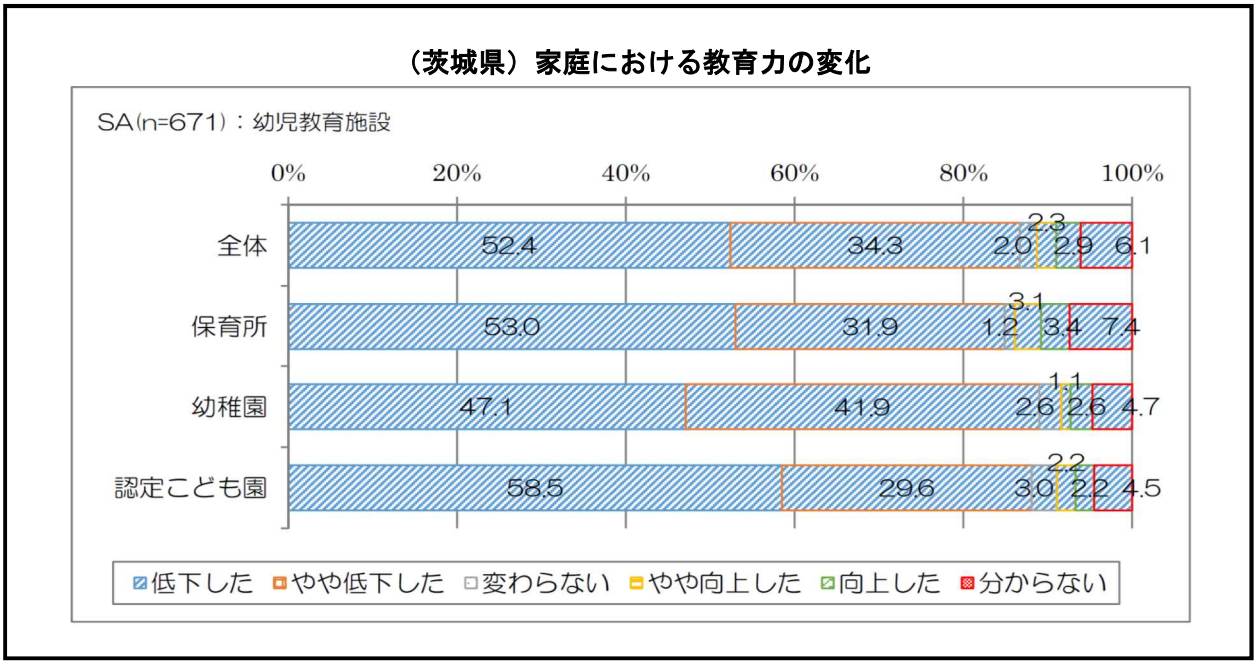

資料：茨城県教育委員会「就学前・家庭教育実態調査（H28）」より

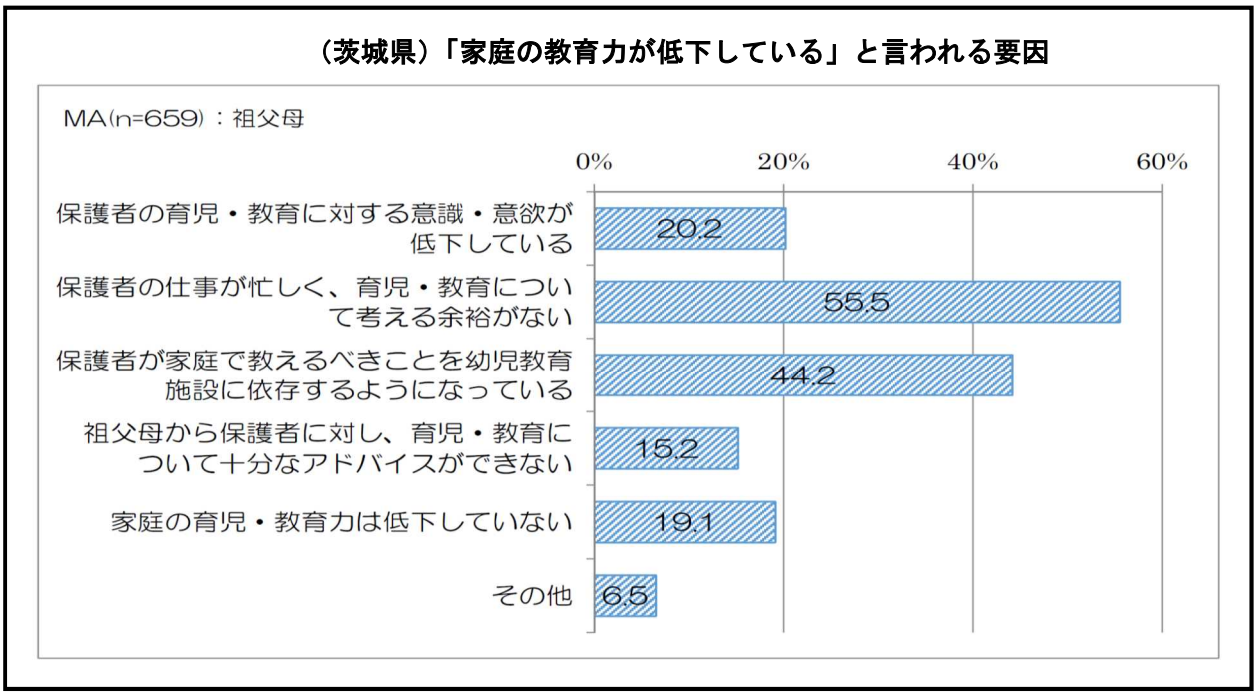

資料：茨城県教育委員会「就学前・家庭教育実態調査（H28）」より

（３）障害のある子どもへの支援

特別支援学校や特別支援学級等に在籍する児童生徒数は増加傾向にあります。また，障害の重度・重複化や多様化なども進んでいます。

視覚や聴覚に障害のある子どもや発達障害のある子どもを早期に発見し，就学前の早い段階から障害の状態や特性等に応じた効果的な支援や保護者の教育相談の充実を図る必要があります。

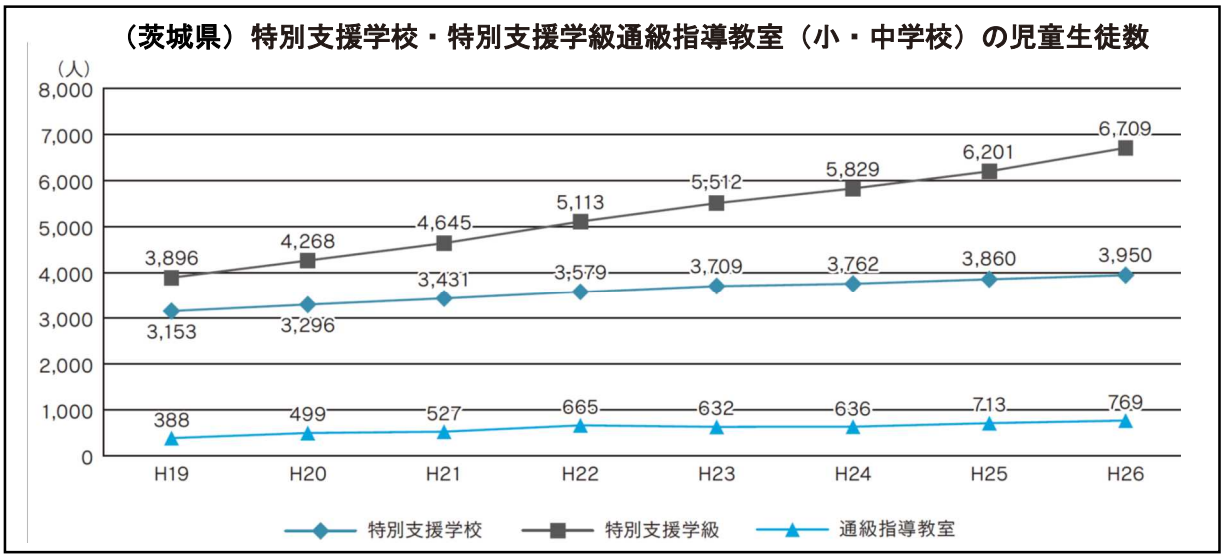

資料： 茨城県教育委員会調べ　※いばらき教育プランより

２　対応方針

家庭の経済的状況等を踏まえ，幼児教育・保育の無償化，就学援助制度の促進，特別支援教育就学奨励費補助制度，奨学金貸与制度の適切な運用を通じ，教育費負担の軽減を図るとともに，就学前教育と家庭教育の推進や障害など個別の配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援等に取り組みます。

３　主な取組

（１）教育機会の確保

家庭の経済的状況等を踏まえ，市町村が実施する就園奨励事業や就学援助事業など経済的支援の周知を図り，教育機会の確保に努めます。

① 幼児教育・保育の無償化等による負担軽減

2019（令和元）年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化について，制度運用に係る相談支援を行うなど，国，市町村と連携しながら，円滑な実施を図るとともに，無償化制度の対象とならない３歳未満児に対し，国の制度に上乗せした多子世帯向けの保育料軽減を図り，子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

② 就学補助等による負担軽減

経済的理由によって就学困難な，小中学校等の児童生徒の保護者を対象に，市町村が実施する就学援助事業について，適切な運用やきめ細やかな広報等の取組を促し，県においても積極的に周知することで，負担軽減を図り，教育機会の確保に努めます。

また，特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級で学ぶ際に，保護者が負担する教育関係経費について，家庭の経済状況等に応じて補助することにより，負担軽減を図り，障害のある児童・生徒の教育機会の確保に努めます。

（２）家庭の教育費負担の軽減

経済的理由に左右されず，全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込めるよう，奨学金貸与制度の充実や，家庭の教育費負担の軽減を図ります。

① 奨学金制度の充実

勉学意欲のある生徒の高校進学が経済的な理由によって阻害されることがないよう，高校生を対象にした奨学金貸与事業を実施するとともに，大学等を卒業後，県内に就職・定住することを条件にした奨学金返還助成制度を実施し，進学が困難な者の支援に努めます。

（３）就学前教育・家庭教育の推進

就学前教育の質の向上及び幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため，保幼小接続カリキュラムの活用や保幼小連携の中心となる人材の育成を通じて，市町村における就学前教育の推進体制の構築を推進します。

また，家庭教育の充実を図るため，ポータルサイト等を活用した情報発信に取り組むとともに，幼児教育施設や学校，地域等と連携し，子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し，訪問型の支援等を含めた家庭教育支援の取組を推進します。

（４）特別支援教育等の充実

① 個別の配慮が必要な子どもの早期発見・早期支援

幼児教育施設，学校及び市町村保健センター等における早期の気づき（一次スクリーニング），保健所，児童相談所，発達障害者支援センター等における二次スクリーニングの充実を図るとともに，必要に応じた医療支援及び療育支援体制の充実を図ります。

また，視聴覚障害の疑いがある子どもに対して精密検査及び療育指導を行うとともに，発達障害の疑いがある子どもについては，子どもの発育発達や健康に関して，保護者や幼児教育施設の保育者等の相談及び支援に努めます。

② 特別支援教育等の充実

特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への指導や支援の充実を図るため，学校等への専門家の派遣や，管理職及び特別支援教育担当者等の特別支援教育に関する専門性の向上，障害児の就園，就学体制の整備等の取組を進めます。

また，インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ，特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の増加及び多様化する教育的ニーズに対応するため，多様な学びの場として，通級指導教室や特別支援学級などの適切な設置を推進します。

４　主要指標

⑰訪問型家庭教育支援に取り組む市町村数	
2019（R 元）	2024（R６）
17 市町村 ➤	27 市町村

施策７　困難を抱える子どもへの支援

１　現状と課題

（１）子どもの貧困率

「貧困状態」を示す指標の一つとして，相対的貧困率があります。これは，一定基準（貧困線(※1)）を下回る等価可処分所得(※2)しか得ていない者の割合のことで，子どもの貧困とは，17 歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が一定基準に満たない子供の割合を言います。

日本では，1985（昭和 60）年以降，子どもの貧困率が上昇傾向にあり，2012（平成 24）年には 16.3%となっています。2015（平成 27）年の調査では 13.9%と改善しましたが，およそ７人に１人の子どもが貧困に陥っている状況です。また，子どもがいる現役世帯のうち大人が１人の貧困率は 50.8%と，ひとり親世帯における貧困率は高い水準にあります。

(※1)等価可処分所得の中央値の一定割合（半分）を示したもの。2015（平成 27）年時点は 122 万円（名目値）

(※2)世帯人員によって生活コストが異なってくることから，世帯人員の違いを調整するため，世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って算出した額。

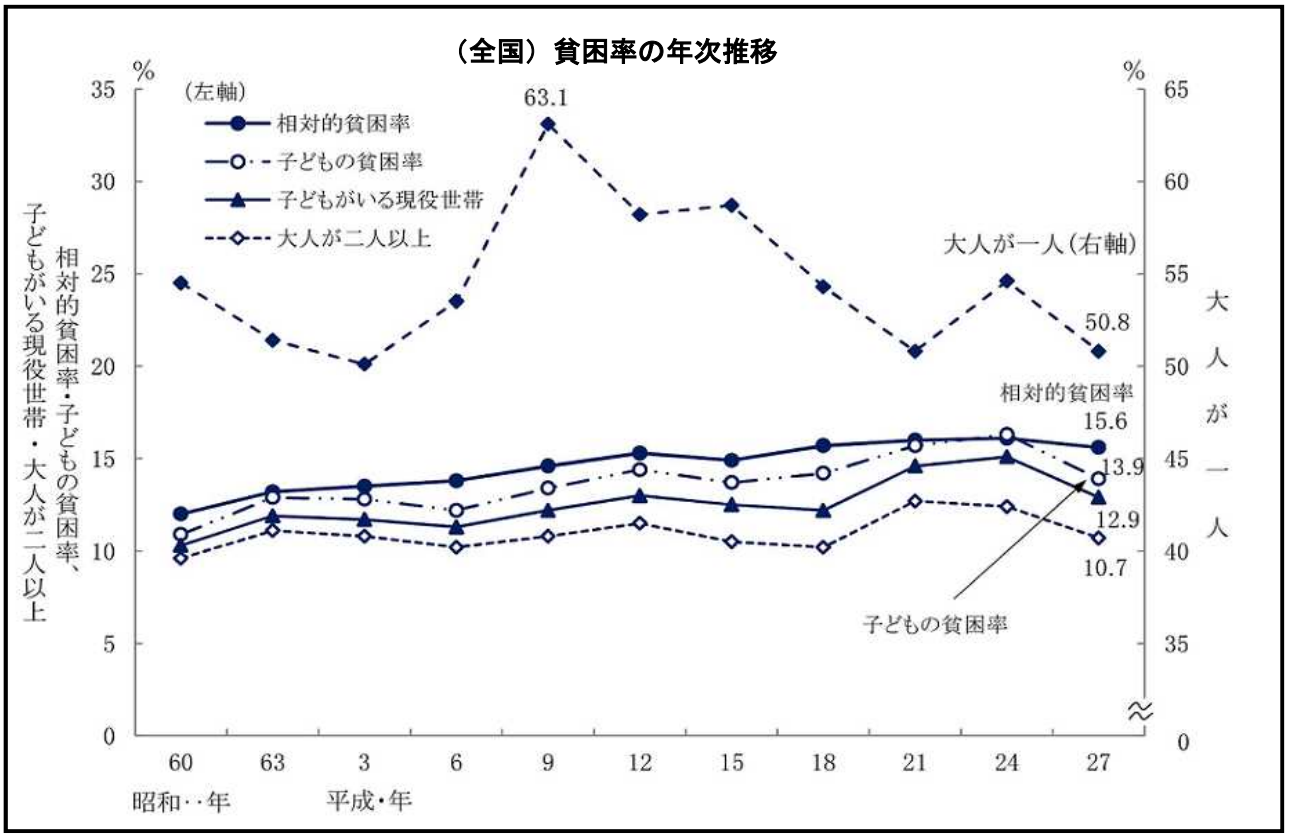

資料：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」より

（２）子どもの進学率

2018（平成 30）年度の生活保護世帯・児童養護施設の子どもの進学率に関する調査を見ると，子ども全体の中学校等卒業後の進学率は，全国値，本県の値ともに 99.0%ですが，生活保護世帯の子どもは全国値で 93.7%，本県の値で 88.7%となるなど，生活保護世帯や児童養護施設の子どもは「進学」を選択する割合が低いことが分かります。

また，高等学校等中退率については，子ども全体の中退率が全国値 1.3%，本県の値 1.8%に対して，生活保護世帯の子どもは全国値 4.1%，本県の値 5.5%と，約３倍の開きがあります。

（全国・茨城県）子どもの進学率，高等学校等中退率

	中学校卒業後の進学率		高等学校等卒業後の進学率		高等学校等中退率	
	茨城県	全国	茨城県	全国	茨城県	全国
生活保護世帯	88.7%	93.7%	15.0%	36.0%	5.5%	4.1%
児童養護施設	95.8%	95.8%	23.5%	30.8%	－	－
全体（全県）	99.0%	99.0%	68.3%	72.9%	1.8%	1.3%

（厚生労働省社会・援護局保護課調べ，厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ，
令和元年度茨城県教育調査報告書，児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査から作成）

（３）茨城県の実情（「茨城県子どもの生活実態調査」（2018（平成 30）年度）より）

子どもの貧困問題に関する現状を具体的に把握し，今後の対策に生かすため，2018（平成 30）年度に県内における子どもの貧困の実態に関する調査を行ったところ，子どもの貧困問題に関する現状について，次のような結果が得られました。

【学校の授業理解度と学校以外の学習への投資】

学校の授業がどのくらいわかるかについてたずねたところ，所得が少ないほど「ほとんどわかる」と「だいたいわかる」を合わせた「わかる」の占める割合が低くなっています。また，学校以外の教育費の支出や進路希望についての質問等において，所得が少ないほど教育への支出が少ない傾向がみられました。さらに，経済的事情により大学への進学を断念している家庭が多くあることも分かりました。

学校の授業理解度について

学校の授業がどのくらいわかるか	所得 122 万未満		所得 122 万以上 244 万未満		所得 244 万以上	
	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生
ほとんどわかる	34.3%	11.4%	26.0%	20.3%	40.8%	31.1%
だいたいわかる	31.3%	39.8%	56.5%	44.4%	47.9%	44.7%
半分くらいわかる	20.9%	29.5%	11.0%	22.9%	9.1%	19.5%
わかならいことが多い	10.4%	15.9%	5.7%	9.2%	0.60%	4.0%
ほとんどわからない	1.5%	3.4%	0.0%	2.5%	0.60%	0.2%

学校以外の教育にかける１カ月あたりの平均支出　「支出はない」回答割合

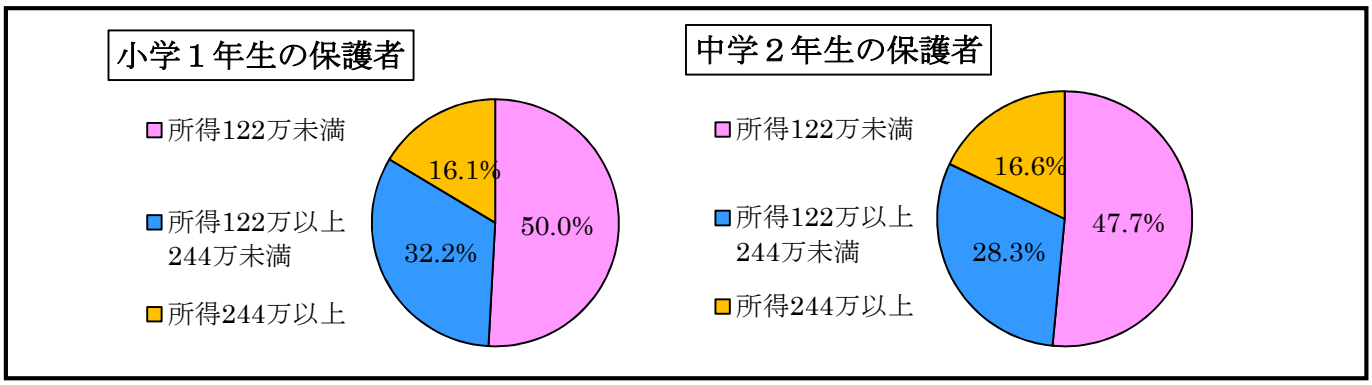

※　世帯収入と世帯人数の設問により，当該世帯の等価可処分所得（世帯収入を世帯人員の平方根で除した額）を算定し，世帯を３つに区分しています。

- 等価可処分所得が「平成 28 年国民生活基礎調査」による貧困線 122 万未満となる世帯
- 等価可処分所得が 122 万以上で所得中央値 244 万未満となる世帯
- 等価可処分所得が 244 万以上の世帯

子どもへの進路希望について

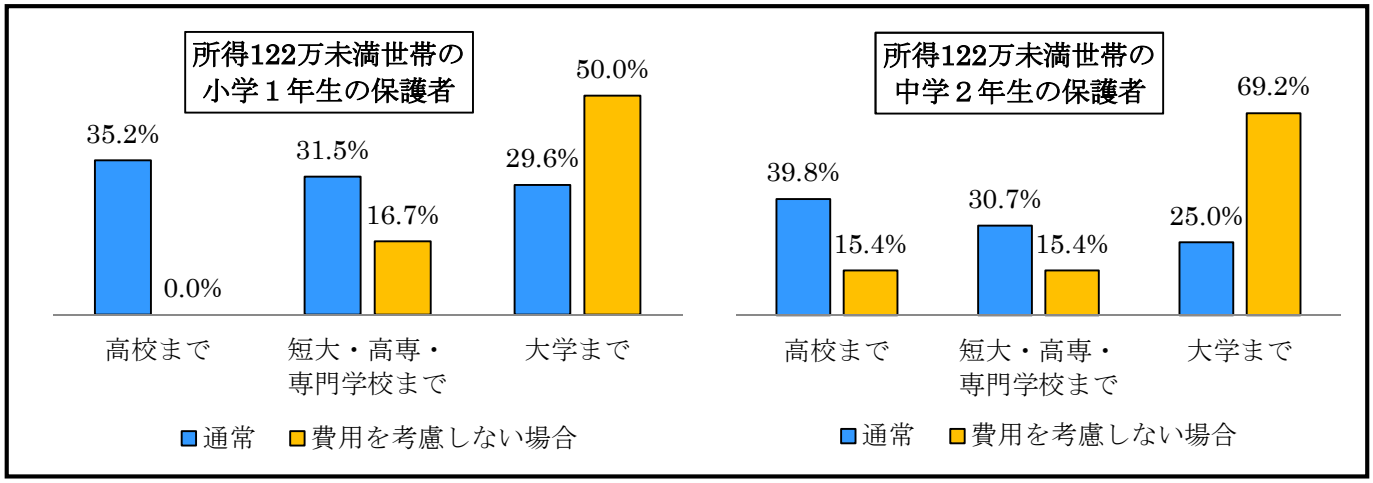

【生活に必要なモノやサービスの享受】

朝食を食べない子どもの割合は，所得が少ないほど高くなっています。学校が休みのときに昼食を食べる頻度についても，同様の結果となりました。また，過去１年間に経済的な理由から食料等の購入や月々の料金の支払いができなかったことがあるかについてたずねたところ，所得の少ない層において，「あり」の回答割合が約６割にのぼり，何らかの買い控えや未払いが発生していることが考えられます。

朝食を食べる頻度や経済的理由で食料等の購入や月々の支払いができなかった経験について

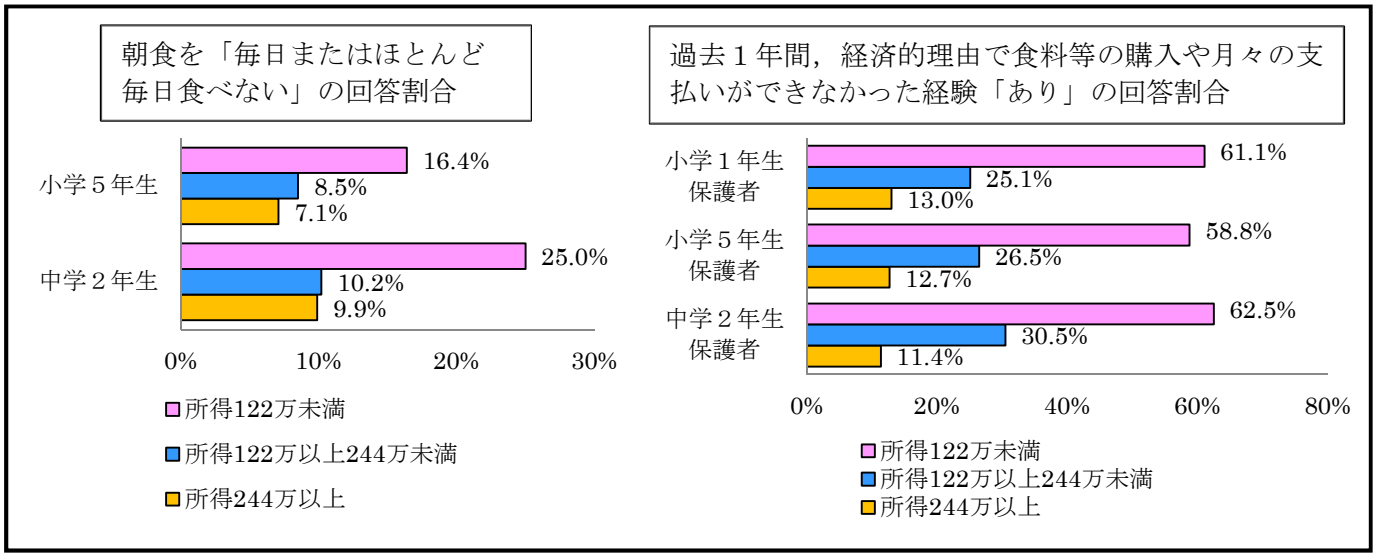

【子どもの自己肯定感】

自分は価値のある人間だと思うか，自分のことが好きだと思うか等の自己肯定感についてたずねたところ，所得が少ないほど「とてもそう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた「そう思う」の割合が低くなっており，貧困状態にある子どもたちの自己肯定感が低いことが分かりました。

自己肯定感について

自分は価値のある人間だと思うか	所得 122 万未満		所得 122 万以上 244 万未満		所得 244 万以上	
	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生
とてもそう思う	20.9%	11.4%	26.0%	26.0%	30.3%	21.7%
どちらかといえばそう思う	29.9%	39.8%	35.4%	36.2%	39.4%	42.1%

自分のことが好きだと思うか	所得 122 万未満		所得 122 万以上 244 万未満		所得 244 万以上	
	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生	小学5年生	中学2年生
とてもそう思う	23.9%	20.5%	28.5%	25.1%	36.3%	24.8%
どちらかといえばそう思う	28.4%	35.2%	36.6%	28.6%	35.4%	33.8%

２　対応方針

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう，全ての子どもが心身ともに健やかに育成される環境を整備していきます。また，子どもの貧困問題は，複数の要因が絡み合って発生するものであるため，各種施策を子どもの貧困対策に着目した上で，総合的に推進していきます。

３　主な取組

（１）子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう「教育支援」，「生活支援」，「就労支援」及び「経済的支援」に重点的に取り組み，子どもの貧困対策を推進します。

教育支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために，経済状況等にかかわらず，全ての子どもがその意欲と能力に応じた教育を十分に受けることができるよう，学校教育による支援の充実とともに，市町村や民間の学習支援団体等とも連携することで，学習に関する支援の充実と教育の機会均等を図ります。

①　生活困窮世帯等への学習支援

生活困窮世帯の児童や，児童養護施設等措置児童などに対して，経済状況等にかかわらず，必要な教育を受けることができるよう，学習支援の充実を図ります。

②　学校における総合的な教育支援

学習に関する支援に加え，スクールソーシャルワーカーの派遣等，学校における相談・連携体制などを整備します。また，放課後等の学習支援を実施することで，学校における総合的な支援体制を充実させます。

③　就学支援の充実

子どもの就学に必要な学費や，その他の必要な費用について，各種給付金等により経済的に支援します。併せて，奨学金の貸付や，生活困窮世帯向けの給付も実施します。

④　多様な教育機会の確保

子どもたちの状況を把握して必要な支援につなげ，教育機会を確保するために，学習相談及び進路相談等による支援の充実を目指します。また，日本語指導適応教室への教員の配置や研修会の開催等を通して，日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒の学校生活への適応指導の改善充実を図ります。

生活支援

生活に困窮する家庭が孤立することなく安心して生活できるよう，保護者や子どもへ生活支援を実施します。また，生活支援体制の整備・充実を図ります。

①　保護者への生活支援

生活に困窮する家庭の保護者が自立し，孤立することなく安定した生活基盤を築けるよう，保護者への相談支援や保育サービスに関する支援等を実施し，併せて妊産婦などに対する支援や住宅に関する各種支援も推進します。

②　子どもへの生活支援

児童養護施設等に入所している子どもに対する施設退所後の生活のための支援や，子ども食堂等による食育や居場所づくりの取組等，様々な事情を抱える子どもたちの安定した生活環境を整備するとともに，生活の自立が確立できるよう，適切な支援に努めます。

③　生活支援体制の整備・充実

生活に困窮する家庭を支援するために，児童養護施設等の機能強化や，相談支援等の充実を図ることで，生活を支援する体制を整備します。

就労支援

職に就いていない等により生活に困窮する家庭が，安定した収入を得られるよう，保護者の就労機会の確保，就労のための学び直しや子どもの就労を支援します。また，所得の増大や適切な労働環境を確保できるよう，支援の充実を図ります。

①　保護者の就労機会の確保

各種相談支援事業の実施により就労を支援します。また，生活困窮者向けの給付金の支給，離職・転職希望者向けの就職面接会の開催，ひとり親家庭向けの就労支援も実施することで，貧困に直面しやすく，社会的に不利な立場にある者への支援を充実させます。

②　保護者の就労のための学び直しに関する支援

ひとり親家庭や生活保護世帯向けに，学び直し等，就労に必要な能力の向上に関する取り組みを充実させることで，就労を支援します。

③　保護者の就労後の職業生活に関する支援

安定した職業に就いたこと等により，生活保護を必要としなくなった者に対して就労自立給付金

を支給する等，就労後の負担を軽減します。また，単に職を得るにとどまらず，所得の増大に資するとともに，仕事と両立して安心して子どもを育てられる適切な労働環境を確保できるよう，支援の充実を図ります。

④　子どもへの就労支援

就職相談や，面接会等により就職機会を提供し，併せて関係機関と連携して就労支援を実施することで，社会的な自立を支援します。

経済的支援

生活に困窮する家庭が安心して暮らすことができるよう，前述の教育支援や就労支援における各種給付金等に併せて，ひとり親家庭向けの児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金の貸付け，生活保護世帯向けの教育扶助，医療費の助成等により，生活に困窮する家庭の安定した生活基盤の確保に努めます。

①　児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し，児童のすこやかな成長を図るため，児童扶養手当を支給します。

②　福祉資金貸付金の貸付け

ひとり親家庭等に対して，無利子・低利で，児童が高等学校等で修学するための費用や，生活に必要な費用などを貸付けることで，ひとり親家庭等の経済的な自立を支援します。

③　生活保護による教育扶助等

生活保護による教育扶助として，教材代，通学のための交通費，学校給食費等義務教育に必要な費用を金銭給付により支給します。また，高等学校等に就学し，卒業することが生活保護世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に，原則として当該学校における正規の就学年限に限り高等学校等就学費を認定し，支給します。

④　医療費の助成

子育て世帯の経済的負担を軽減するため，小児やひとり親家庭の患者負担分を公費により助成します。また，慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の医療費を助成します。

⑤　養育費相談員による支援

養育費相談員を母子・父子福祉センターに配置し，ひとり親家庭等に対して養育費の取決めや不払いについての相談に応じます。

各種支援の普及推進と社会理解の促進

必要な支援が届いていない，又は届きにくい子どもや家庭へ支援を届け，社会全体で生活に困窮する子どもたちを支援する機運を醸造するために，各種支援の普及推進と社会理解の促進を図ります。

①　市町村における子どもの貧困対策に関する計画策定の支援

支援を要する子どもに効果的な支援を届けるために，子ども一人一人について様々な情報を保有している市町村の計画策定を支援します。

②　各種支援の普及推進

必要な支援が届いていない，又は届きにくい子どもや家族を広く把握し，子どものライフステージに応じて切れ目なく適切な支援を提供できるよう，各種支援の普及推進に努めます。

③　社会理解の促進

子どもの貧困に対する社会理解の促進を図るとともに，県，市町村，民間の企業や団体，地域住民等の取組の連携を強化し，それぞれの立場から主体的に参画できるような仕組みづくりに取り組んでいきます。

（２）学習支援事業の実施促進

生活困窮世帯の子どもに対して，学び直しの機会の提供や学習習慣などを身につけさせる学習支援事業の実施を促進するとともに，支援内容の充実を図ります。

４　主要指標

⑨母子家庭等就業・自立支援センターの職業紹介による就職件数		
2018（H30）	➤	2024（R6）
21 件		40 件

【別掲１】

茨城県子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法第 62 条第１項の規定に基づき，同法第 60 条第１項に規定する基本指針に即して，茨城県子ども・子育て支援事業支援計画を次のとおり定めます。

１　区域の設定

子ども・子育て支援に係る教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となるものであり，教育・保育施設の認可，認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえ，子ども・子育て支援新制度の実施主体である各市町村を１区域とし，県内を 44 区域とします。

２　市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

特定教育・保育施設の利用定員の設定時等において，市町村の区域を超えた調整が必要な場合には，関係市町村間で協議することを基本としますが，協議が整わない場合には，当該市町村からの求めにより，必要に応じて県が協議に参加し，調整を行います。

また，市町村間の広域連携の強化のため，「待機児童対策協議会」を開催し，県と市町村間の情報共有や連携体制の構築・強化に努めます。

３　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

県全域及び県が設定する区域について，認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと確保方策を記載します。

※　具体的な数値については，別表のとおりです。

（１）各年度における教育・保育の量の見込み

各年度における区域ごとの教育・保育の量の見込みは，市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を１の区域ごとに集計して定めます。

（２）実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の提供体制の確保についても，量の見込みを，市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を１の区域ごとに集計したものに２の広域調整を考慮して設定した数値を加えて定めます。

数値の設定に際しては，待機児童の解消と解消状態の維持を目標に市町村と協議

して定めます。また，保護者の就労状況をはじめとした，多様なニーズに対応した教育・保育の提供がなされるよう，市町村に助言してまいります。

【認定区分について】

子ども・子育て支援新制度では，３つの区分の設定に応じて，施設など（認定こども園，幼稚園，保育所，地域型保育事業）の利用先が決まります。

・１号認定：教育標準時間認定

満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって，２号認定以外の場合

利用先　幼稚園，認定こども園

・２号認定：満 3 歳以上・保育認定

満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって，家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先　保育所，認定こども園

・３号認定：満 3 歳未満・保育認定

満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって，家庭において必要な保育を受けることが困難な場合

利用先　保育所，認定こども園，地域型保育事業

【教育・保育施設及び地域型保育事業について】

施設・事業		対象年齢	概要
教育・保育施設	認定こども園	0～5 歳	○教育と保育を一体的に行う施設 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち，地域の子育て支援も行う施設
	幼稚園	3～5 歳	○小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
	保育所	0～5 歳	○就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
地域型保育事業	小規模保育事業	0～2 歳	○利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業 ・A 型：保育所分園に近い類型 ・B 型：中間型 ・C 型：家庭的保育に近い類型
	家庭的保育事業		○利用定員が 5 人以下で，家庭的保育者の居宅またはその他の場所で，家庭的保育者による保育を行う事業
	事業所内保育事業		○事業所内の施設において，事業所の従業員の子どものほか，地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業
	居宅訪問型保育事業		○保育を必要とする乳幼児の居宅において，家庭的保育者による保育を行う事業

４　県の認可及び認定に関する需給調整の考え方

認定こども園及び保育所の認可及び認定並びに幼稚園及び保育所の認定こども園への移行に関する考え方は次のとおりです。

（１）認定こども園及び保育所についての考え方

県は，認可を申請した事業者が適格性及び認可基準を満たす場合は，原則として認可します。

ただし，保育の認定区分ごとに，県が設定する区域における施設及び事業等の利用定員の総数が，県が定める確保方策の総数に達しているか，または認可することによってこれを超えることになると認める場合は，市町村と協議の上，需給調整を行うことができることとします。

（２）幼稚園及び保育所の認定こども園への移行についての考え方

県は，幼稚園及び保育所が，認定こども園に移行する場合，認可・認定基準を満たす場合は，原則として認可・認定します。

ただし，本計画別表に記載される区域ごとの確保方策の数に需給調整の特例として県で定める数に達している場合は，市町村と協議の上，需給調整を行うことができることとします。

※　県で定める数については，別表のとおりです。

５　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

幼児教育や保育を一体的に提供できる認定こども園の設置について，次のとおり推進します。

（１）区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

県内における目標設置数については，市町村の計画に基づき，設定します。

※　具体的な数値については，別表のとおりです。

（２）幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方

○ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援

現に存する幼稚園及び保育所から認定こども園へ移行を支援するため，認定こども園の特性等を含めた制度の理解を深めるための機会を積極的に設けるととも

に，幼稚園教諭及び保育士の合同研修等の開催及び幼稚園教諭，保育士の免許併有に向けた支援等を行ってまいります。

○ 認定こども園普及に係る基本的な考え方

幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから，保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることで一貫した幼児期の学校教育と保育及び子育て支援を一体的に提供できる認定こども園について更なる普及を促進していきます。

なお、その中でも学校及び児童福祉施設としての法的な性格を併せ持つ幼保連携型認定こども園については，幼稚園型認定こども園等他の類型からの移行促進についても支援していきます。

（３）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割，提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は，生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるとともに，個人差も大きいことを踏まえ，発達段階に応じた質の高い教育・保育を，すべての未就学児童に対して提供できる体制を確保します。

県では，保護者や子どもの状況に応じて，必要な幼児教育・保育施設や地域型保育事業，地域子育て支援事業を利用することができるよう，市町村と連携して計画的な体制整備を推進します。

（４）教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園，幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

子ども・子育て支援として中核的な役割を担う教育・保育施設と小学校の連携を図る機会を設けます。

また，教育・保育施設（幼稚園，認定こども園及び保育所）が相互に連携を図る横の連携や，原則，満３歳未満の時期を過ごす地域型保育事業を行う者との連携についても，市町村と連携を図り積極的に関与してまいります。

６　特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置

地域のニーズに応じた幼児教育・保育及び子育て支援を提供するため，施設整備等による量的な拡大と併せ，保育教諭，幼稚園教諭，保育士等の幼児教育・保育に従事する人材について，関係機関と連携して，計画的な人材確保を図るとともに，資質の向上に取り組みます。

また，小規模保育，家庭的保育，地域子育て支援拠点等に必要となる「子育て支援員」についても，計画的な人材確保等の仕組みを創設します。

（１）人材の必要見込み数

保育教諭や保育士等保育人材について，市町村からのデータに基づいて，必要となる見込み人数を算出し，計画的な人材確保に取り組みます。

（２）幼児教育・保育人材の確保及び資質の向上

子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培い，心身ともに健やかな育成を支えるためには，幼児教育及び保育の人材を確保し，資質を向上させることが重要です。

このため，保育教諭等の育成や資質・専門性の向上，子どもの健康及び安全の確保，経験年数等に応じた研修などの取組を積極的に支援するとともに，職員の就業環境の整備や処遇改善に努めてまいります。

さらに，新たに子育て支援事業に従事する者等の養成・確保を図り，保育教諭等の定着や再就業支援など総合的な人材確保対策に取り組みます

（３）保育教諭についての特例制度の周知

幼保連携型認定こども園への円滑な移行を図るため，国の特例制度を活用し，大学等と連携して，幼保連携型認定こども園に必要とされる幼稚園教諭と保育士資格を併有するための資格等取得を支援します。

【保育教諭についての特例制度】

保育教諭は，幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則としています。

新制度施行後に設けられた幼稚園教諭免許・保育士資格の併有を促進する経過措置（一定の実務経験があれば，所定科目の８単位履修等により筆記試験免除　等）を実施します。

７　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

家庭で適切な養育を受けることのできない子どもや，ひとり親家庭の子ども，障害のある子ども等に対し支援を実施できるよう，専門的な支援体制等を整備します。

（１）児童虐待防止対策の充実

「茨城県子どもを虐待から守る基本計画」による

（２）社会的養育の充実・強化

「茨城県社会的養育推進計画」による

（３）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

「茨城県子どもの貧困対策に関する計画」による

（４）障害児施策の充実等

「第２期茨城障害者プラン」による

８　地域子ども・子育て支援事業について

市町村は，地域の実情に応じて，市町村の「子ども・子育て支援事業計画」に基づき，別紙のとおり「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

９　教育・保育情報の公表

特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者の透明性を高め，教育・保育の質の向上を促すため，県は，教育・保育に関する情報の公表を求め，その内容について公表します。

なお，公表する主な内容については次のとおりです。

分　類		主な事項
基本情報	法人	・名称，所在地等
	施設	・施設の類型（認定こども園，幼稚園，保育所），地域型保育事業の類型 ・名称，所在地等 ・施設整備の状況（居室面積，定員，園舎面積，園庭等の状況） ・職員の状況（職員数等） ・職員一人あたりの子ども数 ・利用定員，学級数，在籍子ども数 ・開所時間等　など
運営情報		・施設，事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談・苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応　など

別紙

事　業　名	概　　要
利用者支援事業	○　子育て家庭がニーズに合わせて，幼稚園・保育所などの施設や，地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように，情報の提供や相談・援助などを行う
一時預かり事業	○　急な用事や短期のパートタイム就労など，子育て家庭の様々なニーズに合わせて，認定こども園，幼稚園，保育所等で一時的に預かり，必要な保護を行う
放課後児童健全育成事業	○　保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が，放課後に小学校の余裕教室，児童館等で過ごすことができるようにする取り組み
地域子育て支援拠点事業	○　地域の身近な公共施設や保育所などで，気軽に親子の交流や子育て相談を行う
妊婦健康診査事業	○　妊婦の健康の保持及び増進を図るため，妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握②検査計測③保健児童を実施するとともに，妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する
乳児家庭全戸訪問事業	○　生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し，子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う
養育支援訪問事業	○　養育支援が特に必要な家庭を訪問し，養育に関する指導・助言等を行うことにより，家庭の適切な養育の実施を確保する
子育て短期支援事業	○　保護者の病気などの理由により，家庭で一時的に養育が困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う
ファミリー・サポート・センター事業	○　乳幼児や小学生等を子育て中の保護者を会員として，子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と，援助を行う者との相互援助活動に関する連絡，調整を行う
延長保育事業	○　保育認定を受けた子どもについて，通常の保育時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う
病児保育事業	○　病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合において，病院・保育所等に付設されたスペースで保育を行う。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	○　保護者の世帯所得の状況等に応じて，施設等に対して保護者が支払うべき日用品，文房具その他教育・保育に必要な物品の購入又は行事への参加に要する費用等を助成する
多様な主体が新制度に参入することを促進する事業	○　特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するため，多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する

子ども・子育て支援事業支援計画（令和2～6年度）における
施設型給付・地域型保育給付に係る量の見込み及び確保方策

○量の見込みと確保方策について

（単位：人）

年度	H31年度 （実績）							R2年度						
認定区分	教育（1号）認定	保育認定					計	教育（1号）認定	保育認定					計
		2号認定		3号認定					2号認定		3号認定			
		3歳	4,5歳	0歳	1歳	2歳			3歳	4,5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み（需要量）	29,165	11,449	23,236	4,709	8,797	10,580	58,771	26,724	11,913	24,357	5,514	9,731	10,870	62,385
②確保方策（供給量）	42,067	12,046	25,096	5,734	9,469	11,299	63,644	39,766	12,532	25,830	6,085	10,224	11,728	66,399
過不足（②-①）	12,902	597	1,860	1,025	672	719	4,873	13,042	619	1,473	571	493	858	4,014
②－H31の供給量								▲ 2,301	486	734	351	755	429	2,755

※ H31年度の①量の見込みは，実際の利用人数による。

（単位：人）

年度	R3年度							R4年度						
認定区分	教育（1号）認定	保育認定					計	教育（1号）認定	保育認定					計
		2号認定		3号認定					2号認定		3号認定			
		3歳	4,5歳	0歳	1歳	2歳			3歳	4,5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み（需要量）	25,625	11,815	24,534	5,621	10,053	10,694	62,717	24,198	11,422	24,474	5,721	10,169	10,985	62,771
②確保方策（供給量）	38,850	12,858	26,618	6,320	10,624	12,043	68,463	38,153	12,998	26,907	6,406	10,805	12,183	69,299
過不足（②-①）	13,225	1,043	2,084	699	571	1,349	5,746	13,955	1,576	2,433	685	636	1,198	6,528
②－H31の供給量	▲ 3,217	812	1,522	586	1,155	744	4,819	▲ 3,914	952	1,811	672	1,336	884	5,655

（単位：人）

年度	R5年度							R6年度						
認定区分	教育（1号）認定	保育認定					計	教育（1号）認定	保育認定					計
		2号認定		3号認定					2号認定		3号認定			
		3歳	4,5歳	0歳	1歳	2歳			3歳	4,5歳	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み（需要量）	22,948	11,569	23,884	5,803	10,258	11,067	62,581	21,919	11,511	23,628	5,883	10,328	11,127	62,477
②確保方策（供給量）	37,803	13,056	27,069	6,494	10,948	12,307	69,874	37,604	13,118	27,197	6,560	11,019	12,353	70,247
過不足（②-①）	14,855	1,487	3,185	691	690	1,240	7,293	15,685	1,607	3,569	677	691	1,226	7,770
②－H31の供給量	▲ 4,264	1,010	1,973	760	1,479	1,008	6,230	▲ 4,463	1,072	2,101	826	1,550	1,054	6,603

○本県における保育施設，保育定員及び保育士等に係る見込み数について

区分	H31（実績）	R2	R3	R4	R5	R6	R6末
保育施設数（園）	752	786	825	855	866	876	886
保育定員数（人）	63,644	66,399	68,463	69,299	69,874	70,247	70,604
保育士等数（人）	10,034	10,709	10,917	11,155	11,307	11,433	11,553

○本県における0～5歳児人口の推移及び推計値について

（単位：人）

区分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	20,666	21,094	20,850	20,324	18,994	18,982	18,609	18,271	17,950	17,615
1歳	20,944	21,244	21,607	21,367	20,805	19,439	19,538	19,181	18,829	18,479
2歳	22,028	21,353	21,352	21,734	21,508	20,908	19,664	19,773	19,391	19,036
3歳	22,366	22,490	21,505	21,481	21,813	21,653	21,116	19,868	19,969	19,575
4･5歳	46,562	45,970	45,363	44,260	43,169	44,580	44,106	42,977	40,999	39,734
茨城県計	132,566	132,151	130,677	129,166	126,289	125,562	123,033	120,070	117,138	114,439
前年との差		▲ 415	▲ 1,474	▲ 1,511	▲ 2,877	▲ 727	▲ 2,529	▲ 2,963	▲ 2,932	▲ 2,699

※ H27年度は国政調査（10月1日時点），H28～31は常住人口・四半期報（4月1日時点），R2以降は各市町村による推計値による。

○1号認定子ども(3～5歳)に係る量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分		R2			R3			R4			R5			R6		
		需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①
茨城県計		26,724	39,766	13,042	25,625	38,850	13,225	24,198	38,153	13,955	22,948	37,803	14,855	21,919	37,604	15,685
1	水戸市	3,040	4,213	1,173	3,077	4,083	1,006	2,937	3,673	736	2,852	3,673	821	2,775	3,673	898
2	日立市	1,544	2,253	709	1,354	2,163	809	1,220	2,108	888	1,124	2,108	984	1,083	2,108	1,025
3	土浦市	1,616	2,475	859	1,504	2,475	971	1,370	2,475	1,105	1,279	2,475	1,196	1,194	2,475	1,281
4	古河市	1,650	1,975	325	1,611	1,945	334	1,497	1,835	338	1,366	1,805	439	1,248	1,775	527
5	石岡市	563	597	34	563	522	▲ 41	549	522	▲ 27	523	522	▲ 1	505	522	17
6	結城市	454	559	105	454	555	101	441	555	114	433	555	122	430	555	125
7	龍ケ崎市	578	913	335	562	913	351	530	913	383	525	913	388	493	913	420
8	下妻市	376	725	349	368	725	357	362	725	363	364	465	101	354	465	111
9	常総市	611	1,224	613	609	964	355	604	964	360	582	964	382	574	964	390
10	常陸太田市	245	625	380	238	640	402	234	640	406	219	640	421	204	640	436
11	高萩市	225	390	165	210	390	180	198	390	192	187	390	203	184	390	206
12	北茨城市	342	460	118	317	460	143	291	460	169	252	460	208	227	460	233
13	笠間市	795	916	121	737	886	149	657	856	199	610	826	216	573	796	223
14	取手市	877	1,075	198	860	1,075	215	887	1,075	188	860	1,075	215	855	1,075	220
15	牛久市	996	1,210	214	952	1,210	258	890	1,210	320	873	1,210	337	854	1,210	356
16	つくば市	2,695	5,001	2,306	2,567	5,031	2,464	2,441	5,031	2,590	2,315	5,061	2,746	2,191	5,061	2,870
17	ひたちなか市	1,987	2,440	453	1,945	2,370	425	1,893	2,390	497	1,780	2,390	610	1,708	2,390	682
18	鹿嶋市	477	755	278	457	695	238	430	695	265	409	635	226	394	562	168
19	潮来市	122	129	7	122	129	7	124	129	5	118	129	11	110	129	19
20	守谷市	1,148	1,148	0	1,102	1,102	0	1,043	1,043	0	1,012	1,012	0	952	952	0
21	常陸大宮市	108	172	64	105	172	67	100	172	72	97	172	75	94	172	78
22	那珂市	419	545	126	415	545	130	401	545	144	408	545	137	393	545	152
23	筑西市	662	1,145	483	584	1,145	561	514	1,145	631	465	1,145	680	396	1,145	749
24	坂東市	430	606	176	395	606	211	360	606	246	345	606	261	330	606	276
25	稲敷市	252	585	333	229	585	356	220	585	365	201	585	384	197	585	388
26	かすみがうら市	128	215	87	124	215	91	122	215	93	121	215	94	120	215	95
27	桜川市	242	325	83	228	325	97	218	325	107	198	325	127	186	325	139
28	神栖市	674	1,110	436	647	1,110	463	622	1,110	488	609	1,110	501	597	1,110	513
29	行方市	131	375	244	127	375	248	121	375	254	113	375	262	108	375	267
30	鉾田市	183	205	22	171	235	64	146	245	99	114	245	131	107	245	138
31	つくばみらい市	769	1,044	275	724	1,044	320	647	1,044	397	557	1,044	487	507	1,044	537
32	小美玉市	343	649	306	334	599	265	304	599	295	297	599	302	291	599	308
33	茨城町	233	515	282	225	465	240	217	465	248	209	465	256	201	465	264
34	大洗町	35	115	80	34	115	81	33	115	82	34	115	81	34	115	81
35	城里町	87	165	78	86	165	79	81	165	84	75	165	90	68	165	97
36	東海村	459	760	301	444	760	316	426	760	334	418	760	342	413	760	347
37	大子町	30	105	75	29	105	76	26	105	79	26	105	79	24	105	81
38	美浦村	130	200	70	120	200	80	114	200	86	108	200	92	102	200	98
39	阿見町	563	818	255	516	752	236	470	730	260	434	720	286	417	714	297
40	河内町	11	40	29	12	40	28	13	40	27	11	40	29	10	40	30
41	八千代町	155	411	256	142	381	239	136	381	245	130	381	251	128	381	253
42	五霞町	48	270	222	44	270	226	41	270	229	37	270	233	38	270	232
43	境町	203	210	7	200	210	10	195	169	▲ 26	190	210	20	187	210	23
44	利根町	88	98	10	81	98	17	73	98	25	68	98	30	63	98	35

○2号認定子ども（3歳）に係る量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分		R2			R3			R4			R5			R6		
		需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①
茨城県計		11,913	12,532	619	11,815	12,858	1,043	11,422	12,998	1,576	11,569	13,056	1,487	11,511	13,118	1,607
1	水戸市	1,083	1,124	41	1,097	1,144	47	1,030	1,164	134	1,110	1,164	54	1,104	1,164	60
2	日立市	484	487	3	494	488	▲ 6	513	513	0	513	513	0	512	513	1
3	土浦市	427	593	166	434	593	159	441	593	152	448	593	145	455	593	138
4	古河市	508	575	67	502	565	63	436	576	140	436	581	145	436	586	150
5	石岡市	313	358	45	296	358	62	295	358	63	274	358	84	269	358	89
6	結城市	242	254	12	242	254	12	219	254	35	241	254	13	237	254	17
7	龍ケ崎市	289	267	▲ 22	301	282	▲ 19	263	282	19	275	282	7	271	282	11
8	下妻市	168	181	13	183	181	▲ 2	173	181	8	171	181	10	170	181	11
9	常総市	231	233	2	215	233	18	206	233	27	210	235	25	213	235	22
10	常陸太田市	211	193	▲ 18	208	208	0	196	208	12	197	208	11	193	208	15
11	高萩市	90	82	▲ 8	80	82	2	77	82	5	81	82	1	78	82	4
12	北茨城市	144	144	0	152	152	0	153	153	0	145	145	0	144	144	0
13	笠間市	255	314	59	256	314	58	257	314	57	258	314	56	259	314	55
14	取手市	366	412	46	342	412	70	361	412	51	332	412	80	332	412	80
15	牛久市	325	379	54	323	391	68	290	391	101	307	391	84	304	391	87
16	つくば市	1,529	1,412	▲ 117	1,572	1,545	▲ 27	1,614	1,605	▲ 9	1,657	1,660	3	1,700	1,720	20
17	ひたちなか市	567	555	▲ 12	516	560	44	499	574	75	485	596	111	470	596	126
18	鹿嶋市	357	336	▲ 21	343	356	13	304	356	52	329	341	12	318	341	23
19	潮来市	142	142	0	141	142	1	138	142	4	134	142	8	131	142	11
20	守谷市	270	319	49	299	393	94	296	393	97	300	393	93	304	393	89
21	常陸大宮市	187	190	3	180	183	3	174	177	3	169	171	2	163	164	1
22	那珂市	208	214	6	214	214	0	198	214	16	207	214	7	206	214	8
23	筑西市	419	515	96	435	515	80	402	515	113	419	515	96	417	515	98
24	坂東市	195	206	11	195	206	11	193	206	13	192	206	14	191	206	15
25	稲敷市	129	152	23	103	152	49	100	152	52	101	152	51	96	152	56
26	かすみがうら市	212	213	1	212	213	1	212	213	1	212	213	1	212	213	1
27	桜川市	165	144	▲ 21	145	144	▲ 1	133	144	11	136	144	8	132	144	12
28	神栖市	543	564	21	568	564	▲ 4	569	564	▲ 5	560	564	4	555	564	9
29	行方市	165	139	▲ 26	148	139	▲ 9	140	139	▲ 1	135	139	4	129	139	10
30	鉾田市	227	232	5	196	203	7	184	194	10	186	196	10	181	201	20
31	つくばみらい市	235	297	62	228	317	89	190	317	127	181	317	136	172	317	145
32	小美玉市	216	221	5	217	221	4	218	221	3	222	222	0	222	222	0
33	茨城町	113	142	29	109	151	42	105	151	46	102	151	49	102	151	49
34	大洗町	56	69	13	54	69	15	53	69	16	53	69	16	52	69	17
35	城里町	62	69	7	64	69	5	47	69	22	50	69	19	49	69	20
36	東海村	170	159	▲ 11	165	178	13	157	178	21	161	178	17	158	178	20
37	大子町	43	60	17	49	60	11	46	60	14	42	60	18	40	60	20
38	美浦村	31	35	4	31	35	4	27	35	8	26	35	9	25	35	10
39	阿見町	209	212	3	210	212	2	220	241	21	225	241	16	229	241	12
40	河内町	47	40	▲ 7	38	40	2	33	40	7	31	40	9	31	40	9
41	八千代町	96	96	0	84	97	13	86	92	6	85	92	7	81	92	11
42	五霞町	30	42	12	21	42	21	25	42	17	24	42	18	22	42	20
43	境町	121	112	▲ 9	121	132	11	121	132	11	121	132	11	121	132	11
44	利根町	33	49	16	32	49	17	28	49	21	26	49	23	25	49	24

○2号認定子ども(4,5歳)に係る量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分		R2			R3			R4			R5			R6		
		需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①
茨城県計		24,357	25,830	1,473	24,534	26,618	2,084	24,474	26,907	2,433	23,884	27,069	3,185	23,628	27,197	3,569
1	水戸市	2,128	2,248	120	2,243	2,288	45	2,242	2,328	86	2,187	2,328	141	2,198	2,328	130
2	日立市	1,035	1,035	0	1,047	1,063	16	1,068	1,113	45	1,094	1,113	19	1,112	1,113	1
3	土浦市	857	1,073	216	872	1,073	201	887	1,073	186	902	1,073	171	917	1,073	156
4	古河市	986	1,150	164	1,015	1,130	115	1,032	1,150	118	958	1,160	202	889	1,170	281
5	石岡市	611	750	139	631	750	119	612	750	138	591	750	159	568	750	182
6	結城市	478	505	27	480	509	29	480	509	29	452	509	57	453	509	56
7	龍ケ崎市	598	549	▲ 49	569	579	10	560	579	19	534	579	45	507	576	69
8	下妻市	305	359	54	291	359	68	287	359	72	290	359	69	280	359	79
9	常総市	456	484	28	479	484	5	484	484	0	471	486	15	465	486	21
10	常陸太田市	366	409	43	374	439	65	395	439	44	373	439	66	356	439	83
11	高萩市	182	165	▲ 17	178	165	▲ 13	169	165	▲ 4	156	165	9	157	165	8
12	北茨城市	284	284	0	298	298	0	300	300	0	285	285	0	281	281	0
13	笠間市	530	635	105	552	635	83	554	635	81	556	635	79	558	635	77
14	取手市	717	853	136	720	853	133	727	853	126	721	853	132	714	853	139
15	牛久市	737	780	43	692	804	112	658	804	146	623	804	181	608	804	196
16	つくば市	3,126	2,920	▲ 206	3,213	3,186	▲ 27	3,299	3,306	7	3,384	3,416	32	3,467	3,536	69
17	ひたちなか市	1,112	1,194	82	1,132	1,186	54	1,119	1,214	95	1,048	1,257	209	1,013	1,257	244
18	鹿嶋市	727	761	34	712	821	109	694	821	127	646	821	175	631	806	175
19	潮来市	276	311	35	272	311	39	267	311	44	262	311	49	257	311	54
20	守谷市	567	608	41	557	806	249	569	806	237	593	806	213	590	806	216
21	常陸大宮市	354	429	75	345	429	84	334	429	95	323	429	106	309	429	120
22	那珂市	410	433	23	406	433	27	411	433	22	414	433	19	398	433	35
23	筑西市	948	1,072	124	943	1,072	129	968	1,072	104	958	1,072	114	973	1,072	99
24	坂東市	436	436	0	432	436	4	426	436	10	426	436	10	420	436	16
25	稲敷市	250	269	19	241	269	28	232	269	37	202	269	67	201	269	68
26	かすみがうら市	434	435	1	415	435	20	407	435	28	400	435	35	393	435	42
27	桜川市	336	377	41	341	377	36	346	377	31	312	377	65	301	377	76
28	神栖市	1,243	1,179	▲ 64	1,164	1,179	15	1,120	1,179	59	1,120	1,179	59	1,115	1,179	64
29	行方市	331	322	▲ 9	333	322	▲ 11	318	322	4	293	322	29	280	322	42
30	鉾田市	445	454	9	465	472	7	448	462	14	408	454	46	388	454	66
31	つくばみらい市	556	592	36	550	632	82	534	632	98	455	632	177	420	632	212
32	小美玉市	490	490	0	492	492	0	447	474	27	448	474	26	452	474	22
33	茨城町	257	291	34	248	307	59	239	307	68	230	307	77	230	307	77
34	大洗町	132	153	21	130	153	23	127	153	26	127	153	26	125	153	28
35	城里町	128	140	12	125	140	15	131	140	9	115	140	25	99	140	41
36	東海村	369	346	▲ 23	356	384	28	342	384	42	330	384	54	326	384	58
37	大子町	113	126	13	104	126	22	89	126	37	91	126	35	85	126	41
38	美浦村	69	70	1	65	70	5	61	70	9	56	70	14	52	70	18
39	阿見町	397	445	48	438	445	7	471	502	31	464	502	38	463	502	39
40	河内町	55	100	45	75	100	25	84	100	16	70	100	30	63	100	37
41	八千代町	209	210	1	196	207	11	181	196	15	171	196	25	172	196	24
42	五霞町	60	80	20	65	80	15	55	80	25	49	80	31	51	80	29
43	境町	184	207	23	213	218	5	242	229	▲ 13	242	249	7	242	269	27
44	利根町	73	101	28	65	101	36	58	101	43	54	101	47	49	101	52

○3号認定子ども(0歳)に係る量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分		R2			R3			R4			R5			R6		
		需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①
茨城県計		5,514	6,085	571	5,621	6,320	699	5,721	6,406	685	5,803	6,494	691	5,883	6,560	677
1	水戸市	619	667	48	607	687	80	595	697	102	585	707	122	576	707	131
2	日立市	265	265	0	276	288	12	287	291	4	297	305	8	305	305	0
3	土浦市	278	308	30	283	308	25	288	308	20	288	308	20	288	308	20
4	古河市	203	258	55	208	266	58	212	271	59	217	277	60	221	284	63
5	石岡市	84	157	73	103	157	54	121	157	36	139	157	18	156	157	1
6	結城市	95	115	20	95	115	20	96	115	19	95	115	20	95	115	20
7	龍ケ崎市	142	93	▲ 49	143	120	▲ 23	145	120	▲ 25	147	120	▲ 27	150	150	0
8	下妻市	58	73	15	61	73	12	64	79	15	67	74	7	69	69	0
9	常総市	44	81	37	47	81	34	50	81	31	53	87	34	60	87	27
10	常陸太田市	84	84	0	90	90	0	90	90	0	90	90	0	90	90	0
11	高萩市	44	44	0	44	44	0	44	44	0	44	44	0	44	44	0
12	北茨城市	61	66	5	62	66	4	63	66	3	63	66	3	63	66	3
13	笠間市	122	139	17	126	149	23	130	154	24	127	154	27	130	154	24
14	取手市	150	178	28	149	178	29	149	178	29	150	178	28	151	178	27
15	牛久市	225	233	8	222	239	17	217	239	22	213	239	26	210	239	29
16	つくば市	698	837	139	737	864	127	776	885	109	816	906	90	855	927	72
17	ひたちなか市	242	242	0	246	242	▲ 4	247	248	1	247	261	14	245	261	16
18	鹿嶋市	133	159	26	128	171	43	123	171	48	120	171	51	116	171	55
19	潮来市	57	65	8	58	65	7	60	65	5	63	65	2	67	68	1
20	守谷市	263	263	0	275	275	0	287	287	0	299	299	0	304	304	0
21	常陸大宮市	105	85	▲ 20	104	97	▲ 7	104	97	▲ 7	102	97	▲ 5	95	97	2
22	那珂市	101	88	▲ 13	96	97	1	101	103	2	99	103	4	101	103	2
23	筑西市	163	195	32	167	195	28	170	195	25	175	195	20	180	195	15
24	坂東市	70	77	7	71	77	6	73	77	4	74	77	3	75	77	2
25	稲敷市	59	59	0	56	59	3	54	59	5	52	59	7	50	59	9
26	かすみがうら市	59	69	10	58	69	11	58	69	11	58	69	11	58	69	11
27	桜川市	70	45	▲ 25	70	51	▲ 19	68	57	▲ 11	65	63	▲ 2	63	63	0
28	神栖市	254	244	▲ 10	252	252	0	250	252	2	248	252	4	246	252	6
29	行方市	46	46	0	45	46	1	43	46	3	42	46	4	40	46	6
30	鉾田市	66	75	9	64	93	29	62	94	32	61	94	33	59	94	35
31	つくばみらい市	151	160	9	155	177	22	158	172	14	160	172	12	162	172	10
32	小美玉市	119	119	0	119	119	0	120	120	0	120	120	0	120	120	0
33	茨城町	53	56	3	60	64	4	61	64	3	62	64	2	64	64	0
34	大洗町	26	33	7	26	33	7	26	33	7	26	33	7	26	33	7
35	城里町	17	27	10	17	27	10	17	27	10	16	27	11	16	27	11
36	東海村	81	101	20	82	101	19	82	101	19	83	101	18	85	101	16
37	大子町	17	18	1	16	18	2	15	18	3	14	18	4	13	18	5
38	美浦村	20	20	0	20	20	0	20	20	0	20	20	0	20	20	0
39	阿見町	95	122	27	100	122	22	105	131	26	112	131	19	117	131	14
40	河内町	4	8	4	6	8	2	7	8	1	8	8	0	8	8	0
41	八千代町	24	36	12	30	36	6	34	36	2	38	41	3	43	46	3
42	五霞町	10	19	9	10	19	9	10	19	9	9	19	10	8	19	11
43	境町	24	35	11	25	41	16	27	41	14	28	41	13	29	41	12
44	利根町	13	21	8	12	21	9	12	21	9	11	21	10	10	21	11

○3号認定子ども（1歳）に係る量の見込みと確保方策

（単位：人）

区分		R2			R3			R4			R5			R6		
		需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①
茨城県計		9,731	10,224	493	10,053	10,624	571	10,169	10,805	636	10,258	10,948	690	10,328	11,019	691
1	水戸市	980	1,068	88	1,054	1,088	34	1,049	1,098	49	1,045	1,108	63	1,043	1,108	65
2	日立市	402	380	▲ 22	405	403	▲ 2	407	409	2	409	409	0	409	409	0
3	土浦市	467	571	104	487	571	84	507	571	64	527	571	44	547	571	24
4	古河市	419	473	54	431	478	47	443	484	41	455	490	35	465	497	32
5	石岡市	204	242	38	207	242	35	220	242	22	231	242	11	241	242	1
6	結城市	202	190	▲ 12	227	205	▲ 22	233	220	▲ 13	230	225	▲ 5	222	225	3
7	龍ケ崎市	229	223	▲ 6	248	251	3	252	251	▲ 1	257	251	▲ 6	261	268	7
8	下妻市	159	148	▲ 11	162	158	▲ 4	164	167	3	167	172	5	170	172	2
9	常総市	145	206	61	158	206	48	167	206	39	178	210	32	190	210	20
10	常陸太田市	144	161	17	145	173	28	146	173	27	146	173	27	146	173	27
11	高萩市	66	82	16	72	82	10	73	82	9	74	82	8	73	82	9
12	北茨城市	88	117	29	89	117	28	87	117	30	87	117	30	86	117	31
13	笠間市	225	201	▲ 24	230	230	0	235	249	14	240	249	9	245	249	4
14	取手市	325	305	▲ 20	299	305	6	297	305	8	298	305	7	299	305	6
15	牛久市	351	346	▲ 5	372	355	▲ 17	367	355	▲ 12	361	355	▲ 6	355	355	0
16	つくば市	1,170	1,150	▲ 20	1,222	1,246	24	1,275	1,314	39	1,329	1,382	53	1,382	1,450	68
17	ひたちなか市	461	438	▲ 23	473	446	▲ 27	485	452	▲ 33	479	488	9	485	488	3
18	鹿嶋市	271	278	7	300	300	0	297	300	3	293	300	7	291	300	9
19	潮来市	87	107	20	86	107	21	88	107	19	90	107	17	94	104	10
20	守谷市	330	330	0	343	343	0	344	344	0	336	336	0	328	328	0
21	常陸大宮市	121	151	30	119	147	28	117	147	30	116	147	31	113	147	34
22	那珂市	163	162	▲ 1	170	171	1	170	177	7	169	177	8	167	177	10
23	筑西市	318	332	14	332	332	0	332	332	0	332	332	0	332	332	0
24	坂東市	152	158	6	152	158	6	152	158	6	150	158	8	150	158	8
25	稲敷市	109	119	10	110	119	9	105	119	14	101	119	18	96	119	23
26	かすみがうら市	199	201	2	198	201	3	196	201	5	196	201	5	195	201	6
27	桜川市	104	103	▲ 1	106	103	▲ 3	101	109	8	97	115	18	92	115	23
28	神栖市	458	425	▲ 33	453	453	0	448	453	5	444	453	9	440	453	13
29	行方市	121	93	▲ 28	117	100	▲ 17	112	105	▲ 7	109	110	1	105	105	0
30	鉾田市	146	153	7	152	156	4	158	164	6	163	170	7	158	165	7
31	つくばみらい市	202	253	51	199	265	66	195	265	70	194	265	71	189	265	76
32	小美玉市	124	176	52	126	181	55	126	181	55	126	181	55	126	181	55
33	茨城町	82	82	0	87	93	6	89	93	4	91	93	2	93	93	0
34	大洗町	46	49	3	44	49	5	44	49	5	44	49	5	44	49	5
35	城里町	55	61	6	57	61	4	56	61	5	52	61	9	51	61	10
36	東海村	154	132	▲ 22	161	162	1	162	162	0	161	162	1	160	162	2
37	大子町	38	52	14	37	52	15	37	52	15	36	52	16	35	52	17
38	美浦村	31	37	6	29	37	8	28	37	9	28	37	9	27	37	10
39	阿見町	172	186	14	181	186	5	188	204	16	195	204	9	199	204	5
40	河内町	22	25	3	21	25	4	21	25	4	21	25	4	20	25	5
41	八千代町	69	77	8	71	74	3	71	72	1	72	72	0	72	72	0
42	五霞町	14	28	14	13	28	15	13	28	15	13	28	15	12	28	16
43	境町	82	117	35	86	129	43	91	129	38	96	129	33	101	129	28
44	利根町	24	36	12	22	36	14	21	36	15	20	36	16	19	36	17

○3号認定子ども(2歳)に係る量の見込みと確保方策

(単位:人)

区分		R2			R3			R4			R5			R6		
		需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①	需要量①	供給量②	過不足②-①
茨城県計		10,870	11,728	858	10,694	12,043	1,349	10,985	12,183	1,198	11,067	12,307	1,240	11,127	12,353	1,226
1	水戸市	1,034	1,126	92	990	1,136	146	1,064	1,136	72	1,059	1,136	77	1,055	1,136	81
2	日立市	462	448	▲ 14	479	474	▲ 5	480	480	0	480	480	0	480	480	0
3	土浦市	473	571	98	491	571	80	509	571	62	527	571	44	547	571	24
4	古河市	538	577	39	477	584	107	488	592	104	499	599	100	510	607	97
5	石岡市	254	313	59	275	313	38	277	313	36	294	313	19	308	313	5
6	結城市	218	231	13	199	231	32	224	231	7	220	231	11	221	231	10
7	龍ケ崎市	278	290	12	247	318	71	264	318	54	266	318	52	268	274	6
8	下妻市	166	171	5	161	171	10	163	176	13	165	176	11	167	176	9
9	常総市	184	244	60	187	244	57	201	244	43	211	249	38	222	249	27
10	常陸太田市	165	182	17	165	194	29	165	194	29	166	194	28	160	194	34
11	高萩市	69	92	23	70	92	22	77	92	15	77	92	15	78	92	14
12	北茨城市	123	141	18	123	141	18	121	141	20	120	141	21	119	141	22
13	笠間市	230	250	20	235	268	33	241	274	33	246	274	28	251	274	23
14	取手市	341	356	15	358	356	▲ 2	330	356	26	328	356	28	327	356	29
15	牛久市	387	372	▲ 15	348	381	33	369	381	12	364	381	17	358	381	23
16	つくば市	1,284	1,302	18	1,339	1,423	84	1,394	1,500	106	1,450	1,574	124	1,507	1,651	144
17	ひたちなか市	490	523	33	481	537	56	491	543	52	485	579	94	474	579	105
18	鹿嶋市	307	329	22	279	345	66	308	332	24	304	332	28	300	332	32
19	潮来市	131	134	3	129	134	5	130	134	4	131	134	3	127	134	7
20	守谷市	358	358	0	371	373	2	363	373	10	355	373	18	346	373	27
21	常陸大宮市	160	163	3	158	159	1	155	159	4	153	159	6	149	159	10
22	那珂市	190	190	0	182	202	20	192	208	16	192	208	16	190	208	18
23	筑西市	416	402	▲ 14	392	402	10	401	402	1	401	402	1	401	402	1
24	坂東市	187	204	17	185	204	19	183	204	21	182	204	22	181	204	23
25	稲敷市	113	130	17	110	130	20	111	130	19	106	130	24	102	130	28
26	かすみがうら市	138	172	34	134	172	38	134	172	38	134	172	38	133	172	39
27	桜川市	132	141	9	119	141	22	120	148	28	116	155	39	111	155	44
28	神栖市	480	488	8	482	488	6	479	488	9	481	488	7	483	488	5
29	行方市	133	132	▲ 1	125	125	0	120	120	0	115	115	0	113	120	7
30	鉾田市	183	188	5	175	183	8	180	192	12	183	192	9	178	192	14
31	つくばみらい市	233	289	56	206	298	92	202	298	96	198	298	100	194	298	104
32	小美玉市	129	206	77	128	206	78	130	206	76	130	206	76	130	206	76
33	茨城町	110	115	5	111	126	15	114	126	12	120	126	6	126	126	0
34	大洗町	49	71	22	53	71	18	53	71	18	53	71	18	53	71	18
35	城里町	59	63	4	57	63	6	61	63	2	59	63	4	55	63	8
36	東海村	162	158	▲ 4	157	164	7	164	164	0	164	164	0	163	164	1
37	大子町	41	59	18	41	59	18	40	59	19	39	59	20	38	59	21
38	美浦村	34	38	4	30	38	8	28	38	10	28	38	10	28	38	10
39	阿見町	195	209	14	205	209	4	217	239	22	221	239	18	225	239	14
40	河内町	27	27	0	23	27	4	21	27	6	21	27	6	21	27	6
41	八千代町	67	91	24	73	96	23	75	94	19	75	94	19	75	94	19
42	五霞町	15	31	16	18	31	13	17	31	14	16	31	15	16	31	15
43	境町	89	106	17	94	118	24	99	118	19	104	118	14	110	118	8
44	利根町	36	45	9	32	45	13	30	45	15	29	45	16	27	45	18

（別表） 認定こども園　区域ごとの目標設置数

（令和6年度末）

区分		現在の設置数 A				新たな設置数 B				目標設置数 A+B			
		幼稚園型	保育所型	幼保連携型	計	幼稚園型	保育所型	幼保連携型	計	幼稚園型	保育所型	幼保連携型	計
茨城県計		61	13	142	216	7	3	30	40	68	16	172	256
1	水戸市	10	0	3	13	3	0	2	5	13	0	5	18
2	日立市	1	0	12	13	3	0	1	4	4	0	13	17
3	土浦市	6	0	4	10	2	0	0	2	8	0	4	12
4	古河市	4	0	10	14	0	0	2	2	4	0	12	16
5	石岡市	6	0	2	8	0	0	0	0	6	0	2	8
6	結城市	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
7	龍ケ崎市	0	0	4	4	0	0	2	2	0	0	6	6
8	下妻市	2	0	0	2	1	0	2	3	3	0	2	5
9	常総市	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4
10	常陸太田市	0	0	5	5	0	0	1	1	0	0	6	6
11	高萩市	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	2	2
12	北茨城市	4	2	0	6	0	2	0	2	4	4	0	8
13	笠間市	4	0	4	8	0	0	0	0	4	0	4	8
14	取手市	3	0	6	9	0	0	1	1	3	0	7	10
15	牛久市	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
16	つくば市	2	1	5	8	0	0	3	3	2	1	8	11
17	ひたちなか市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	鹿嶋市	0	0	7	7	0	0	1	1	0	0	8	8
19	潮来市	0	0	8	8	0	0	1	1	0	0	9	9
20	守谷市	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1	2
21	常陸大宮市	1	0	1	2	0	0	1	1	1	0	2	3
22	那珂市	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
23	筑西市	3	0	15	18	−1	0	6	5	2	0	21	23
24	坂東市	0	0	6	6	0	1	0	1	0	1	6	7
25	稲敷市	1	0	3	4	−1	0	1	0	0	0	4	4
26	かすみがうら市	1	0	1	2	0	0	1	1	1	0	2	3
27	桜川市	0	4	1	5	0	0	0	0	0	4	1	5
28	神栖市	0	0	5	5	0	0	1	1	0	0	6	6
29	行方市	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4
30	鉾田市	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	2	2
31	つくばみらい市	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	4	4
32	小美玉市	1	0	4	5	0	0	0	0	1	0	4	5
33	茨城町	3	0	4	7	0	0	0	0	3	0	4	7
34	大洗町	0	3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	3
35	城里町	0	2	2	4	0	0	0	0	0	2	2	4
36	東海村	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3
37	大子町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	美浦村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39	阿見町	2	0	1	3	−1	0	1	0	1	0	2	3
40	河内町	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	1	2
41	八千代町	2	0	1	3	1	0	0	1	3	0	1	4
42	五霞町	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
43	境町	2	0	3	5	0	0	0	0	2	0	3	5
44	利根町	2	0	1	3	0	0	0	0	2	0	1	3

※現在の設置数は令和2年3月31日時点の見込み数

（別表） 県計画で定める数

（令和6年度末）

区分		利用定員数					計
		2号定員		3号定員			
		3歳	4,5歳	0歳	1歳	2歳	
茨城県計		874	1,862	168	728	910	4,542
1	水戸市	65	133	12	52	66	328
2	日立市	92	196	18	78	96	480
3	土浦市	76	164	15	65	80	400
4	古河市	46	98	9	39	48	240
5	石岡市	0	0	0	0	0	0
6	結城市	47	97	9	39	48	240
7	龍ケ崎市	60	132	12	52	64	320
8	下妻市	15	33	3	13	16	80
9	常総市	15	33	3	13	16	80
10	常陸太田市	0	0	0	0	0	0
11	高萩市	0	0	0	0	0	0
12	北茨城市	0	0	0	0	0	0
13	笠間市	15	33	3	13	16	80
14	取手市	31	65	6	26	32	160
15	牛久市	46	98	9	39	48	240
16	つくば市	81	174	15	65	84	419
17	ひたちなか市	99	210	18	78	103	508
18	鹿嶋市	0	0	0	0	0	0
19	潮来市	0	0	0	0	0	0
20	守谷市	64	134	12	52	65	327
21	常陸大宮市	0	0	0	0	0	0
22	那珂市	30	66	6	26	32	160
23	筑西市	0	0	0	0	0	0
24	坂東市	15	33	3	13	16	80
25	稲敷市	0	0	0	0	0	0
26	かすみがうら市	0	0	0	0	0	0
27	桜川市	15	33	3	13	16	80
28	神栖市	0	0	0	0	0	0
29	行方市	0	0	0	0	0	0
30	鉾田市	0	0	0	0	0	0
31	つくばみらい市	15	33	3	13	16	80
32	小美玉市	0	0	0	0	0	0
33	茨城町	0	0	0	0	0	0
34	大洗町	0	0	0	0	0	0
35	城里町	0	0	0	0	0	0
36	東海村	16	32	3	13	16	80
37	大子町	0	0	0	0	0	0
38	美浦村	0	0	0	0	0	0
39	阿見町	16	32	3	13	16	80
40	河内町	0	0	0	0	0	0
41	八千代町	15	33	3	13	16	80
42	五霞町	0	0	0	0	0	0
43	境町	0	0	0	0	0	0
44	利根町	0	0	0	0	0	0

※「県計画で定める数」は，既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため，移行を希望する施設が認可基準を満たす場合には，供給が需要を上回っていても認可できるようにするために確保方策とは別に設定するものです。

【別掲２】

茨城県子どもを虐待から守る基本計画

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため，子どもを虐待から守ること（以下「虐待防止」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進について定める計画を策定します。

２　計画の位置づけ

この計画は，「茨城県子どもを虐待から守る条例」第 10 条第 1 項に基づく基本計画であり，虐待防止に関する施策についての基本的方針及び虐待防止に関する目標のほか，虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

３　計画の期間

計画期間は，令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

なお，計画の期間中においても，関係法令の改正等を踏まえて，必要に応じた見直しを行います。

４　他の計画との関係

この計画は，「茨城県総合計画」の部門別計画である「茨城県次世代育成プラン」の一部に包含され，計画全文については別掲とします。

○　全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は年々増加し，平成 30 年度については 159,850 件と増加が続いています。

○　本県におきましても，平成 30 年度は 2,687 件となり，対前年比で約 1.2 倍と過去最多となっています。

○　その増加要因としては，県警本部との全件情報提供（共有）や，配偶者からの暴力（以下「ＤＶ」という。）事案における心理的虐待の通告の増加等があると考えられます。

○　また，児童虐待事案は，年々，複雑化，困難化していることから，児童の保護件数も増加する傾向にあります。

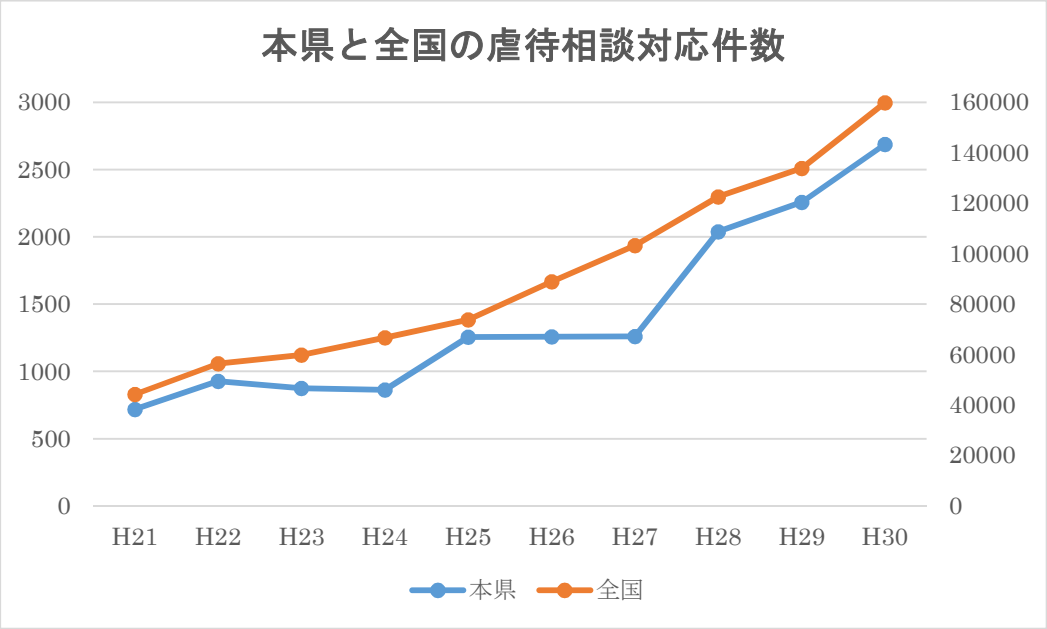

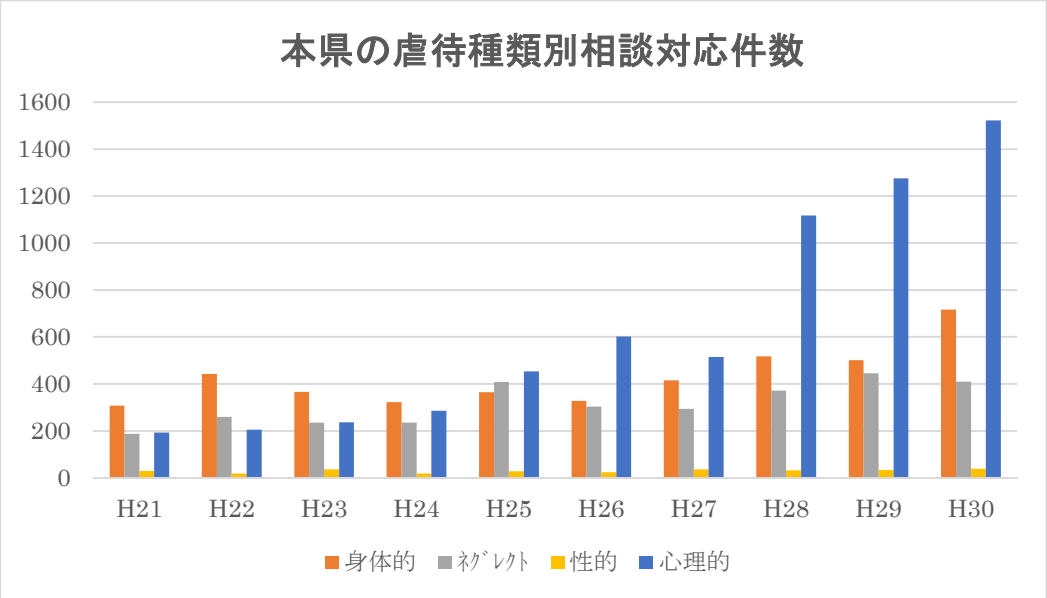

○　児童虐待事案への迅速かつ的確な対応を始め，家庭養育の推進，市町村の相談支援体制の強化等を図るため，児童福祉司等の増員や資質向上を含めた児童相談所の体制強化を図ることが急務となっています。

○　市町村においても，児童虐待防止等のため，調査，相談対応及び継続的支援を実施できるよう，職員の資質向上を含めた体制整備を図る必要があります。

第３章　児童虐待防止に向けた基本方針と取組

１　発生予防，早期発見及び早期対応

【現状と課題】

本県の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は依然として増加傾向にあり，平成 29 年度は 2,256 件，平成 30 年度は 2,687 件となっており，対前年比で約 1.2 倍と過去最多となっています。

平成 30 年度の児童虐待相談 2,687 件の内訳を見ますと，３歳未満の児童が 485 件で 18.0%，3 歳から就学前児童が 663 件で 24.7%となり，あわせて約 43%を占めています。

さらに，平成 30 年度の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について【第１５次報告】（厚生労働省）」においては，全国の心中以外の虐待件数のうち，「０歳」の死亡数が全体の 53%(28 人)を超え，０歳のうち月齢０か月児が 50%（14 人）を占めています。

これらの背景には，核家族化の進展等により地域のつながりが希薄化したことにより，妊産婦や母親等の子育ての孤立感や負担感が高まっていることなども課題になっています。

以上のことから，妊娠期から子育て期までの支援を，市町村等の関係機関と連携して切れ目なく提供することが必要になります。

【施策展開の方向性】

○　妊産婦の支援及び産後ケアの充実

すべての妊婦を対象に健康管理手帳を配布し，産後うつや赤ちゃんについての理解と対応の周知を図ります。

また，産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から産婦健康診査及び産後ケア事業等の実施を進め，特定妊婦及び要支援児の把握と相談対応に取り組みます。

さらに，妊娠等相談窓口における予期せぬ妊娠等の相談を実施し，専門的な観点から助言，支援を実施します。

○　母子保健施策と児童虐待防止対策との連携強化

児童虐待は，出産後の問題と捉えられがちですが，妊娠期からの支援が重要であり，妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援が必要とされています。

そのため，妊産婦及び乳幼児等の実情把握，妊娠・出産子育てに関する各種相談支援，必要な情報提供，助言・指導，支援プランの策定を担う「子育て世代包括支援センター」を，令和２年度末までに全ての全市町村に設置できるよう支援します。

○　家族支援事業の実施及び普及

子育て等に苦慮している保護者に対して，ペアレント・トレーニングの実施など，保護者に寄り添う支援を行うことにより，児童虐待の発生予防を図ります。

また，身近な市町村において保護者がトレーニングを受けることができるよう，市町村担当者に対する研修や講演会の開催等による支援を行い，全市町村での実施を目指します。

○　児童虐待の早期発見・早期対応

児童相談所が閉庁している夜間，休日等を含めて，「いばらき虐待ホットライン」により虐待相談等に 24 時間対応し，原則として 48 時間以内の対応を図ります。

さらに，児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（イチハヤク）」の県民へ周知を図ることにより，早期発見，早期対応を推進します。

○　児童虐待防止に向けた広報啓発

毎年 11 月の虐待防止月間にあわせて，「オレンジリボンたすきリレー」の実施を支援し，子ども虐待防止と社会的養護への理解や普及啓発を図り，県民の意識醸成を図ります。

○　市町村及び関係機関における転出入情報の共有

児童相談所は，子どもの所在及びその属する世帯の転出，転入等の情報について的確に把握するとともに，市町村や関係機関との共有と活用を図ります。

○　児童相談所と警察との連携の充実

児童相談所が受け付けたすべての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに，子どもの安全の確認及び確保を徹底し，より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

○　学校，保育所，認定こども園及び医療機関との連携の充実

学校，保育所，認定こども園及び医療機関については，通常の業務において，児童虐待の早期発見が可能であることから，通告を含む早期対応がなされるよう連携の充実を図ります。

○ 児童相談所と配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化

児童虐待とＤＶが，相互に重複して発生しているなどの状況を踏まえ，情報を共有し適切に対処できるよう，その他の関係機関も含む連携の充実を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内　容
妊娠等相談支援事業	・「すこやか妊娠ほっとライン」における電話・メールによる相談対応
要支援妊産婦支援体制整備事業	「子育て世代包括支援センター」における要支援妊産婦の早期把握・早期支援の実施 ・乳幼児健康診査を受けていない家庭等への支援 ・育児不安等を抱える保護者への支援　等
家族支援事業の実施	・ペアレント・トレーニングの実施（県民向け） ・関係機関向け講演会の実施（市町村等向け）
児童相談所全国共通ダイヤル	・最寄りの児童相談所につなげることにより，児童虐待の相談等に２４時間対応
いばらき児童虐待ホットライン	・夜間，休日等を含めた，児童虐待の相談等に２４時間対応
県民への広報・啓発	・「オレンジリボンたすきリレー」の開催支援 ・児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」の広報
児童相談所と配偶者暴力相談支援センターとの連携	・ＤＶ対策ネットワーク会議において，情報共有等を図る

２　子どもや保護者に対する援助・支援

【現状と課題】

子どもは，虐待から守られ，安心できる家庭的環境で生活できることが大切であるとともに，年齢や心身の状況に応じて，必要な援助を行っています。

また，子育てに不安感を抱いていたり，虐待を行った保護者に対しては，市町村や

関係機関と連携し，孤立させることのないよう支援することが大切です。

そのため，市町村においては，身近な相談機関として子どもや保護者に対し在宅支援を行い，児童相談所においては，市町村に必要な助言や支援を行うとともに，専門的な知識や技術を用いた援助を行います。

しかしながら，児童虐待事案は複雑化，困難化していることから，市町村や児童相談所における職員の増員を含めた組織体制の一層の充実を図ることなどが求められています。

さらに，市町村の業務を支援し，児童相談所の機能の補完的役割を担う児童家庭支援センターの整備についても進める必要があります。

【施策展開の方向性】

○　市町村における総合的な支援体制の充実

基礎的な自治体である市町村を中心とした在宅支援の強化が必要になっており，平成 28 年児童福祉法等の一部改正においても，市町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことから，保健担当部門と福祉担当部門との円滑な連携・協働の体制を推進していきます。このため，「子ども家庭総合支援拠点」を令和４年度までに，全ての市町村に設置ができるよう支援するとともに，児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進していきます。

○　児童相談所における体制充実

子どもや保護者への援助や支援を充実するため，児童福祉司や児童心理司等の計画的な増員を図るとともに，里親養育支援のための児童福祉司の配置や，弁護士の勤務日数を増やすなど相談体制の充実を図ります。

また，一時保護所については，緊急の一時保護等に適切に対応するため一時保護機能の充実・強化を図ります。

○　児童家庭支援センターによる援助，支援

「児童家庭支援センター」の計画的な整備を行い，児童相談所の補完的機能を担い，子どもや保護者からの専門的知識等を要する相談に応じた助言，指導や，市町村の求めに応じた技術的な助言等を行うことができる体制を整備します。

【施策（取組）】

事業・施策	内　　容
市町村における総合的な支援体制の充実	・「子ども家庭総合支援拠点」設置に対する支援
児童相談所における専門性の確保及び体制の充実	・児童福祉司の増員 ・児童心理司の増員 ・里親養育支援児童福祉司の配置 ・市町村支援児童福祉司の配置 ・弁護士による法的助言体制の充実
一時保護の体制充実	・児童養護施設等における一時保護専用施設の指定
児童家庭支援センターによる支援等の充実	・児童家庭支援センターの計画的な整備

3　社会的養護の充実

【現状と課題】

児童虐待等の様々な事情により，家庭での養育が困難となった子どもについては，心身ともに健やかに成長できるよう，家庭養育優先原則に基づき，家庭に近い養育環境である里親等への委託を推進していくことが求められています。

今後，里親等への委託を推進するためには，受け皿となる里親を増やすとともに，質の高い里親養育を提供できるよう，児童養育に係る専門性や経験を有する児童養護施設等の協力を得ながら，段階的にフォスタリング業務の充実を図り，業務を包括的に実施する民間フォスタリング機関の設置が必要となっています。

また，児童福祉施設については，ケアニーズの高い子どもに対応できるよう高機能化を図るとともに，家庭養育優先原則に基づき，小規模化や地域分散化を進めるなど，新たな社会的養護の充実が求められています。

【施策展開の方向性】

○　里親制度の推進

里親のリクルート，里親登録に係る研修やトレーニング，子どもと里親家庭のマッ

チング等のフォスタリング業務を，専門的知識や技術を有する児童福祉施設等へ委託することにより，里親登録数の増加や里親の資質向上を図ります。

また，フォスタリング業務を包括的に実施する民間フォスタリング機関を設置することにより，里親制度の一層の推進を図ります。

○　施設の小規模化・地域分散化及び高機能化の推進

乳児院や児童養護施設については，家庭養育優先原則を踏まえ，施設での養育を必要とする子どもを養育するとともに，里親を含む在宅家庭への支援等を行うなど，施設の小規模化，地域分散化，高機能化及び多機能化等を進めることにより専門性を高め，より一層専門的な役割を担う取組を支援します。

【施策目標】

事業・施策	令和元年度	令和６年度
民間フォスタリング機関	０か所	５か所
小規模グループケア	４２か所	６１か所
地域小規模グループホーム	１０か所	２１か所
児童家庭支援センターの設置	２か所	３か所

４　市町村及び関係機関との連携及び支援

【現状と課題】

子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化し，子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっていることから，児童相談所や市町村はもとより，医療機関，学校，教育委員会，警察等の関係機関と十分に連携を図るとともに，各機関とのネットワークを構築して，その活用を図ることが必要です。

また，児童虐待防止のためには，子どもの所在を的確に把握し支援することが重要であることから，子どもの属する世帯の転出，転入等における情報について，市町村及び関係機関との共有を図っています。

特に，本県では，平成 30 年１月から児童相談所が受け付けたすべての児童虐待事案について，警察との情報提供と共有，活用が行われています。

【施策展開の方向性】

○　市町村及び関係機関における転出入情報の共有　（再掲）

児童相談所は，子どもの所在及びその属する世帯の転出，転入等の情報について的確に把握するとともに，市町村や関係機関との共有と活用を図ります。

○　児童相談所と警察との連携の充実　（再掲）

児童相談所が受け付けたすべての虐待事案に係る情報提供及び共有を継続するとともに，子どもの安全の確認及び確保を徹底し，より円滑かつ効果的な取組ができるよう連携を進めます。

○　市町村における要保護児童対策地域協議会の充実

本県では，全市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されていますが，子ども等に関する情報や考え方を共有し，多数の関係機関の円滑な連携・協力を確保することができるよう，当該協議会の職員に対する研修の実施などの支援を行います。

○　地域ネットワーク会議の充実

地域ネットワーク会議は，各児童相談所の担当地域における要保護児童等への対策及び適切な支援の向上を図るため，児童相談所（児童分室を含む。）ごとに設置されています。

この会議では，要保護児童等の適切な支援又は関係機関の連携強化に資する研修等を行うほか，市町村に対する国や県の施策等の説明を行います。

【施策（取組）】

事業・施策	内　容
子どもの転出入(所在)情報の共有	・要保護児童の転入や転出について，関係する都道府県や市町村との適切かつ迅速な引継ぎを行うこととともに，必要な措置を実施 ・市町村及び関係機関との情報共有並びに必要な措置を実施
児童相談所と警察との情報提供及び共有	・重篤又は緊急事案の個別の情報提供の実施 ・全ての虐待事案の定期的な情報提供の実施
市町村要保護児童対策地域協議会への支援	・代表者・実務者・個別ケース検討会議への出席 ・調整機関に係る職員への研修の実施
地域ネットワーク会議の開催	・児童相談所において，管内市町村対象の会議を開催

５　自立支援の充実

【現状と課題】

児童養護施設等に入所する子ども達が，社会において自立して生活ができる能力を形成していくことは，家庭的養育の大切な目的の一つです。

しかしながら，子どもが，社会で生活するための知識や技術を十分に身に着けていないことや対人関係の形成に困難を抱えることが多いことも課題になっています。

さらに，子どもが施設等から自立する際，保護者等から精神的，経済的な支援を受けることが困難なことが多いことも課題となっています。

そのため，児童養護施設等を退所した子ども等に対し，住居の確保や進学，就職を支援することが重要であり，自立支援のための事業や自立援助ホームにおける支援等を推進することが必要です。

【施策展開の方向性】

○　児童養護施設を運営する社会福祉法人等において，児童養護施設等を退所する子どもの社会的自立に向け，入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るなどの支援に取り組みます。

○　自立援助ホームにおいて，大学等就学中の生活支援や，心理的な支援などを行います。

○　自立援助ホームの運営や整備等に対して支援を行います。

【施策（取組）】

事業・施策	内　　容
児童養護施設退所者等アフターケア事業	・児童養護施設退所者等の社会的自立に向け，就労・進学継続に向けた相談体制やアフターケアの実施（社会福祉法人等に委託）
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	・児童養護施設退所者等に対し，生活費や家賃資格取得等の費用の貸付を実施（県社会福祉協議会）
児童養護施設退所者等社会復帰支援事業	・自立援助ホームに心理担当職員を配置し，心理面からの自立支援を実施

社会的養護自立支援促進事業	・児童養護施設の退所者等のうち，継続支援計画で引き続き支援が必要とされた者に対し，一般生活費等の補助を実施（20 歳到達から 22 歳の年度末までの間）
児童自立生活援助事業	・自立援助ホームに居住し，大学等に就学中である者に対し，一般生活費等の補助を実施（20 歳到達から 22 歳の年度末までの期間）

６　児童相談所の体制強化等

【現状と課題】

国では，「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を平成 30 年６月に決定し，同年 12 月には「児童虐待防止対策総合強化プラン」を策定するなど，全ての子どもが，地域でつながりを持ち，虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応，虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで，切れ目のない支援を提供するための取組みがなされることとされました。

本県においても，「茨城県子どもを虐待から守る条例」において，児童福祉司等の専門職員について，国の定める基準を超える人数の配置等の体制強化に努めることとしています。

また，本県の児童相談所における相談対応件数は，平成 25 年度以降増加傾向にあり，平成 30 年度は全相談が 5,995 件，対前年比で約８％の増加となっています。その内虐待相談が 2,687 件と全体の約 45％を占めています。

特に虐待相談については，複雑化，困難化した事案が増加し，一時保護等の行政処分や法的対応等が必要となる事案も増えており，それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため，児童福祉司等の増員等を含めた児童相談所の体制強化が急務となっています。

【施策展開の方向性】

○　児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに，里親制度の推進及び市町村の相談支援体制の強化等を図るため，児童相談所における職員を増員するなど体制の充実を図ります。

○　児童虐待事案等に対し，より的確な対応等が図れるよう，児童相談所（児童分室を含む。）の専門職の配置を充実するなど，組織体制の充実強化を図ります。

○　児童の一時保護の増加等に対応するため，一時保護所の機能強化を図るとともに，一時保護専用施設の指定を促進します。

【施策目標】

事業・施策	令和元年度	令和６年度
児童福祉司の数	８３人	１０４人
児童心理司の数	３８人	５３人
里親養育支援児童福祉司の配置	３人（各児相１人）	増　員
市町村支援児童福祉司の配置	―　人	すべての児童相談所に配置
弁護士による法的助言体制の充実	週１回配置	週２回以上配置
一時保護専用施設の指定	― か所	５か所

※ 数値目標は，計画策定時における人口等に基づいて算定しています。

7　人材の育成

【現状と課題】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」において，児童相談所における職員体制や，専門性強化等の対策を講じることとされました。

本県においても「茨城県子どもを虐待から守る条例」において，虐待防止に関わる人材の専門性向上を図るため，研修機会の確保など必要な措置を講ずることとしています。

そこで，本県では新任児童福祉司に対する法定研修を実施するほか，職層別研修なども実施することにより，計画的な職員の資質向上に努めます。

また，本県では平成 22 年度より専門職の採用を継続的に進めていますが，経験年数の少ない職員も多いため，その資質向上も必要です。

さらに，市町村においても，相談体制の充実のため，職員の資質向上を図ることが課題となっています。

【施策展開の方向性】

○　児童相談所における法定研修や職層別研修等を含めた研修体系を策定し，職員の

専門性を含めた資質向上を図ります。

○　児童相談所におけるキャリア形成を明確にし，職員のモチベーション向上を図るため人材育成に関する指針等を策定します。

○　業務マニュアルを策定し，実務や研修における活用により，事務処理能力の向上と効率化を図ります。

○　市町村の児童福祉担当職員の資質向上を支援するため，担当職員向け研修を実施します。

【施策（取組）】

事業・施策	内　容
研修の実施	・職員の研修体系の構築 ・法定研修・職層別研修の実施 ・児童相談所人材育成指針の策定 ・市町村対象の研修の実施
業務の適正化・効率化	・児童相談所事務取扱要領の改訂 ・業務マニュアルの作成

８　調査研究

【現状と課題】

児童相談所においては，児童虐待を含めた児童相談等の状況について統計を作成し，児童虐待の動向等について検討を行っています。

しかしながら，近年の児童虐待事案の要因が複雑化，困難化していることなどを踏まえ，児童虐待の発生要因，児童虐待が児童に及ぼす影響等を様々な側面から分析し，多面的で効果的な施策につなげていくことが課題となっています。

【施策展開の方向性】

○　児童相談所における児童相談等の統計データを分析し，虐待事案の発生の要因等を的確に把握し，効果的な施策を進めます。

○　調査研究の結果を各児童相談所等で共有し，児童虐待対策等に活用します。

【施策（取組）】

事業・施策	内　容
児童虐待等に係る調査研究	・児童虐待等相談データの集計，分析 ・死亡事例検証結果等を活用した研究 ・特定テーマに関する調査，分析

第４章　計画の推進

【現状と課題】

次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会を実現していくためには，本計画に基づく虐待防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

本県では，計画の進行管理や評価を行うとともに，計画目標等の進捗状況について，毎年度本県のホームページで公表します。

【施策展開の方向性】

１　計画の進行管理及び評価

県は，計画に定める虐待防止に関する施策の実施状況について進行管理を行うとともに，茨城県要保護児童対策地域協議会等において実施状況を報告，評価を行います。

さらに，その評価結果に基づいて，ＰＤＣＡサイクルによる施策への反映に努めます。

２　計画の実施状況の公表

本計画における施策について，取組状況等について公表することにより県民の児童虐待防止等に対する注意喚起と意識醸成を図ります。

【施策（取組）】

事業・施策	内　容
報告及び評価の実施	・茨城県要保護児童対策地域協議会における報告 ・茨城県少子化対策審議会における報告，評価
実施（取組）状況の公表	・毎年度，茨城県ホームページにおいて公表

別紙

【虐待の種別】

児童虐待の定義（児童虐待の防止等に関する法律　第２条）

この法律において，「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童について行う次に掲げる行為をいう。

『身体的虐待』

児童の身体に外傷が生じ，又は生じるおそれのある暴行を加えること。

・打撲傷，アザ，骨折，頭部外傷，タバコによる火傷を負わせる。

・首を絞める，殴る，蹴る，叩く。・乳幼児を激しく揺さぶる。

・戸外に締め出す。・意図的に子どもを病気にする。等

『性的虐待』

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

・子どもと性交や性的な行為をする。・子どもに性器や性交を見せる。

・子どもの身体に触ったり，身体を触らせたりする。

・わいせつな写真などの被写体になる事を強要する。等

『ネグレクト（養育の怠慢・拒否)』

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置，保護者以外の同居人による前２号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

・食事が不十分，衣服・住居が著しく汚いなど，子供の健康を損なう状況に置く。

・重大な病気でも病院に連れて行かない。・子どもの意思に反して登校させない。

・乳幼児を車や自宅に放置する。・保護者以外の同居人による虐待を放置する。等

『心理的虐待』

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応，児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の提出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

・「死んでしまえ」，「お前なんか生まれてこなければよかった」などの暴言を吐く。

・他の兄弟と著しく差別する。・配偶者への暴力（DV）を子どもの目の前で行う。

・他の兄弟に虐待を行う。等

別紙

【用語の解説】

〇児童

本計画では，満１８歳未満の者をいいます（児童福祉法第４条に定義)。

〇子育て世代包括支援センター

市町村が設置する，妊娠初期から子育て期にわたり，妊娠の届出等の機会に得た情報を基に，妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ，保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による切れ目のない支援を行うための拠点です。

〇子ども家庭総合支援拠点

市町村が設置する，子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に，実情の把握，情報の提供，相談，調査，指導，関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点です。

〇里親

保護者のいない子どもや虐待等の理由により，保護者が養育することが適当でない子どもを都道府県知事が適当と認める者が家庭で養育する制度です。里親の種類は養育里親，専門里親，養子縁組里親，親族里親があります。

〇児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する様々な問題について，児童に関する家庭その他からの相談に応じ，必要な助言を行うとともに，要保護児童に対する指導や，児童相談所，児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行う機関です。

〇児童福祉司

児童福祉法に基づき児童相談所に配置される専門職員で，児童の福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行います。

〇児童心理司

児童相談所に配置される心理の専門職員で，児童の相談に応じ，診断面接，心理検査，観察などによって，心理診断などを行います。また，各種心理療法を行い，課題の解決を支援します。

〇要保護児童対策地域協議会

要保護児童等に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議等を行います。

【別掲３】

茨城県社会的養育推進計画

第１章　計画の概要

１　計画策定の趣旨

平成 28 年の児童福祉法等の一部を改正する法律（以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）において，子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに，子どもの家庭養育優先原則が明記されました。これらの改正を受けて，平成 29 年８月に「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において，今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

このため，本県では，平成 27 年３月に策定した「茨城県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し，新たに「茨城県社会的養育推進計画」を策定することとなりました。

本県における実情を踏まえつつ，子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向けて，社会的養育の現状と課題を整理し，本県における社会的養育の充実に必要な取組を進めていきます。

２　計画の期間

令和２年度から令和 11 年度までの 10 年間とし，計画期間を５年ごとの２期（前期・後期）に区分します。

３　計画の進行管理

計画を実効性のあるものにするため，ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行い，計画に基づく取組の実施状況や社会的養育を取り巻く環境の変化に応じ，関係機関との調整を継続しながら，概ね５年後に見直しを行います。

４　他の計画との関係

「茨城県社会的養育推進計画」は「茨城県次世代育成プラン」に位置づけ，「茨城県総合計画」との整合性を図ります。

茨城県社会的養育推進計画の前期計画分（令和２～６年度）については，令和元年度に県が策定する「茨城県次世代育成プラン」に位置づけ，本文に概要を掲載します。

また,「茨城県社会的養育推進計画」の後期計画分（令和７～11 年度）については，次期の「茨城県次世代育成プラン」に位置づける予定であり，その際には，前期計画の進捗状況を十分に検証した上で，施策展開の方向性や目標指標も含めて，必要な見直しを行います。

第２章　社会的養護の現状と将来推計

１　社会的養護に係る本県の現状

（１）児童人口の推移と将来推計

国勢調査の結果によりますと，本県の児童人口（0～19 歳）は，平成 17 年度が 583,210 人，平成 22 年度が 544,118 人，平成 27 年度が 504,708 人と減少傾向にあります。また，日本の都道府県別将来人口推計を基に推計したところ，本県の児童人口は，今後更に減少していくことが見込まれます。

※　児童福祉法において，児童の対象は 18 歳未満ですが，継続して支援を必要とする場合は 20 歳まで代替養育の対象とすることができるため，20 歳未満の人口を参考値としています。

（２）社会的養護に関する児童福祉施設等の現状

本計画では，主に乳児院，児童養護施設，里親及びファミリーホームに関することを取り上げています。

茨城県内には，乳児院が３か所，児童養護施設が 19 か所（うち１か所は，東京都入所定員の児童養護施設），里親登録が 262 組，ファミリーホームが６か所あります。

（３）社会的養護の現状

平成 31 年 3 月 31 日現在，本県では，乳児院 56 人，児童養護施設 540 人，里親 96 人，ファミリーホーム 24 人の計 716 人が施設入所又は里親等委託されており，里親等委託率は 16.8％です。

（４）茨城県家庭的養護推進計画の達成状況

本県では，これまで，平成 27 年３月に策定した「茨城県家庭的養護推進計画」に基づいて，家庭的養護を優先するとともに，施設養護についてもできるだけ家庭的な養

育環境の形態に変えていく取組を進めてきました。

【茨城県家庭的養護推進計画の前期目標と達成状況（平成 30 年度)】

	施設関係		里親・ファミリーホーム	
目　　標	小規模グループケア数	地域小規模児童養護施設数	ファミリーホーム実施数	里親等委託率
	４５か所	１３か所	５か所	１６．０％
達成状況	４３か所	１０か所	６か所	１６．８％
達 成 率	９５．６％	７６．９％	１２０％	１０５％

２　代替養育を必要とする子ども数の見込み

本県の児童人口は，今後減少していくことが見込まれます。一方で，新たに施設入所又は里親等委託された子ども数について，過去５年間の対前年度比の伸び率を算定したところ，平均で約９％増加しています。

このため，将来の人口推計を基に，代替養育を必要とする子ども数を年齢区分別に算出し，それぞれに当該数値を乗じて得た数を「代替養育を必要とする子ども数」とします。

代替養育を必要とする子ども数は，今後減少していくことが見込まれます。

【代替養育を必要とする子ども数】

	年齢区分	前期 （令和６年度）	後期 （令和 11 年度）
代替養育を必要とする子ども数	３歳未満	６０	５６
	３歳以上就学前	１２６	１１６
	学齢期以降	４９８	４５３
	合計	６８４	６２５

３　里親等委託が必要な子ども数の見込み

里親等委託が必要な子ども数については，茨城県内において現に施設入所している子ども（平成 31 年３月 31 日現在）のうち，児童相談所において里親等委託が適当と判断された子ども数を基に算出します。算出にあたっては，現状における委託可能な里親数にとらわれず，家庭養育優先原則に基づき，子どもの行動特性やケアニーズによって判

断しています。

里親等委託が適当と判断された子どものうち，「実親が子どもを連れ去るリスクや里親に対する個人攻撃のおそれがある」，「子どものケアニーズが満たせない」ケースについては，里親等に委託することで子どもが健やかに養育される権利を保障することが困難であることから，「施設で養育が必要な子ども数」に反映します。

里親委託について保護者の同意が得られなかった数については，家庭養育優先原則の理念に基づき，特に乳幼児は家庭により近い環境で養育されることが求められており，乳幼児の委託受入可能な里親は年長児に比べると確保しやすいこと等から，里親委託に係る実親の同意取得を積極的に進めることとし，３歳未満については「里親等委託が必要な子ども数」に反映します。

３歳以上就学前の子どもについては，保護者の同意を得て里親委託を推進するには一定の期間を要すること等を考慮し，前期５年間（～令和６年度）にあっては保護者から同意が得られない数の約５割を，後期５年間（～令和 11 年度）にあっては約８割を「里親等委託が必要な子ども数」に反映します。

学齢期以降の子どもについては，保護者の同意を得て里親委託を推進するには，乳幼児に比べて，施設での生活が長い学齢期以降の保護者からの同意取得は困難度が高いこと，学齢期以降の子どもを受け入れる里親の確保に一定の期間を要すること等を考慮し，後期５年間（～令和 11 年度）については，保護者から同意が得られない数の約８割を「里親等委託が必要な子ども数」に反映します。

なお，「里親等委託が必要な子ども数」及び「里親等委託率の目標率」の数値目標の設定は，子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために，必要な取組を計画的に進めるものです。個々の子どもに対する具体的な措置は，子どもの最善の利益や家族再統合などを十分に踏まえて行います。

【里親等委託が必要な子ども数】

	年齢区分	前期 （令和６年度）	後期 （令和 11 年度）
里親等委託が必要な子ども数	３歳未満	４２人	４０人
	３歳以上就学前	６８人	８１人
	学齢期以降	１３２人	２７５人
	合　計	２４２人	３９６人

【里親等委託率の目標率】

	年齢区分	前期 （令和６年度）	後期 （令和 11 年度）
里親等委託率	３歳未満	70.0%	71.4%
	３歳以上就学前	54.0%	69.8%
	学齢期以降	26.5%	60.7%
	合　計	35.4%	63.4%

第３章　社会的養育推進に向けた基本的方針と施策

１　当事者である子どもの権利擁護の取組

社会的養護に関する施策を検討する際に，措置や一時保護された子どもの権利擁護の観点から当事者である子どもの参画を求め，第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うことが求められています。

本計画の策定にあたっては，児童養護施設退所者や里親委託経験者からインタビュー調査（以下「社会的養護経験者インタビュー調査」という。）を行い，一時保護，施設措置又は里親委託の期間における生活，退所前の準備，退所後の局面における具体的な課題や改善が必要な点について聞き取りを行うことで，今後の社会的養育に関する施策に反映します。

【現状と課題】

- 施設に入所している子どもについては，児童相談所職員が「施設生活の手引き」を手渡し，権利擁護や意見表明について年齢に応じた説明を行っています。
- 里親に委託されている子どもの権利擁護については，平成 30 年度に児童相談所職員，里親支援専門相談員等で構成されたワーキングチームにおいて議論を重ね，「子

どものための権利擁護（里親家庭で安心して生活するために)」を作成しました。

・　児童相談所では，施設入所している子どもを対象に，少なくとも年１回は訪問調査を実施し，施設生活，学校生活，家族交流の様子を聞き取り，権利擁護や今後の処遇方針の見通しについて説明を行っています。

・　被措置児童等虐待の予防については，職員の援助技術向上や組織的な運営・体制を整備するための研修等を実施しています。また，施設内や里親委託中に被措置児童等虐待の可能性について把握した場合，県青少年家庭課と児童相談所は協力して子どもの安全確認を行い，事実を的確に把握するための調査を実施しています。また，被措置児童等虐待について，事実確認や必要な措置を講じた場合には，茨城県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会へ報告しています。

・　平成 28 年改正児童福祉法により，児童福祉審議会が子どもや関係者から意見聴取することができることとされました。

【施策展開の方向性】

○　今後も引き続き，児童相談所が子どもの処遇を決定する際の意見聴取や説明を丁寧に実施します。

○　被措置児童等虐待の予防については，　施設職員や里親向けの各種研修を実施します。

○　児童福祉審議会における子どもからの申立てによる審議，調査の仕組みなど，権利養護に関する仕組みについては，国の調査研究の結果等を踏まえ，仕組みの構築に向けて，必要な検討を行います。

２　市町村の相談支援体制の構築

（１）市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援・取組

【現状と課題】

・　「児童虐待防止対策総合強化プラン」において，令和４年度までに子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することが定められています。

・　令和元年度現在，４市町において子ども家庭総合支援拠点が設置されています。

【施策展開の方向性】

○　子ども家庭総合支援拠点の整備については，国の動向を注視し，市町村に対して専門的な助言を行う仕組みをつくり，専門的な人材育成のための研修を実施します。

○　地域子ども子育て世代包括支援センターについては，更なる設置促進と機能充実を図るため，引き続き市町村を支援します。

【目標指標】

目標指標	令和元年度	令和４年度
子ども家庭総合支援拠点	４市町村	44 市町村

（２）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

児童家庭支援センターは，虐待相談が急増する中で，児童相談所の補完的役割を果たす拠点として平成９年に制度化され，児童に関する相談のうち，専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ，児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者から通告があった場合の児童又は保護者に対する指導などの業務を委託（以下「指導委託」という。）することができます。

令和元年度から，活動実績の多い児童家庭支援センターにより重点的に予算配分されるよう基準額表が改定され，児童家庭支援センターの機能強化や更なる充実が求められています。

【現状と課題】

・　平成 31 年３月 31 日現在，県内に２か所の児童家庭支援センターを設置し，地域における相談・支援体制の強化を図っています。

・　平成 30 年度の児童相談所からの指導委託の件数は５件ですが，児童相談所の児童虐待の相談対応件数が急増している中，更なる指導委託の実施や，児童相談所（児童分室を含む。）との連携強化が求められています。

【施策展開の方向性】

○　児童家庭支援センターについて，令和 11 年度までに県内５か所の設置を目指します。

○　児童家庭支援センターと児童相談所（児童分室を含む。）との密接な連携を図り，更なる指導委託の実施を推進します。

【目標指標】

目標指標	令和元年度	前期 （令和６年度）	後期 （令和 11 年度）
児童家庭支援センターの設置数	２か所	３か所	５か所

３　里親等委託の推進に向けた取組

虐待など様々な事情により，家庭での養育が困難となった子どもについては，心身共に健やかに成長できるよう，家庭養育優先原則に基づき，家庭における養育環境と同様の養育環境である里親等委託を推進していくことが求められています。また，平成 28 年改正児童福祉法において，里親に関する業務（以下「フォスタリング業務」という。）が都道府県の業務として位置づけられました。

今後，里親等委託を推進するためには，受け皿となる里親を大幅に増やすとともに，質の高い里親養育を提供できるよう，児童の養育に係る専門性や経験を有する乳児院及び児童養護施設の協力を得ながら，段階的にフォスタリング業務の委託の範囲を拡大し，一連の業務を包括的に実施する民間フォスタリング機関の実施体制を構築していくことが求められています。

（１）フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

フォスタリング業務は，都道府県の本来業務ですが，その事務の全部又は一部を委託することができます。フォスタリング業務の一部を民間機関に委託して実施する場合には，児童相談所がフォスタリング機関として位置づけられます。都道府県から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関は「民間フォスタリング機関」と呼ばれています。

【現状と課題】

・　これまでも，セミナーの開催等による里親制度の普及啓発，里親の資質向上を図るための研修の実施，子どもと里親家庭のマッチング，委託児童受入れ後の家庭支援などのフォスタリング業務について，児童相談所を中心に，一部の業務については児童福祉施設を運営する社会福祉法人や当該法人等で構成される団体に委託して実施しています。令和元年度については新たに，里親の新規開拓のための「里親制

度等普及促進・里親リクルート事業」を民間委託により実施しています。

- 県内３か所の児童相談所に「里親委託推進員」を配置して里親委託を推進するとともに,「里親支援専門相談員」を配置する県内 17 か所の乳児院及び児童養護施設,児童家庭支援センター並びに茨城県里親連合会を県が「里親支援機関」に指定し,里親支援の充実を図っています。
- 里親支援機関は,「里親支援機関連絡会議」を年４回開催し，里親制度の普及啓発状況や現状の里親施策の改善方法について情報を共有しています。また，地域ごとに，児童相談所の里親担当職員と里親支援専門相談員が定例会議を開催し，里親家庭の訪問に関する役割分担や養育状況，支援の進捗状況について情報共有し，支援の質の向上を図っています。
- これらの取組を通じて，平成 28 年度は 12.4%であった里親委託率が平成 30 年度は 4.4%増の 16.8%となるなど，本県の里親委託率は増加傾向にあるものの，全国平均（19.7%）と比べて低い状況にあります。
- 現在の本県の里親支援は児童相談所が中心となり，フォスタリング業務の一部を民間委託して実施していますが，児童虐待の相談対応件数の増加などに伴い業務量が増加しており，里親制度の普及啓発や里親のリクルート，研修，支援等を推進することが課題となっています。また，今後，民間フォスタリング機関を設置するにあたっては，業務の役割分担や関係機関との協力体制の構築などについて十分に検討する必要があります。
- 社会的養護経験者インタビュー調査では，里親等委託を推進することに肯定的な意見が多く聞かれた一方で,「社会的養護の子ども達の多くは，大人をすぐに信用できないため，関係性ができている施設職員が定期的に見守りに来てくれると安心」,「里親が親代わりだとすれば，支援員は里親や子どもにとって親戚と思えるぐらいの密接な関係ができれば相談しやすい」,「里親宅での生活は，特定の大人しかいないため，不適切な関わりを見逃さないよう訪問支援を徹底してほしい」など，訪問支援の重要性についての意見もありました。

【施策展開の方向性】

○　里親のリクルート及びアセスメント，里親登録前後及び委託後の里親に対する研修，子どもと里親家庭のマッチング，子どもの里親委託中における訪問等支援，里親委託解除後の支援等のフォスタリング業務の民間委託について，関係機関と効果

的な事業実施の方法等を検証しながら，推進していきます。

○　フォスタリング機関は，里親の普及啓発，リクルート，研修，支援を包括的に実施する体制の構築が不可欠であり，地域の実情に応じた効果的なフォスタリング業務の実施体制を選択する必要があることから，児童相談所と民間フォスタリング機関を併用しながら，各児童相談所（児童分室を含む。）管内にそれぞれ１か所の民間フォスタリング機関の設置を目指します。

○　子どもの里親委託中における訪問支援については，当事者の意見を踏まえて，効果的な支援方法等について，必要な検討を行います。

【目標指標】

目標指標	令和元年度	前期 （令和６年度）	後期 （令和 11 年度）
民間フォスタリング機関の設置数	０か所	５か所	５か所

（２）必要な里親数の確保

【現状と課題】

・　平成 31 年 3 月 31 日現在，本県には，養育里親 190 組，専門里親 11 組，養子縁組里親 99 組（うち 52 組は養育里親と重複），親族里親 14 組が登録されており，里親登録数の合計は 262 組となっています。

・　登録里親の意向等調査の結果から，養育里親 190 組のうち 73 組については実際の委託を受けることが困難な状況（連絡不可，受入れ不可の意思表示など）にあり，委託可能な養育里親（ファミリーホームを含む。）の数は 117 組となっています。

・　また，実際に児童が委託されている養育里親（ファミリーホームを含む。）の数は 70 組，委託可能な養育里親の数に占める割合は 59.8％となっており，里親の意向等（養子縁組希望，性別や対象年齢の希望など）から実際の里親委託に結びついていない現状にあります。

・　今後，里親等委託を推進するためには，代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることができる「養育里親」を中心として，社会的養護の受け皿となる里親等を確保する必要があります。

・　本県では，各児童相談所に「里親委託推進員」を配置するとともに，「里親支援専

門相談員」を配置する県内 17 か所の乳児院及び児童養護施設，児童家庭支援センター並びに茨城県里親連合会を「里親支援機関」に指定し，協働してセミナーの開催等による里親制度の普及啓発活動を実施してきました。

・　社会的養護経験者インタビュー調査では，「里親制度がよいかどうかは，委託される里親によると思う。里親の数を増やすときに，人間性を確認したり，養育里親としての専門的なスキルをきちんと身に付けているなど，質も考えてほしい」との指摘もありました。

【施策展開の方向性】

○　今後，里親等委託を推進するためには，代替養育を必要とする子どもを幅広く受け入れることができる「養育里親」を中心として，社会的養護の受け皿となる里親等を確保します。

○　里親登録に必要な研修では，養育里親に必要な専門的なスキルや心構えを習得できるよう，研修方法や内容について必要な検討を行います。

○　児童の養育に係る専門性や経験を有する乳児院及び児童養護施設，茨城県里親連合会などの関係団体と連携を図りながら，里親制度の普及活動やリクルート活動を実施し，社会的養護の受け皿となる養育里親の確保を図ります。

【目標指標】

	令和元年度	前期 （令和６年度）	後期 （令和 11 年度）
養育里親の登録数	１１７組　※1	４０５組　※2	６６２組　※2

※１　養育里親数 190 組のうち，音信不通や登録消除，受入不可の意思表示をしている数（73 組）を除した数

※２　養育里親の登録数の目標値については，「里親等委託が必要な子ども数」及び「平成 30 年度の委託里親の割合（59.8%）」を踏まえて算定

４　特別養子縁組等の推進に向けた取組

家庭における養育が困難な場合には，パーマネンシー保障となる特別養子縁組及び普通養子縁組（以下「特別養子縁組等」という。）は，有効な選択肢の一つとされています。平成 28 年改正児童福祉法で，特別養子縁組等に関する相談・支援が児童相談所の業務と

して位置づけられていることから，特別養子縁組等に関する相談支援体制を検討することが求められています。

また，民間あっせん機関に対する支援や連携方策を検討することが求められています。

【現状と課題】

- 家庭における養育が困難であり，長期的に実親の養育が望めない場合には，特別養子縁組等を検討しています。
- 令和元年 10 月 1 日現在，全国で 21 か所の事業所が許可を受けて，養子縁組あっせん事業を実施しています。本県には，1 か所の民間あっせん機関（平成 30 年 10 月 1 日許可）があります。

【施策展開の方向性】

○ 長期的に実親の養育が望めない場合について，積極的に特別養子縁組等の検討を行います。

○ 児童相談所における特別養子縁組等に関する相談支援体制について検討します。

○ 民間あっせん機関との連携方策について検討し，特別養子縁組等の普及促進を図ります。

5 施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

（1）施設で養育が必要な子ども数について

「施設で養育が必要な子ども数」については，「代替養育を必要とする子ども数」から「里親等委託が必要な子ども数」を減じて得た数により算出すると，令和 6 年度が 441 人，令和 11 年度が 229 人となります。

なお，「施設で養育が必要な子ども数」は，子どもの行動特性やケアニーズから施設で養育されることが望ましいと判断された子どもの数であり，施設入所が必要な子どもの最低限の人数を算定したものとなっています。

※ 県内の乳児院及び児童養護施設を対象に，令和元年 10 月 1 日時点での将来的な定員見込みを調査した結果は，以下のとおりです。

【乳児院及び児童養護施設の施設定員の合計数】

	平成 31 年度	令和 6 年度	令和 11 年度

乳児院及び 児童養護施設	７０８	６６２	６２１

令和元年 10 月１日　茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課調べ

【現状と課題】

・　平成 31 年 3 月 31 日現在，施設入所している子ども数は 596 人です。今後人口減少に伴う代替養育を必要とする子ども数の減少や，家庭養育優先原則に基づく里親等委託の増加により，施設入所子ども数は減少していくことが見込まれます。

・　近年の児童相談所における児童虐待の相談対応件数の増加等に伴い，一時保護の件数が急増し，児童養護施設等の一時保護委託数は５年前と比べて約２倍に増加しています。ケアニーズの高い子どもに対して，より短期間のうちに集中的に専門的なケアを提供する施設の重要性は今後も増大することが見込まれます。

【施策展開の方向性】

○　家庭養育優先原則の理念の下，パーマネンシー保障が確立し，代替養育を必要とする子ども数に対して十分な養育里親数を確保するとともに，質の高い養育を提供できる体制が実現するまでの間，保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう社会的養護の受け皿を確保します。

○　特に，施設での養育を必要とする子どもに対して，できる限り家庭的で高機能化された養育環境の下に，専門的なケアが求められていることから，乳児院及び児童養護施設の小規模かつ地域分散化，高機能化及び多機能化・機能転換を推進します。

○　本県では，施設の役割・機能を縮小させるのではなく，地域の社会的養育を支える専門的な拠点として，これまで以上に専門的な役割を担ってもらうための取組を支援します。

（２）施設の小規模かつ地域分散化について

【現状と課題】

・　平成 31 年 3 月 31 日現在，小規模グループケアについては，乳児院２施設３か所，児童養護施設 15 施設 39 か所，地域小規模児童養護施設７施設 10 か所で実施しています。

・　本計画に伴う施設ヒアリングの中で「小規模かつ地域分散化にあたっては，職員一人ひとりの高い専門性の構築やグループ内での課題が周囲に伝わりにくいなど職員が孤立しないような工夫が必要である」，「人口減少の影響は子どもだけでなく，労働人口にも大きく影響し，人材確保が非常に難しい」などの課題が挙げられています。

【施策展開の方向性】

○　各施設が策定した社会的養育推進計画の工程に基づいて，各施設の小規模かつ地域分散化を推進できるよう支援するとともに，国の動向等を注視し，施設整備を計画的に進めます。

○　各施設が行う小規模かつ地域分散化に必要な人材確保を支援します。

【目標指標】

	令和元年度	前期 （令和 6 年度）	後期 （令和 11 年度）
小規模グループケア数	42 か所	61 か所	71 か所
地域小規模児童養護施設数	10 か所	21 か所	27 か所

（３）施設の高機能化及び多機能化・機能転換

【現状と課題】

・　フォスタリング業務の一部（里親研修・里親トレーニング事業，里親制度等普及促進・里親リクルート事業）について民間団体に業務を委託しています。

・　平成 31 年 3 月 31 日現在，茨城県内に児童家庭支援センターを 2 か所設置し，児童相談所の補完的役割や地域の児童福祉相談，市町村支援，里親支援の役割を担っています。

・　本計画に伴う施設ヒアリングの中で「人口減少の影響は子どもだけでなく，労働人口にも大きく影響し，人材確保が非常に難しい」，「地域や里親等の関係機関との連携や専門性の高いソーシャルワーク技術の獲得など新たな役割が求められ，入所施設としての専門性を維持しながら，多機能化のための人材確保，人材育成に難しさがある」などの課題が挙げられています。

・　本県では，一時保護の増加に伴い，施設に対する一時保護委託数が増加しています。施設の空き定員の範囲内で一時保護児童を受け入れていることから，受入時期

が予見できないため一時保護委託のための職員は配置されておらず，措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境となる等，子どもに対する負担や影響が大きいのが現状です。

【施策展開の方向性】

○　乳児院及び児童養護施設に対して，包括的にフォスタリング業務を担うことが可能な民間機関を育成するという視点をもって，将来的に民間フォスタリング機関の設置を見据えたフォスタリング業務委託を推進します。

○　一時保護が必要な子どもに対して適切な支援が行えるよう，児童養護施設に一時保護専用施設の設置を目指します。

○　乳児院及び児童養護施設が「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となれるよう，児童家庭支援センターの更なる設置を目指します。

○　施設職員に対する各種研修を実施し，施設の高機能化及び多機能化に必要な職員の資質向上を図ります。

【目標指標】

	令和元年度	前期 （令和６年度）	後期 （令和 11 年度）
民間フォスタリング機関	０か所	５か所	５か所
一時保護専用施設	０か所	５か所	５か所
児童家庭支援センター	２か所	３か所	５か所

６　一時保護機能の充実強化

（１）一時保護の環境及び体制整備

児童福祉法第 33 条の規定に基づき，児童相談所長又は都道府県知事が必要と認める場合には，子どもの安全確保，適切な保護を行い，子どもの心身の状況，置かれている環境などの状況を把握するため，本県が設置する一時保護所に保護し，又は児童福祉施設や里親等に一時保護を委託することができます。

【現状と課題】

・　従来の一時保護所は，男女混合での集団処遇でしたが，平成 24 年の水府町庁舎への移転後は，一時保護児童の処遇向上を目指した個別処遇体制を見据えて，男子学

齢児(12 名）及び女子学齢児・幼児(12 名，６名）の２つのユニット構造になっています。

・　一時保護所で保護された子どもの権利擁護を図るため，子どもからの意見をくみ取る仕組みをマニュアル化し，運用しています。

・　現状の一時保護所の体制では，子ども一人ひとりの状態に合わせた個別的な対応が十分にできていない場合があることや，学校へ通学できないことが多いなど学習権保障の問題，一時保護期間の長期化などの問題が指摘されています。

・　児童虐待事案を主とする緊急一時保護の増加と一時保護期間の長期化に伴い，児童養護施設等への委託一時保護が大幅に増加しています。

・　一時保護所では，虐待を受けた子どもだけでなく，児童福祉施設や里親家庭において不適応行動を起こした子どもについても，保護することが求められています。しかし，現在の一時保護所の設備や人員配置では，様々な問題を抱えた児童が同じ空間で生活することとなり，それぞれの児童に配慮した処遇を行うことが困難となっています。

【施策展開の方向性】

○　虐待を受けた子どもや不適応行動があった子どもを保護し，行動観察や短期入所指導を効果的に行うために，一時保護所の人員配置の見直しや環境整備等を行い，一時保護所の機能強化を図ります。

○　児童養護施設に一時保護専用施設を設置し，一時保護所での受入困難時に対応できる体制を整備します。

（２）一時保護委託の体制整備

一時保護委託については，子どもの状態に応じて，可能な場合は里親への委託を検討します。緊急保護のため委託先の里親が即座に見つからない場合や，虐待の影響により心身の疾病や傷害があるなど，よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合には，施設への一時保護委託を検討しています。

【現状と課題】

・　平成 30 年度の一時保護委託は 338 件と５年前と比べて２倍以上増加しており，同年度に一時保護所で保護した 234 件を大きく上回っています。

・　一時保護所では，心理的身体的アセスメントがない状況での保護のため，単純に

保護するだけでなく，一時保護中の行動観察を伴うなどの専門性が求められます。

・　緊急保護による一時保護委託が多いために，委託先の里親が即座に見つからないことなどから，委託に至らないのが現状です。

・　乳児院及び児童養護施設への一時保護委託については，受入時期が予見できないため，受入れのための職員体制を維持することができないことや，措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境になることにより，双方への影響が大きいことなどの課題が挙げられています。

・　義務教育中の一時保護児童が，在籍校から離れた場所で一時保護委託された場合，転籍できないことから，学校に通学できない期間が生じる場合があり，学習権を保障する方策が必要です。

【施策展開の方向性】

○　一時保護が必要な子どもの行き場がなくなることがないように，十分な受け皿を確保します。

○　児童養護施設等で行われる一時保護委託については，一時保護に必要な支援が行われるよう，施設職員向けの研修や，関係機関との連携強化を図ります。

○　一時保護の目的を達成した上で，一時保護中であっても，原籍校への通学に対応できるように，登録里親と一時保護委託の協力体制の構築について検討を進めます。

○　安定した一時保護の受入れ体制を整備するため，児童養護施設の定員外に一時保護委託専用施設の設置を目指します。

【目標指標】

	令和元年度	前期 （令和６年度）	後期 （令和 11 年度）
一時保護専用施設	０か所	５か所	５か所

7　施設退所者等に対する自立支援の充実

【現状と課題】

・　児童養護施設等に入所中の子どもに対する就職に必要な資格取得費用や，児童養護施設等を退所して就職又は大学等に進学した者（保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に限る。）に対する家賃，生活費の貸付けについては，茨城県社会福

祉協議会が実施主体となり，本県が自立支援資金の貸付けに当たって必要な指導・助言をしています。

・　児童養護施設等に入所している子どもに対して，就業促進のための運転免許取得費用の一部助成を行っています。

・　施設退所者等のうち引き続き支援が必要な者を対象として，22 歳の年度末まで生活費や居住費等の補助を行っています。

・　平成 30 年度から，児童養護施設を運営する社会福祉法人に「児童養護施設退所者等アフターケア事業」を委託し，児童養護施設退所者等の社会的自立に向け，就労・進学継続に向けた入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るとともに，個別の継続支援計画を策定し，22 歳の年度末まで必要な援助を受けられる体制整備の実施に取り組んでいます。

・　平成 31 年３月 31 日現在，自立援助ホームは，県内に５か所あります。

・　平成 29 年度から，自立援助ホームに心理担当職員を配置し，心理面から入居児童の自立支援を行う「児童養護施設等社会復帰支援事業」，自立のために支援継続が適当な場合に，22 歳の年度末まで必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」及び自立援助ホームに入所し，大学等就学中の生活支援を行う「就学者自立生活援助事業」を実施しています。

・　社会的養護経験者インタビュー調査では，「里親や施設から，就労や進学ができるとうれしいと思う」「社会的養護の子どもたちが将来使える支援などが事前に分かっていれば，進学を前向きに検討するなど，進路の考え方も変わってくると思う」などの意見がありました。

【施策展開の方向性】

○　児童養護施設等を退所する子どもの社会的自立に向け，入所中の相談体制及び退所後のアフターケアの充実を図るなどの支援に取り組みます。

○　施設退所者等に対する自立支援施策について，当事者である子どもたちに広く周知する仕組み等について，必要な検討を行います。

○　自立援助ホームにおいて，大学等就学中の生活支援や，心理的な支援などを行います。

○　自立援助ホームの運営や整備等に対して支援を行います。

８　児童相談所の強化等に向けた取組

【現状と課題】

・　国では，「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を平成 30 年 6 月に決定し，同年 12 月には「児童虐待防止対策総合強化プラン」を策定するなど，すべての子どもが，地域でつながりを持ち，虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応，虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで，切れ目のない支援を提供するための取組みがなされることとされました。

・　本県においても，「茨城県子どもを虐待から守る条例」において，児童福祉司等の専門職員について，国の定める基準を超える人数の配置等の体制強化に努めることとしています。

・　また，本県の児童相談所における相談対応件数は，平成 25 度以降増加傾向にあり，平成 30 年度は全相談が 5,995 件となり対前年比で約８％の増加となり，その内虐待相談が 2,687 件と全体の約 45％を占めています。

・　特に虐待相談については，複雑化，困難化した事案が増加し，一時保護等の行政処分や法的対応等が必要となる事案も増えており，それらの事案に迅速かつ適切な対応を図るため，児童福祉司等の増員等を含めた児童相談所の体制強化が急務となっています。

・　平成 28 年改正児童福祉法において，フォスタリング業務や特別養子縁組等に関する相談・支援が，児童相談所の業務として位置づけられました。平成 30 年度３月 31 日現在，里親養育支援児童福祉司３名，里親委託推進員３名を配置しています。

【施策展開の方向性】

○　児童相談所において，児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに，里親等委託の推進や，市町村の相談支援体制の強化等を図るため，児童相談所における職員の増員を図ります。

○　児童虐待事案に迅速かつ適切な対応等が図れるよう，児童相談所（児童分室を含む）の組織体制の充実を図ります。

別紙１

【用語の解説】

○　社会的養護

保護者のない児童や，保護者に監護させることが適当でない児童を，公的責任で社会的に養育し，保護するとともに，養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指しています。

○　社会的養育

社会が子どもの養育に対して，保護者とともに責任を持つという考え方に基づき，全ての子どもを対象として支援を行う考え方を表したものであり，「社会的養護」のみならず，市区町村が行う地域子育て支援拠点事業などの地域における子育て支援施策全般も含まれるものを指します。

○　家庭養育優先原則

児童福祉法第３条の２に規定されています。主な内容として，「国・地方公共団体は，児童が家庭において健やかに養育されるよう，保護者を支援するものとする。ただし，家庭における養育が適当でない場合には，児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう，必要な措置を講ずるものとする。」とされています。

○　児童養護施設等

児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設，児童自立支援施設，ファミリーホーム，里親，自立援助ホームを指します。

○　養育里親

養育里親とは，様々な事情により家庭で暮らせない子どもを一定期間自分の家庭で養育する里親です。保護者が子どもを引き取れるようになるまで，又は子どもが自立するまでの一定期間養育します。養育里親は，所定の研修を受けるなど一定の要件を満たす必要があります。

○ 専門里親

専門里親とは，養育里親のうち，虐待や非行，障害などの理由により，専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親のことを指します。専門里親は，養育里親の要件に加え，養育里親として 3 年以上の委託児童の養育を経験し，専門里親研修を修了する必要があります。

○ 養子縁組里親

養子縁組里親とは，養子縁組（基本的には特別養子縁組）を希望する方が養子縁組の必要な子どもを養育します。期間は縁組が成立するまでです。

○ 親族里親

親族里親とは，両親や監護する者が死亡，行方不明，拘禁，疾病による入院などにより，子どもを養育できない場合に，祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

○ ファミリーホーム

ファミリーホームとは，養育里親である養育者の住居において，子ども５～６人の養育を行うもので，養育里親を大きくした里親型グループホームを指します。

○ 被措置児童等虐待

被措置児童等虐待とは，施設職員等が被措置児童等に行う虐待行為をいいます。

○ 施設職員等

施設職員等とは，児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設，自立援助ホーム，ファミリーホーム，一時保護所に従事する者や，里親とその同居人を指します。

○ 被措置児童等

児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設，自立援助ホーム，ファミリーホーム，一時保護所，里親に委託され，入所している児童をいいます。

○ 子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に，実情の把握，情報の提供，相談，調査，指導，関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うために，市区町村が設置する拠点を指します。

○ パーマネンシー保障

パーマネンシー保障とは，特別養子縁組等による永続的な解決を指します。

○ フォスタリング業務

フォスタリング業務とは，里親のリクルート及びアセスメント，里親登録前後及び委託後における里親に対する研修，子どもと里親家庭のマッチング，子どもの里親委託中における里親養育支援，里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において，子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援を指します。

○ フォスタリング機関

一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を指します。

○ 民間フォスタリング機関

都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を指します。

○ 自立援助ホーム

自立援助ホームは，義務教育を終了した満 20 歳未満の児童等や，大学等に在学中で満 22 歳になる年度の末日までにある者(満 20 歳に達する日の前日に自立援助ホームに入居していた者に限る。）であって，児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し，これらの者が共同生活を営む住居において，相談その他の日常生活上の援助，生活指導，就業の支援等を行う事業のことを指します。

数値目標一覧

指標名	現状値	目標値
妊娠・出産について満足している者の割合	**85.3%（H30 年度）**	**91.5%（R６年度）**
県の結婚支援事業による成婚数（経年累計）	**2,150 組（R 元年度）**	**2,900 組（R６年度）**
雇用者の正規雇用率	61.5%（H29 年度）	63.6%（R６年度）
子育て世代包括支援センターを実施する市町村数	24 市町村（H31.4.1）	44 市町村（R６年度）
いばらき子育て家庭優待制度の協賛店舗数	5,800 店舗（R 元年度）	7,200 店舗（R６年度）
放課後児童クラブの実施箇所数	**1,018 箇所（R 元年度）**	**1,156 箇所（R６年度）**
県内中小企業における年次有給休暇取得率	**52.68%（H29 年度）**	**62.5%（R６年度）**
県内企業の１ヶ月あたり所定外労働時間数	**12.7 時間（H30 年度）**	**8.4 時間（R６年度）**
男性の家事・育児に携わる時間	39 分（H28 年度）	66 分（R３年度）
待機児童数（4.1 現在）	**345 人（H31.4.1）**	**０人（R３年度）**
待機児童数（10.1 現在）	640 人（R1.10.1）	０人（R６年度）
保育の提供数	63,644 人（R 元年度）	70,604 人（R6 年度末）
保育士等の数	10,034 人（R 元年度）	11,553 人（R6 年度末）
児童福祉司の数	83 人（R 元年度）	104 人（R６年度）
児童心理司の数	38 人（R 元年度）	53 人（R６年度）
ペアレント・トレーニング開催市町村数	**14 市町村（R 元年度）**	**44 市町村（R４年度）**
児童家庭支援センター設置数	２箇所（R 元年度）	３箇所（R６年度）
里親等委託率	16.8%（H30 年度）	35.4%（R６年度）
民間フォスタリング機関設置数	０箇所（R 元年度）	5 箇所（R６年度）
小規模グループケア数	42 箇所（R 元年度）	61 箇所（R6 年度）
地域小規模児童養護施設数	10 箇所（R 元年度）	21 箇所（R６年度）
訪問型家庭教育支援に取り組む市町村数	**17 市町村（R 元年度）**	**27 市町村（R６年度）**
母子家庭等就業・自立支援センターの職業紹介による就職件数	**21 件（H30 年度）**	**40 件（R６年度）**
子どもの貧困対策に関する計画の策定市町村数	１市町村（R 元年度）	44 市町村（R６年度）
県内の子ども食堂の数	62 食堂（R 元年度）	77 食堂（R６年度）

※太字は本文に記載する主要指標